

(仮称)大阪市こどもの貧困対策推進計画(第2期)

(大阪市こども計画 別冊)

案

(令和6年11月27日現在)

令和●年●月

大阪市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 はじめに	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の趣旨	3
(3) 計画の位置づけと対象範囲	4
(4) 計画期間	4
(5) 第1期計画の振り返り	5
2 こども、子育て家庭の状況	18
(1) 大阪市子どもの生活に関する実態調査の概要	18
(2) 困窮度の分類	19
(3) 経済的資本の欠如の状況	19
(4) ヒューマンキャピタルの欠如の状況	28
(5) ソーシャルキャピタルの欠如の状況	35
3 主な課題	44
(1) 家計と収入に関すること	44
(2) ひとり親世帯等に関すること	44
(3) 学習習慣・生活習慣に関すること	45
(4) つながりに関すること	45
(5) 必要な支援の利用に関すること	46
第2章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	47
2 重視する視点	47
3 施策体系	48
4 計画の目標と指標	56
第3章 主な取組	58
施策1 学びの支援の充実	58
施策2 家庭生活の支援の充実	66
施策3 生活基盤の確立支援の充実	72
施策4 つながり・見守りの仕組みの充実	79
第4章 計画の推進にあたって	83
1 計画の推進体制	83

2 計画の進捗管理	83
3 関係機関との連携	83
参考資料	84
1 用語の説明	84
2 こども・子育て支援会議条例	86
3 こども・子育て支援会議条例施行規則	88
4 大阪市こどもの貧困対策推進本部設置要綱	88
5 パブリック・コメント手続きの実施結果について	91
6 図表目次	93

第1章 計画の策定にあたって

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

我が国のこどもの貧困率は長期的な傾向としておおむね緩やかに上昇していましたが、平成24年には過去最高の16.3%となり、また、こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の相対的貧困率も昭和60年以降50%を下回ったことがなく、平成24年には54.6%となるなど、非常に高い水準となっていました(図1-1、1-2)。国際的に比較しても、OECD(経済協力開発機構)加盟国34か国の中で厳しい状況にあることが明らかとなりました。

こうした状況を背景に、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。また、同年8月には、こどもの貧困対策に関する基本的な方針などを定めた「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

令和3年の国民生活基礎調査に基づき発表された全国のこどもの貧困率は11.5%となりましたが、依然としておよそ8～9人に1人のこどもが平均的な生活水準の半分未満で暮らす相対的貧困の状態にあるとされています。

これまで、国の関係省庁や地方自治体では、様々な法律に基づいてこどもに関する取組が進められてきました。

令和4年6月、これらのこどもに関する取組を進めるにあたっての基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための共通の基盤、包括的な基本法として「こども基本法」(令和4年法律第77号)が制定され、令和5年4月から施行されました。併せて、国におけるこども政策を推進する体制の強化を図るため、同月、こども家庭庁が設置されています。

また、施行された「こども基本法」に基づき、幅広いこども施策を総合的に推進するため、「子供の貧困対策に関する大綱」をはじめ、「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」の既存の3つの大綱を一元化し、今後5年程度の基本的な方針や重要事項を一元的に定めた「こども大綱」(以下「大綱」といいます。)が策定され、令和5年12月に閣議決定されました。

大綱では、こどもの貧困対策については、基本的な方針である6つの柱のうちのひとつとして、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること」と位置付けられ、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

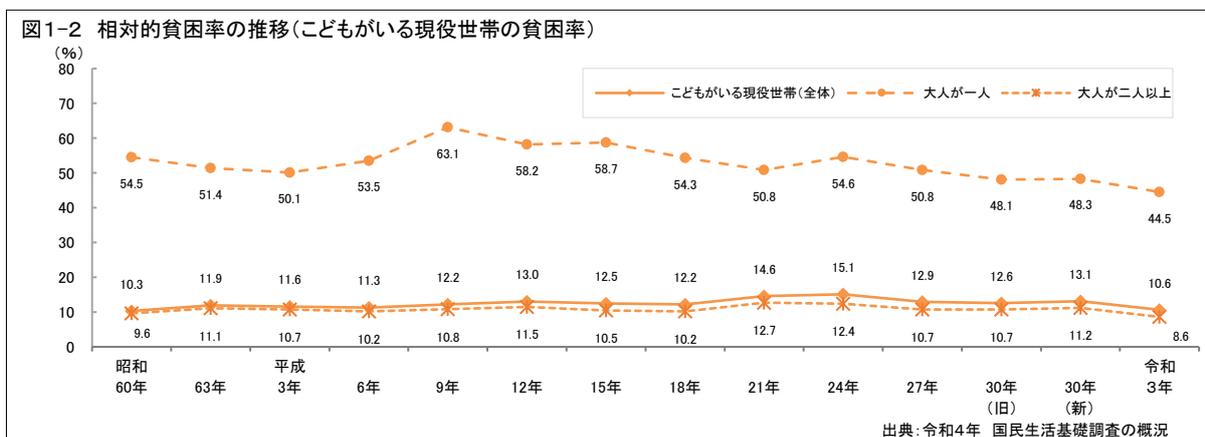
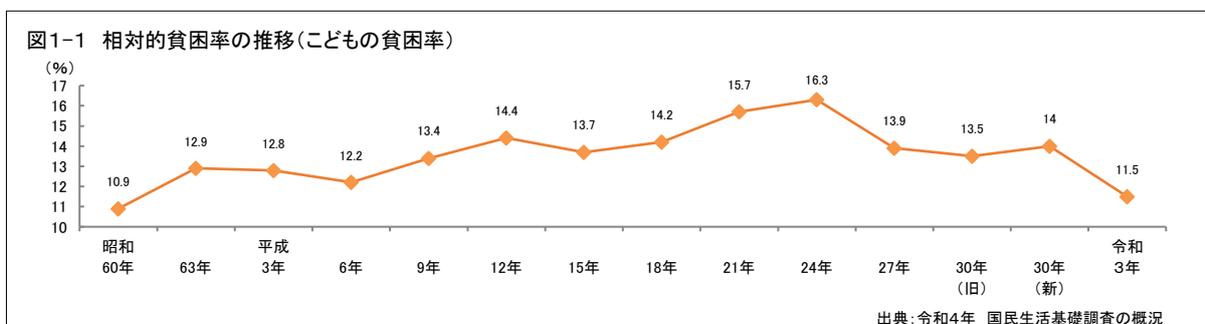
また、令和6年には、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されるとともに、法律の名称が、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」(令和6年法律第68号、以下「法律」といいます。)に改められました。改正の内容としては、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう

など解消すべき子どもの貧困の内容が具体化され、子どもの貧困の解消に向けた対策は、子どもの現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐこと、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びその子どもがおとなになるまでの過程の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、推進されなければならないことが明記されました。

大阪市においては、平成27年3月に策定した「大阪市子ども・子育て支援計画」の中で、子どもの貧困状況が改善されることをめざして取組を開始しました。平成28年2月には、市長を本部長とする大阪市子どもの貧困対策推進本部を設置し、同年6月から7月にかけて大阪府と共同で「子どもの生活に関する実態調査」(以下「実態調査」といいます。)を実施しました。

そして、この実態調査の結果を踏まえて平成30年3月に大阪市子どもの貧困対策推進計画を策定し、この間、全市を挙げて子どもの貧困対策の取組を進めてきました。

第1期の計画期間が令和6年度末で終了するため、第2期計画を策定するにあたり、令和5年6月から7月にかけて、7年ぶりに実態調査を実施し、令和6年3月に結果を取りまとめました。



※ 平成30年から実施されている「新基準」は、平成27年に改訂されたOECDの所得定義の新たな基準になります。従来の可処分所得からさらに「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」「仕送り額」を差し引いて算出されています。

相対的貧困・相対的貧困率とは

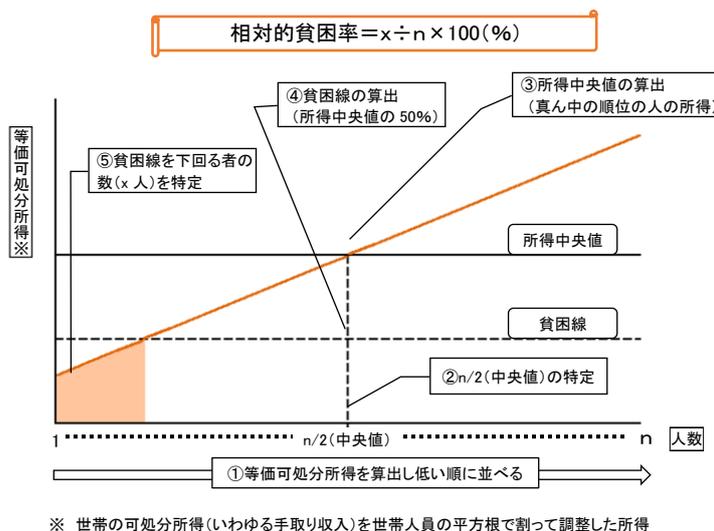
相対的貧困とは、属する社会における平均的な生活水準よりも、相対的に低い所得水準にあることをいい、その割合である相対的貧困率は、次の方法により計算されます。

- ① 世帯の可処分所得(収入から税金や社会保険料等を除いた所得)を算出します。
- ② 世帯人数の差を調整した一人当たりの所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割ったもの)を計算して、世帯に属する各人の所得(等価可処分所得といいます)とします。
- ③ ②で算出した等価可処分所得にそって、すべての人を所得の低い順に並べ、その真ん中の人の等価可処分所得(中央値)を決定します。
- ④ ③で求めた中央値の50%を貧困線と定めます。(OECDや厚生労働省の国民生活基礎調査の基準)
- ⑤ 貧困線を下回る等価可処分所得の人の割合を相対的貧困率とします。

大阪市子どもの生活に関する 実態調査の結果(R5)

	貧困線※	相対的 貧困率
小5・中2の いる世帯	133 万円	15.0%
5歳児の いる世帯	140 万円	15.1%

※H28 調査では 119 万円



(2) 計画策定の趣旨

こどもの貧困対策は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、多岐にわたる分野が横断的に連携して取り組む必要があります。近年、困難を抱えるこどもや家庭を取り巻く社会経済情勢は厳しさを増しており、また、困難を抱える家庭の孤立傾向や、問題の複雑化・長期化などの課題も顕在化しています。

国においても、こども家庭庁が発足し、「こども大綱」が策定されるとともに、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるなど、こどもの貧困対策については、今後、より一層の取組を推進していく必要があります。こうした国の動向なども踏まえて、令和7年度以降も引き続きこどもの貧困対策を総合的・計画的に進めていくため、「大阪市こどもの貧困対策推進計画(第2期)」を策定します。

(3) 計画の位置づけと対象範囲

令和5年度に実施した実態調査においては、平成28年度に実施した前回の実態調査と比較して、等価可処分所得の数値(中央値・貧困線)は、やや上昇したものの、相対的貧困率については改善が見られず、横ばいの状況でした。国の調査では数値の改善が見られましたが、本市においては格差が縮まらない厳しい状況にあります。そのため、本計画は、「大阪市子ども計画」(国の子ども大綱等を踏まえ策定)と一体のものとして策定しているものの、引き続き子どもの貧困対策を強力に推進し、それらの対策に焦点を当て効果検証していく観点から別冊として取りまとめています。

なお、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」において定義される「子ども」とは、「子ども基本法」に規定する「子ども」をいい、本計画においてもこれを計画の範囲としつつ、各施策における用語の定義は、次のとおり大阪市子ども計画と同様です。引き続き、発達過程の特性と連続性を重視して施策を推進します。

子ども : おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者

青少年 : 学童期から青年期までの者(6歳～おおむね30歳未満)

若者 : 思春期から青年期の者

事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象(12歳～40歳未満)



(4) 計画期間

計画期間については、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(5) 第1期計画の振り返り

第1期計画では、「すべての子どもや青少年が、その生まれ育った環境にかかわらず、自らの未来に希望を持って何事にも前向きに取り組み成長し、他者とともに社会の一員として自立して活躍できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現」という基本理念の実現に向け、全庁的に取り組まれている既存の200を超える子どもの貧困対策関連事業を「主な取組」として4つの施策に分類し、そのうち計画指標に関連が深い事業をさらに「重点事業」と位置付け実施してきました。また、「重点事業」と別に、毎年度、特に財源を確保して重点的に施策を推進していく必要がある事業を対象に「重点施策推進経費」と位置付け、事業・取組を推進してきました。

特に、平成28年に実施した実態調査により、相対的に困窮度の高い世帯は、子育て・教育・福祉など複合的な課題を抱えているにもかかわらず、必要な支援等につながっていない傾向にあることが明らかとなりました。こうした課題の解決に向けて、学校における「気づき」を「見える化」して専門的な見地からアセスメントを行い、課題に応じた適切な支援につなぐ、全国的に見ても先進的な取組として、「大阪市子どもサポートネット」の仕組みを構築しました。

また、子ども食堂等の子どもの居場所を社会全体で支援し、地域で子どもを育む機運の醸成を図ることを目的として、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもを取り巻く環境の変化により多様化している課題に対応すべく、活動する多くの団体や企業、社会福祉施設等が参加する地域子ども支援ネットワーク事業(大阪市社会福祉協議会が実施)と連携しながら、子どもの貧困対策の取組を進めています。ネットワーク事業においては、参加団体の情報発信や定期的なミーティングによる情報交換をはじめ、企業からの申出による物資等を、社会福祉施設を通じて子ども食堂等へ提供するなどの支援を行っています。

そのほかの主な子どもの貧困対策関連事業の取組状況は以下のとおりです。

ア 重点事業(令和6年度)

施策	No.	事業名	担当局・区	事業概要
施策1 子どもや青少年の学びの支援の充実				
(1)	すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります			
	ア	幼児教育の質の向上		
	1	就学前教育カリキュラムの普及・活用	子ども青少年局 教育委員会事務局	生涯にわたる人格形成や、生きる力の基礎が培われる重要な時期である乳幼児期に、教育・保育の充実を図ることを目的とし、就学前教育カリキュラムを作成し、就学前施設教職員に向け周知しました。さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領の改訂(改定)等を踏まえ、平成31年3月に改訂したことにより、カリキュラムの見直しと充実を図り、就学前施設への一

					層の普及、活用を促進することで、小学校教育への接続を見据え小学校との組織的な連携を深め、就学前教育における取組の充実を図ります。
(2)	一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進します				
	ア	学校力UPの取組み			
	2	学校力UP ベース事業 (習熟度別 少人数授 業・専科指 導)	教育委員会事務局	小学校及び義務教育学校前期課程第3学年～第6学年においては、授業の質を高め、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図るため、算数・理科・体育で専科指導を実施し、一部学校の現状に応じて、習熟度別少人数授業を実施します。 中学校及び義務教育学校後期課程第1学年～第3学年の国語・数学・理科・英語(各校の課題に応じて活用可)において、各小・中学校及び義務教育学校における児童生徒の習熟の程度に応じた少人数授業等の充実を図るとともに、研修を通じて指導の改善を図ります。	
	3	学力向上 支援チーム 事業(重点 支援)	教育委員会事務局	全国学力・学習状況調査等において、継続して学力等の課題を有する学校に対して、重点的に支援を行います。	
	イ	学習支援(学習意欲の向上・学習習慣の定着)の取組み			
	4	学びサポ ーターの配 置	教育委員会事務局	学力向上を図るため、ブロック担当指導主事と学校が連携を密にしながら、学びサポーターを配置し、学校の実情に応じて学力向上に資する児童生徒への学習支援を行います。	
	5	習い事・塾 代助成事 業	こども青少年局	子育て世帯の経済的負担を家庭の状況によらず軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を等しく提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの学校外教育にかかる費用の助成を行います。	

	ウ	学習環境の充実		
	6	学校図書館活用推進事業	教育委員会事務局	児童生徒の読書習慣を確立し言語力や論理的思考能力を育むため、また、自ら学び自ら考え、生涯にわたって学び続ける意欲を獲得するため、学校司書の配置等、学校図書館の環境整備を進め、学校図書館を活用した調べ学習や読書活動の活性化を図ります。また、学校への団体貸出等、市立図書館からの学校への支援の充実を図ります。
	7	子ども自立アシスト事業	福祉局	中学生等がいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、家庭が抱える課題についてアセスメントを行い、高校進学等へ向けたカウンセリングによる個別支援を行います。
(3)	進学や通学継続できるよう支援します			
	ア	相談しやすい環境づくり(相談体制の充実)		
	8	スクールカウンセラーの活用	こども青少年局	市立小中学校にスクールカウンセラーを配置し、こどもやその保護者、教職員からの相談に応じます。
	9	スクールソーシャルワーカーの活用	教育委員会事務局	スクリーニング会議においてアセスメントを行うとともに、教育的支援についても関与することで、学校現場における児童生徒の課題に対して、入口から出口まで一貫した支援をすることができる体制を整えます。
	10	不登校等こどもにかかる相談体制の充実	こども青少年局	こどもや保護者のニーズに応じ、中央こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談を進めます。また、電話という相談しやすい方法によって、いじめをはじめとする様々な問題の未然防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言を行います。電話相談については、こどもが相談しやすいように、土曜日・日曜日を含めて24時間対応できる体制を整えています。

	イ	進路指導の取組み		
	11	進路選択支援事業	教育委員会事務局	高等学校等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金等支援制度の積極的活用を図るため、各支援制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援します。
	ウ	不登校児童・生徒支援の取組み		
	12	不登校児童通所事業	こども青少年局	不登校状態にあるこどもに対し、一人一人の状態に応じた適切な支援を推進するため、中央こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、体験活動や学習活動の機会を提供することを通して再登校などの社会参加を支援する取組みを進めます。
(4)	多様な体験や学習の機会を提供します			
	ア	学校における体験や学習機会の充実		
	13	キャリア教育推進事業	教育委員会事務局	こどもが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、勤労観や職業観を育むため、経済団体や企業、地域等と連携し、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。全小中学校にて職業講話・職場見学・職場体験等、職業に関連したキャリア教育を実施します。
施策2 家庭生活の支援の充実				
(1)	子育て家庭における養育や教育を支援します			
	ア	ひとり親家庭支援の取組み		
	14	ひとり親家庭等に対する相談・情報提供機能の充実	こども青少年局	各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、ひとり親家庭等福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実に努めます。

イ 家庭の教育力向上の取組み				
	15	家庭教育充実促進事業	教育委員会事務局	保護者が家庭においてこどもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育支援講座を実施するなど学習機会を提供し、家庭教育に関する啓発や情報発信を行います。
ウ 食育の推進				
	16	保育所等における食育の推進	こども青少年局	こどもの心身の健やかな成長・発達のために、幼児・保護者を対象とした啓発や施設における食育推進に関する助言を行います。
	17	学校における食育の推進	教育委員会事務局	全小・中学校及び義務教育学校で食に関する指導の全体計画に基づいた食育の充実を図ります。
(2) こどもや青少年、保護者の健康を守る取組みを推進します				
ア 母と子の健康を守る取組み				
	18	妊産婦健康診査	こども青少年局	妊婦については、医療機関等で受診する健康診査について、妊娠期間中に受診することが望ましいとされる14回すべてを公費負担することにより、受診の促進を図るとともに、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ります。産婦については、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の健康診査について公費負担することにより、産後うつや新生児への虐待予防等を図り、産後の母子への支援を充実します。
	19	養育支援訪問事業（専門的家庭訪問支援事業）	こども青少年局	望まない妊娠、若年者の妊娠等で妊娠を継続することに不安が強い妊婦や出産後も育児困難が予想される妊婦及び、出産後間もない時期など、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対し、専門職である保健師・助産師等が訪問して、育児に関する問題を総合的に把握し、相談及び技術支援を行い、こどもの健全な育成を図るとともに、児童虐待を未然に防止します。【再掲 施策3(2)】

	20	3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査	こども青少年局	3か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防を目的に、必要な健康診査及び保健指導を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図り、必要に応じ、発達相談、精密健康診査等の事後措置につなげ、乳幼児の健全な発育・発達を支援します。なお1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査では歯科健康診査、フッ化物塗布を行っています。
イ こどもや青少年の健康づくり				
	21	健全母性育成事業	こども青少年局	思春期特有の性に関する不安や悩み、医学的問題について、思春期健康教育に関する専門家が中学校へ出向き、直接中学生等を対象に思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」を実施します。
	22	小・中学校における「性・生教育」の推進	教育委員会事務局	小・中学校の様々な教科・領域で実施している性に関する指導を、自己肯定感を高めることをめざし系統的に進めるとともに、教員の指導力を高め、実践がより円滑に進むよう努めます。特に中学校段階において、全校各学年で年間3時限程度の「性・生教育」の授業を実施します。
(3) 家庭的な養育を推進します				
ア 里親支援の取組み				
	23	里親委託推進事業	こども青少年局	家庭での養育が困難なこどもの社会的養護として、家庭と同様の養育環境である里親委託を推進するために、養子縁組里親の開拓、育成、広域での養子縁組里親選定、子どもの委託後から縁組成立後の交流支援を実施します。 また、里親やファミリーホーム従事者、里親希望者、支援者、地域、関係機関などが交流し、里親養育について共に学び合う場づくりや、

				里親等が定期的に交流し、相互に情報交換や養育の相談ができる場づくりを行い、里親等の養育の質の向上を図ります。
イ 児童養護施設等における取組み				
	24	小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）	こども青少年局	個々の児童に適した多様な養育環境を提供するため、家庭的な環境のもとで、要保護児童の養育に関し、相当の経験を有する養育者等によりきめ細かな養育を行います。
施策3 つながり・見守りの仕組みの充実				
(1) こどもや青少年、保護者のつながりを支援します				
ア 地域におけるつながりづくり				
	25	子ども会活動の推進	各区役所 こども青少年局	異年齢の集団の中での活動を通じて、大人として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりを進め、こどもの成長をめざす、子ども会活動を推進します。
	26	青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進	各区役所 こども青少年局	青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談など、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けた様々な活動を制度として推進します。（地域での具体的な活動は、各区において地域の実情に応じて実施します。）
イ 家庭・学校・地域の連携によるつながりづくり				
	27	「小学校区教育協議会－はぐくみネット－」事業	各区役所 教育委員会事務局	地域の教育資源を学校教育に導入するなど地域に開かれた学校づくりを進め、子どもたちの生きる力を育むとともに、学校、家庭、地域が一体となって総合的な教育力を発揮し、地域における人と人とのつながりによってこどもを育む「教育コミュニティ」づくりを推進します。

	28	学校元気アップ地域本部事業	教育委員会事務局	市内すべての中学校区等に、様々な地域人材や社会資源を生かして、学校・家庭・地域の組織的な連携のもと、「学校元気アップ地域本部」を設置し、生徒の生活習慣の確立や学力向上など学校課題の解消に向け、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化など学校教育の支援活動を進めます。
ウ 相談や支援体制の充実				
	29	高校中退者への支援策	こども青少年局	若者自立支援事業「コネクションズおおさか」が学校と連携し、市内にある府立高校等に出張授業を実施するとともに、学校が支援必要と判断した生徒の個別支援を行うなど、支援の隙間に陥る可能性のある中途退学予定者や中途退学者への支援を充実します。また、LINEを活用した情報発信と相談受付を行い、相談につながりやすくします。
(2) 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる体制をつくります				
ア 啓発活動の推進				
	30	児童虐待防止啓発事業	こども青少年局	子育て家庭をはじめ、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動を行います。特に11月は、児童虐待防止推進月間として、プロスポーツチームとの連携による啓発や、啓発チラシの配布、ポスターの掲示等による啓発を実施します。
イ 地域における見守り・支援ネットワークの充実				
	31	こどもを守る地域ネットワーク機能強化	こども青少年局	児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るとともに、関係機関が連携し、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする保護や支援が必要なこどもに関する対策を円滑に実施します。

(3) 社会全体で子どもや青少年、保護者を支援する取組みを推進します					
		32	大阪市子どもサポートネットの構築	区役所 子ども青少年局 教育委員会事務局	支援の必要な子どもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援の必要な子どもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体で子どもと子育て世帯を総合的に支援する取組みを推進します。
		33	子ども支援ネットワーク事業	子ども青少年局	地域における子どもの貧困などの課題解決のための取組みの活性化と、社会全体で子どもを育む機運の醸成を図るため、地域で子どもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークを構築します。
施策4 生活基盤の確立支援の充実					
(1) 就業を支援します					
	ア	ひとり親家庭への支援			
		34	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	子ども青少年局	ひとり親家庭及び寡婦からの就業に関する相談に応じ必要なカウンセリングを行うとともに、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行うとともに、生活相談、法律相談などの生活支援サービスを提供します。
		35	ひとり親家庭自立支援給付金事業	子ども青少年局	ひとり親家庭の親に対し、職業能力の開発のための講座の受講経費の一部を補助します。また、資格取得を目的とする養成機関で修業する場合、生活費として給付金を支給します。また、ひとり親家庭の親及び子に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用を補助します。

		36	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業	こども青少年局	資格取得を目的とする養成機関への入学のサポートを必要とするひとり親家庭の親を対象に、予備校の費用を補助、又は受験対策の講座を開設します。
(2)	施設退所者等の自立を支援します				
	ア	児童養護施設等退所者への支援			
		37	施設退所児童等社会生活・就労支援事業	こども青少年局	児童養護施設等退所予定児童や、退所し就職した児童が、社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言等を行うとともに、個別ケースに対する適切な就業環境を得るための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援を行います。さらに、他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者について、必要な支援への連携を行います。
(3)	子育て世帯を経済的に支援します				
	ア	養育費確保支援の取組み			
		38	養育費確保のトータルサポート事業	こども青少年局	養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とするため、ひとり親等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、情報提供や弁護士による無料相談、家庭裁判所等への同行支援、公正証書等作成費、養育費の保証費用を補助する等、総合的な支援を実施します。

イ 重点施策推進経費(令和6年度)

区分・No.	事業名	所属	事業概要(重点施策推進経費分)
学習習慣の定着			
・小学校へ学習指導員の配置			
1	浪速まなび支援事業	浪速区役所	小学校の放課後に校内で宿題ができるよう指導員を配置します。
2	放課後学習チャレンジ教室事業	住之江区役所	区内の小中学生を対象に放課後に学習支援を実施します。
・居場所への学習支援員の派遣など			
3	都島区小学生サポート事業	都島区役所	区内9か所において、民間事業者による学習支援や悩み相談を実施します。
4	こどもの居場所等における学び・生活サポート事業	天王寺区役所	こども食堂や小中学校に大学生等の有償ボランティアを派遣して学習支援を実施します。
・学力向上支援			
5	「学力向上支援チーム事業」における一部対象校での重点的支援	教育委員会事務局	特に、学力に課題のある児童の多い学校90校に対して、放課後学習等の個別支援を重点的に実施します。
不登校児童・生徒への支援			
6	学習・登校サポート事業	大正区役所	学校の授業以外で学習機会の少ない児童や不登校等により学習機会を逃した児童・生徒に学習サポートや登校に向けた支援を実施。また、不登校生徒を区役所内に設置した「居場所」につなぎ、専門スタッフが一人ひとりに寄り添った支援を実施します。
7	不登校生徒支援事業	港区役所	不登校やその傾向のある児童に対し、別室登校のサポートや訪問支援・サードプレイスへの誘導等を実施します。
8	鶴見区 こどもの学習支援事業	鶴見区役所	別室登校児童への学習支援を実施します。

	9	子どもの貧困をなくすための子どもと学校支援事業	中央区役所	区内公立小中学校等にサポーターを配置し、不登校傾向にある子どもも含めた登校支援等を実施します。
	10	不登校の改善及び防止に向けた児童・家庭支援事業	東成区役所	専門家を学校及び子育て支援室へ派遣し、不登校状態等にある児童生徒の課題分析、環境調整への助言、ならびに支援拒否の保護者へのアプローチにかかる助言を実施します。
	11	子どもたちの「生きる力」育み支援事業	東成区役所	放課後の学校施設を利用して「子ども第三の居場所」を整備し、学習支援や運動支援等を実施します。
	12	不登校児童生徒支援事業	淀川区役所	区内市立小・中学校の不登校または不登校傾向の児童生徒のうち、支援者による促しや寄添いがあれば登校可能な児童生徒を対象として、登校支援と、登校直後の時間帯の別室登校支援を行う有償ボランティアをサポーターとして配置します。
	13	西成区こども生活・まなびサポート事業	西成区役所	区内6中学校及び接続小学校において、登校支援や学びの支援を行うスタッフを配置します。
居場所づくり				
	14	こども支援ネットワーク事業	こども青少年局	こどもの居場所や企業、社会福祉施設等によるネットワークを構築します。
	15	大阪市こどもの居場所開設支援事業	こども青少年局	必要な地域にこどもの居場所を開設する活動団体に対し開設経費を補助します。
複合的課題を横断的に解決する仕組みづくり				
・「大阪市こどもサポートネット」の構築				
	16	大阪市こどもサポートネット(コーディネーター配置)	こども青少年局	世帯困窮等の福祉課題を抱える児童・生徒を適切に関係機関へ連携するようコーディネーターを配置します。
	17	大阪市こどもサポートネット(スクールソーシャルワーカーの配置)	教育委員会事務局	支援を要する児童生徒を小中学校内で洗い出し関係機関へつなぐようスクールソーシャルワーカーを配置します。

	18	大阪市子どもサポートネット(スクールカウンセラー事業)	こども青少年局	「大阪市子どもサポートネット」において各区で開催するスクリーニング会議に臨床心理の専門家として参画します。
高校中退者への支援策				
	19	若者自立支援事業 (高校中退者への支援策)	こども青少年局	不登校及び中退防止を図るため高校出張授業の実施や中退時に支援機関へ引き継ぎ切れ目のない支援を行います。
ひとり親への支援策				
	20	ひとり親家庭自立支援給付金事業	こども青少年局	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、資格取得のため就学する者に対する支援を実施します。
	21	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業	こども青少年局	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、資格取得のため就学する者に対する専門学校等受験支援を実施します。
その他顕著な課題に対する取組みなど				
	22	養育費確保のトータルサポート事業	こども青少年局	養育費に関するパンフレットの作成、離婚・養育費に関する専門相談、養育費確保に関するセミナーを実施します。
	23	こどもの貧困対策推進経費	こども青少年局	こどもの貧困対策推進本部の運営にかかる事務費。

(1) 大阪市子どもの生活に関する実態調査の概要

ア 目的

こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を追求できる社会の実現をめざし、行政が的確な施策を実施するため、正確に現状を把握し、得られた結果から今後の施策を検討することを目的として実施しました。

イ 調査対象者

- (ア) 大阪市立小学校5年生の全児童とその保護者
- (イ) 大阪市立中学校2年生の全生徒とその保護者
- (ウ) 大阪市内認定子ども園、幼稚園、保育所等の全5歳児の保護者

ウ 調査方法

学校園、保育所等を通じて調査対象者の世帯に調査票を配付し、回収しました。

エ 調査実施日

令和5年6月27日～令和5年7月14日

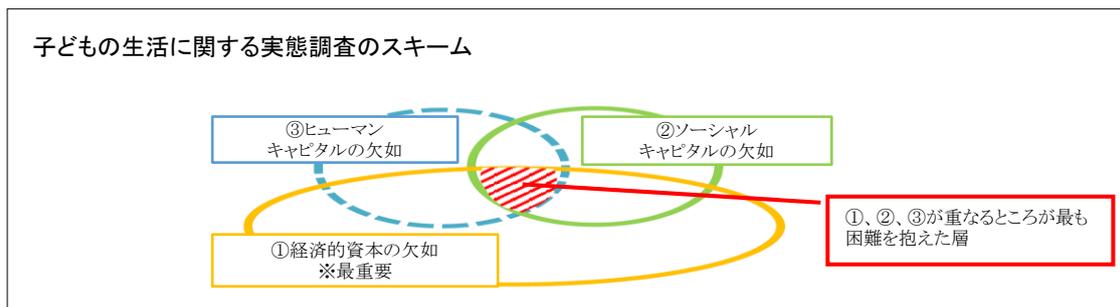
オ 調査票配付・回収率(数)

種類	回収率(%)	回収数	配付数
小学校5年生	69.2	13,124	18,975
小学校5年生の保護者	69.4	13,174	18,975
中学校2年生	67.9	11,488	16,920
中学校2年生の保護者	67.7	11,460	16,920
小学校5年生・中学校2年生合計	68.6	24,612	35,895
小学校5年生保護者・中学校2年生保護者合計	68.6	24,634	35,895
5歳児の保護者	75.7	14,138	18,686
計	70.1	63,384	90,476

カ 実態調査の枠組み

次の三つの資本の欠如に焦点を当てて調査を行いました。

- (ア) 経済的資本の欠如(現金やサービス、住宅、医療などの欠如)
- (イ) ソーシャルキャピタルの欠如(つながりの欠如、近隣・友人との関係性、学校・労働市場への不参加)
- (ウ) ヒューマンキャピタルの欠如(教育レベル>雇用の可能性>自分の能力を労働力(稼働)に転換する能力の欠如)



(2) 困窮度の分類

国が実施している国民生活基礎調査においては、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得の中央値の50%を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合を相対的貧困率としています。

実態調査においても、実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、等価可処分所得を基に区分した困窮度を用いていますが、EU(欧州連合)やUNICEF(国際連合児童基金)においては等価可処分所得の中央値の60%の額が採用されることもあり、下表のとおり4つの区分に困窮度を分類することとしました。

ただし、実態調査における世帯の所得額については、回答者の負担感や回収率への影響を考慮し、所得額等について50万円から100万円といった数値の幅をもった選択肢で把握することとしたため、等価可処分所得の算定については、所得の選択肢のそれぞれ上限値と下限値の平均値(例えば、所得の選択肢が250万円～300万円の場合は275万円となります。)に基づき行っています。

	大阪市(R5)		大阪市(H28)	
	小5・中2	5歳児	小5・中2	5歳児
等価可処分所得中央値(貧困線)	265万円 (133万円)	280万円 (140万円)	238万円 (119万円)	
等価可処分所得中央値以上	50.0%	50.2%	50.0%	52.5%
困窮度Ⅲ (等価可処分所得中央値未満で、中央値の60%以上)	29.9%	29.0%	28.1%	29.6%
困窮度Ⅱ (等価可処分所得中央値の50%以上60%未満)	5.2%	5.7%	6.6%	6.1%
困窮度Ⅰ (等価可処分所得中央値の50%未満)	15.0%	15.1%	15.2%	11.8%

(3) 経済的資本の欠如の状況

ア 困窮度別に見た経済的理由による経験

(ア) 世帯における経済的な理由による経験

困窮度が高くなるにつれ、世帯における経済的な理由による経験(経済的な理由でできなかったこと)に該当する割合が増えています。

前回調査と比較すると、「電気・ガス・水道などが止められた」や「国民健康保険料の支払いが滞ったことがある」といったライフラインに関わるような項目の割合が困窮度にかかわらず低くなっており、結果として、「どれにもあてはまらない(いずれの経験もしていない)」の割合が増加しています。(図2-1、図2-2)

(イ) こどもに対する経済的な理由による経験

困窮度が高くなるにつれ、こどもに対する経済的な理由による経験(してあげられなかったこと)が増えています。

前回調査と比較すると、「おこづかいを渡すことができなかった」や「新しい服や靴を買うことができなかった」、「習い事や学習塾に通わすことができなかった」などの割合が減少しています。そのため、困窮度にかかわらず、「どれにもあてはまらない(いずれの経験もしていない)」の割合が増

加しています。(図3-1、図3-2)

(ウ) 経済的な理由による経験の該当数の平均値

(ア) (イ)のいずれも、困窮度が高くなるにつれ該当数の平均は多くなっています。

前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず少なくなっています。(図4-1、図4-2、図5-1、図5-2)

イ 母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、経済的理由による経験

(ア) 世帯における経済的な理由による経験

若年で親になった方が、生活に直結した困難さを抱える傾向や不安を抱えている傾向が見られます。(図6)

(イ) こどもに対する経済的な理由による経験

若年で親になった方が、学習塾や習い事に通わせることに困難さが見られます。(図7)

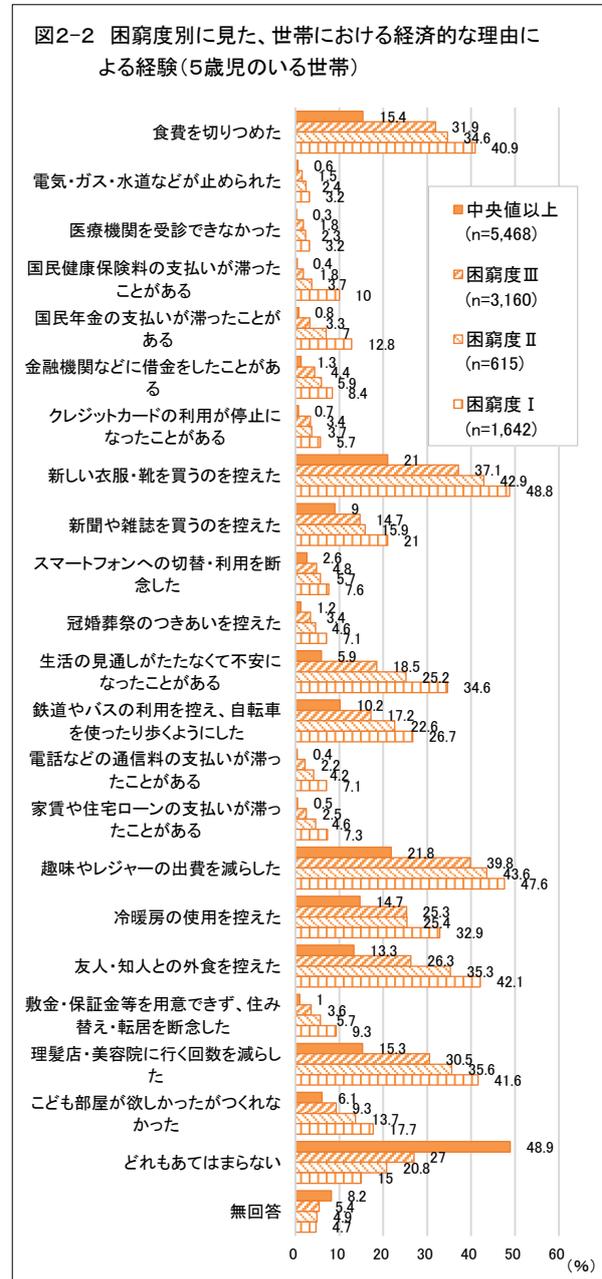
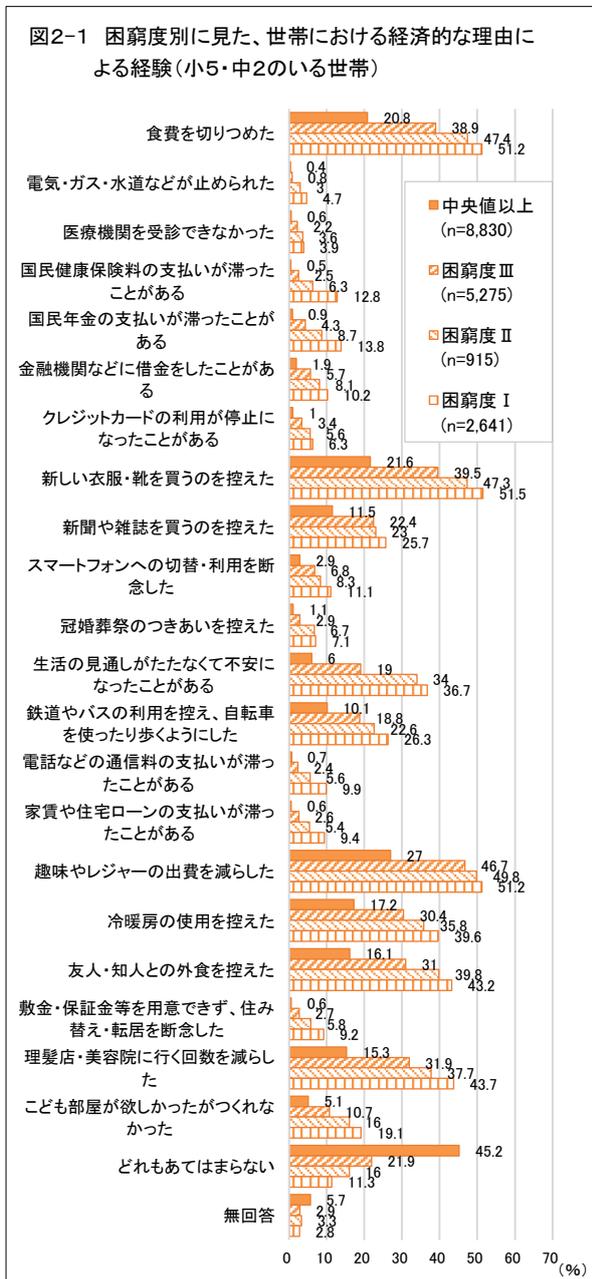


図3-1 困窮度別に見た、こどもに対する経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)

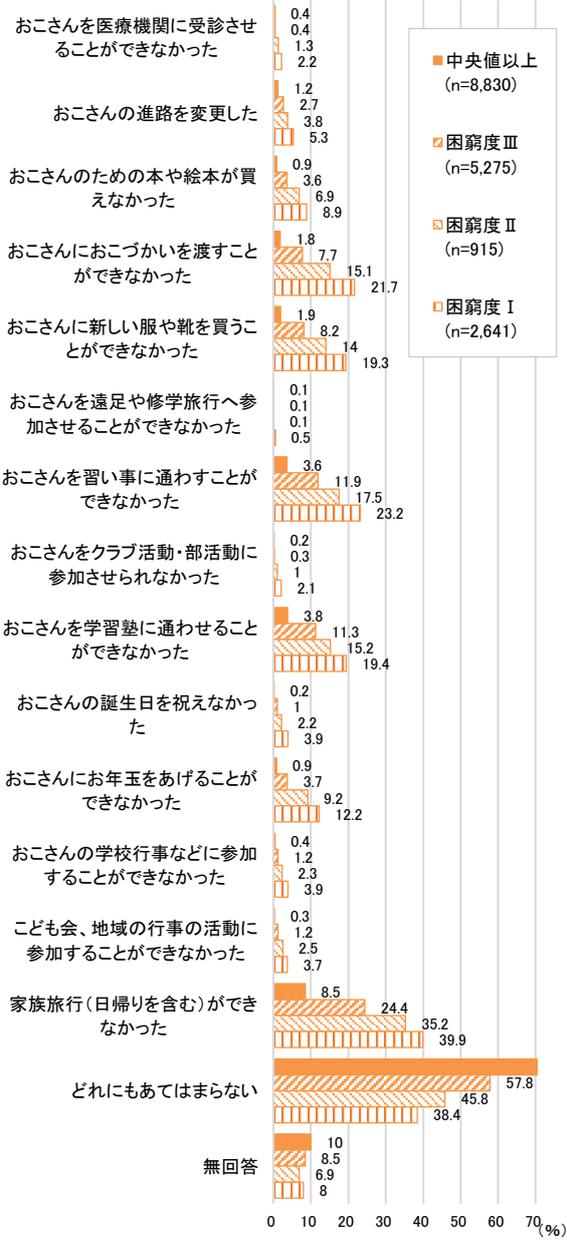


図3-2 困窮度別に見た、こどもに対する経済的な理由による経験(5歳児のいる世帯)

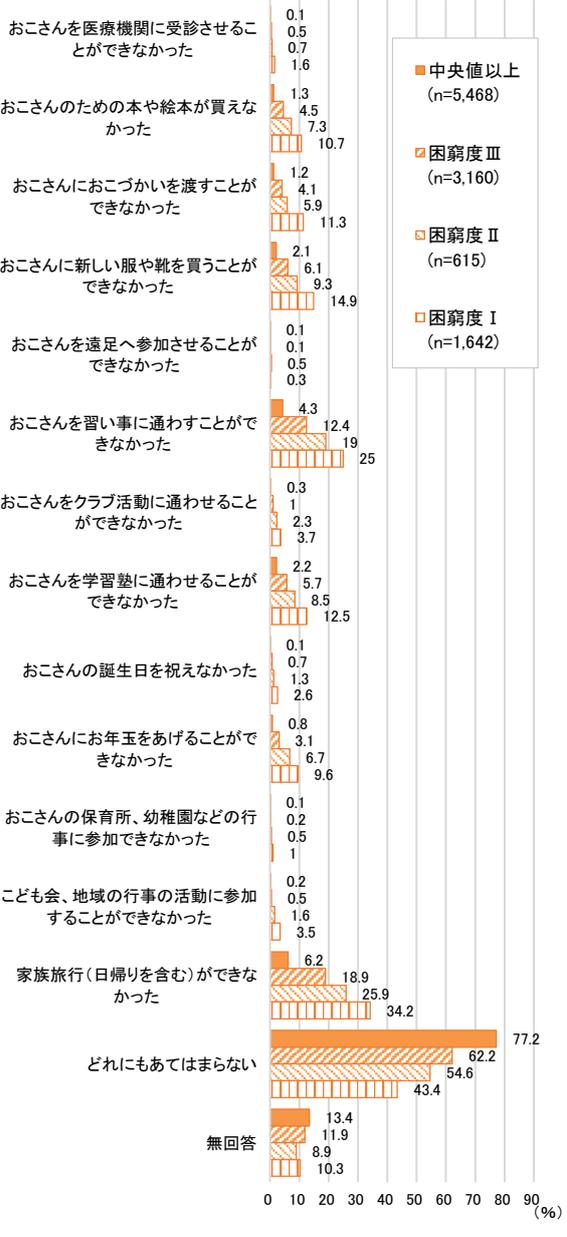


図4-1 困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験の該当数の平均(小5・中2のいる世帯)

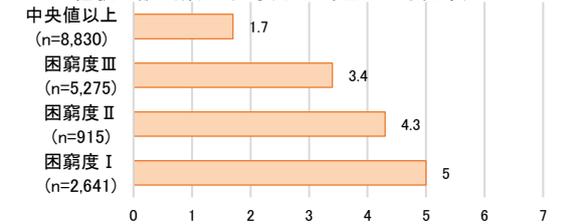


図4-2 困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験の該当数の平均(5歳児のいる世帯)

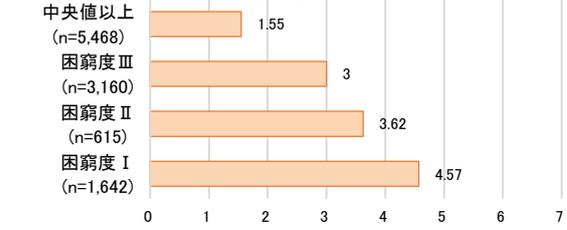


図5-1 困窮度別に見た、子どもに対する経済的な理由による経験の該当数の平均(小5・中2のいる世帯)

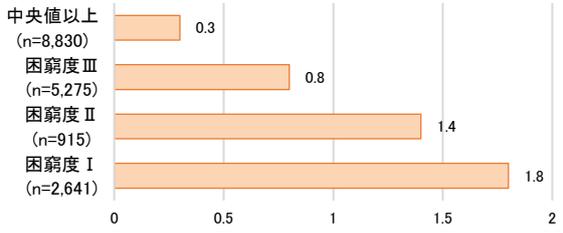


図5-2 困窮度別に見た、子どもに対する経済的な理由による経験の該当数の平均(5歳児のいる世帯)



図6 母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、世帯における経済的な理由による経験 (小5・中2のいる世帯)

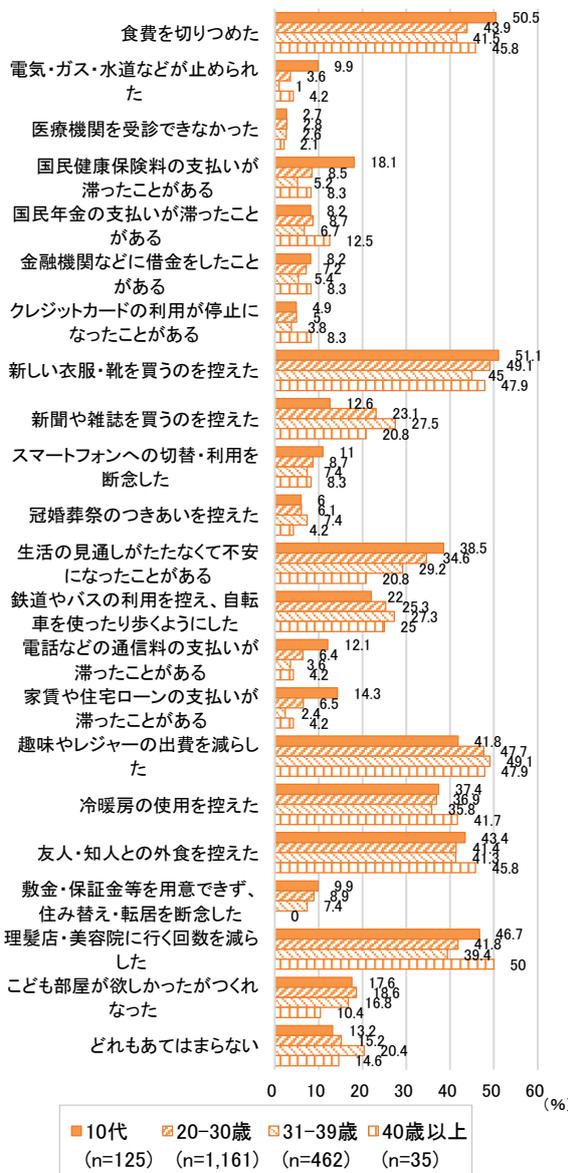
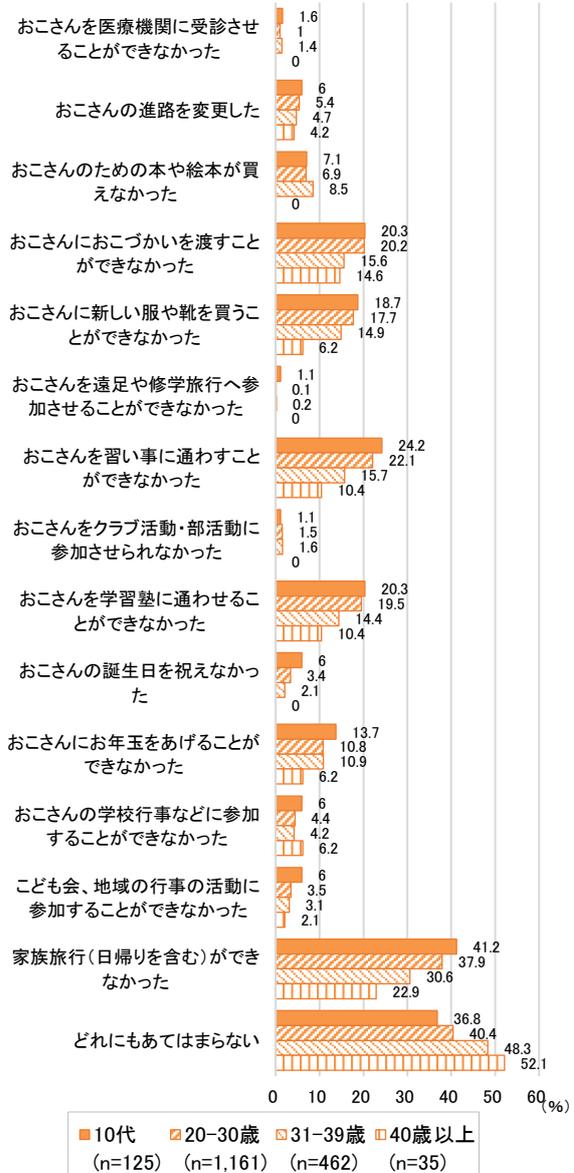


図7 母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、子どもに対する経済的な理由による経験 (小5・中2のいる世帯)



ウ 世帯構成別に見た経済状況等

(ア) 収入の状況

「わからない」・「無回答」を除いて、ふたり親世帯は500万円～600万円未満の世帯が最も多いのに対し、父子世帯は300万円～400万円未満、母子世帯は200万円未満の世帯が最も多くなっています。(図8-1、図8-2)

(イ) 家計の状況

ふたり親世帯、父子世帯、母子世帯の順に、「貯蓄ができています」と回答した割合が低くなっています。

前回調査と比較すると、どの世帯区分においても「貯蓄ができています」世帯の割合は増加し、「赤字である」世帯の割合が減少しています。(図9-1、図9-2)

(ウ) 困窮度

ふたり親世帯、父子世帯、母子世帯の順に、困窮度Ⅰ群の割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、母子世帯において、困窮度Ⅰ群の割合(小5・中2:42.9%→52.9%、5歳児:43.6%→61.9%)が大幅に増加しています。(図10-1、図10-2)

(エ) 就労状況

前回調査と比較すると、ふたり親世帯(小5・中2:3.4%→2.9%、5歳児:2.7%→1.7%)、父子世帯(小5・中2:7.2%→5.7%、5歳児:7.4%→5.8%)における非正規雇用が低くなっています。母子世帯は正規雇用・非正規雇用の割合が変化していないという状況にあります。(図11-1、図11-2)

(オ) 就労状況別に見た家計の状況

家計の状況は就労形態によって大きな違いがあり、保護者の就労状況が正規雇用であるほど貯蓄ができていますと回答した割合が高くなっており、非正規群は正規群に比べ家計の赤字の割合が高くなっています。(図12-1、図12-2)

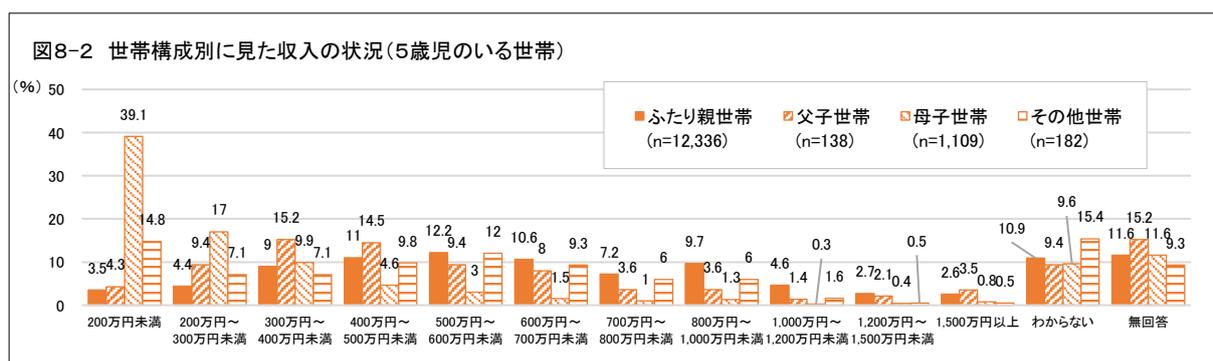
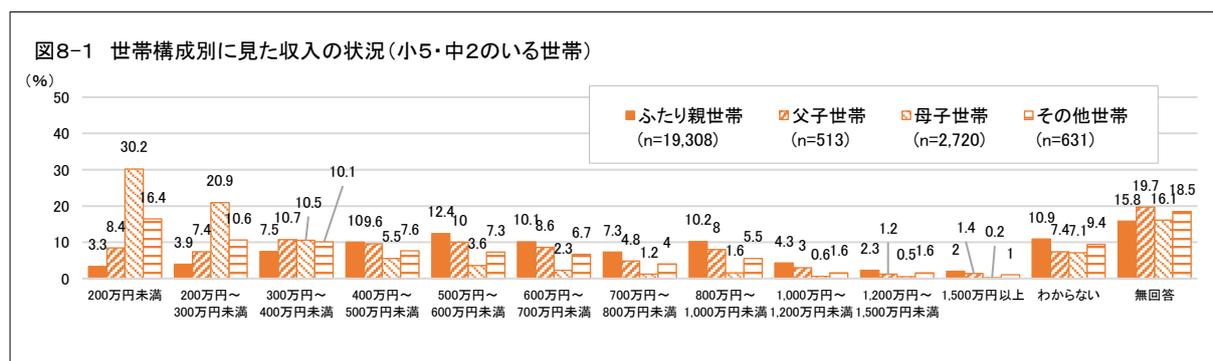


図9-1 世帯構成別に見た家計の状況(小5・中2のいる世帯)

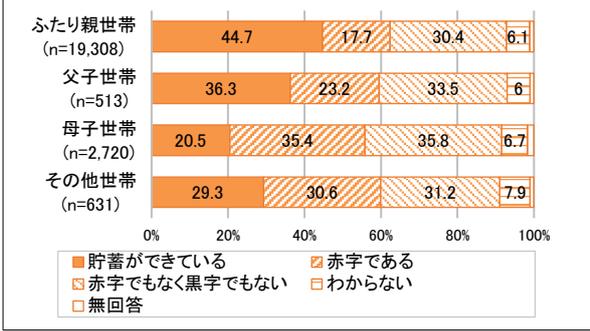


図9-2 世帯構成別に見た家計の状況(5歳児のいる世帯)

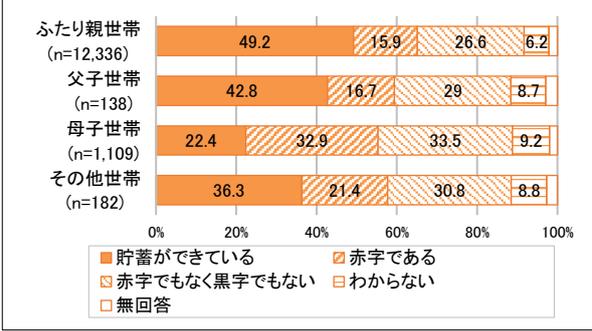


図 10-1 世帯構成別に見た困窮度(小5・中2のいる世帯)

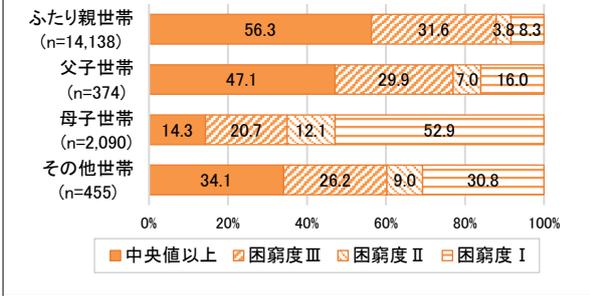


図 10-2 世帯構成別に見た困窮度(5歳児のいる世帯)

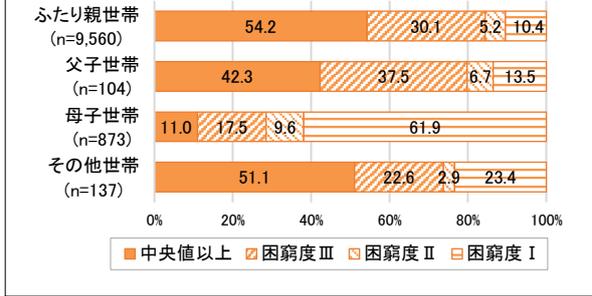


図 11-1 世帯構成別に見た就労状況(小5・中2のいる世帯)

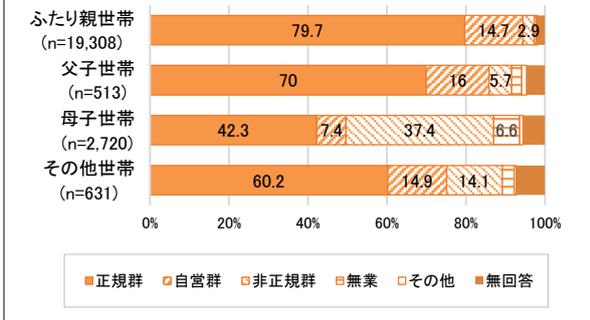
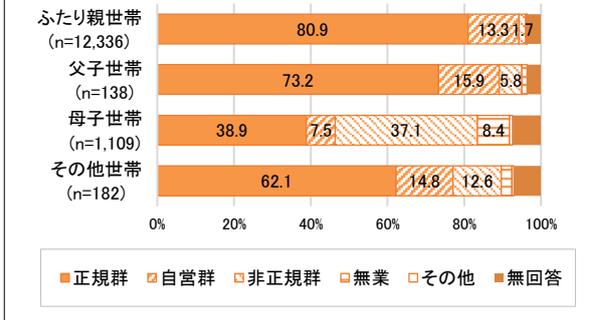


図 11-2 世帯構成別に見た就労状況(5歳児のいる世帯)



※項目の分類の考え方は次のとおり。

正 規 群 : 父母あるいは主たる生計者に「常勤・正規職員」が含まれている。

自 営 群 : 正規群以外で、父母あるいは主たる生計者に「自営業・家業」が含まれている。

非 正 規 群 : 正規群・自営群以外で、父母あるいは主たる生計者に「パートまたはアルバイト、非正規職員」が含まれている。

無 業 : 正規群・自営群・非正規群以外で、誰も働いていない。

そ の 他 : 正規群、自営群、非正規群、無業以外。

図 12-1 就労状況別に見た家計状況(小5・中2のいる世帯)

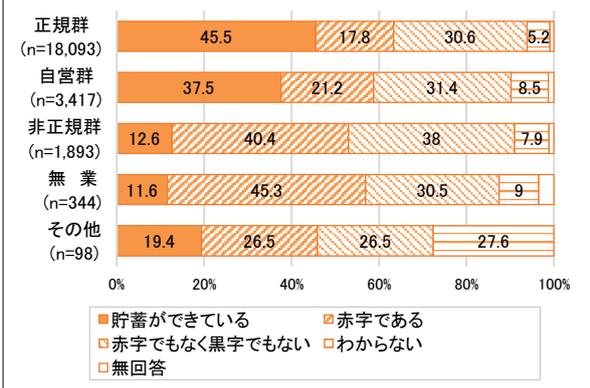
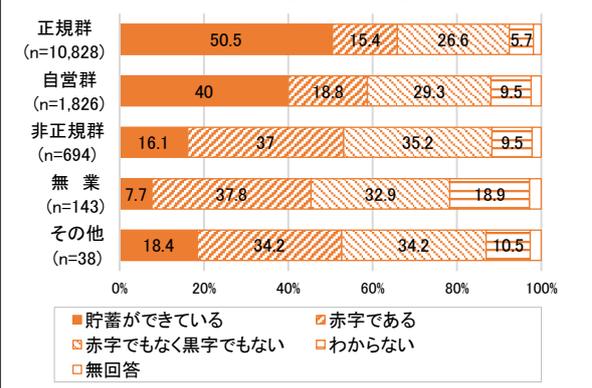


図 12-2 就労状況別に見た家計状況(5歳児のいる世帯)



エ 初めて親となった年齢別に見た母親の状況

(ア) 困窮度

10代で初めて親となった世帯を見ると、他の世帯に比べて、困窮度 I 群の割合が高くなっています。(図13-1、図13-2)

(イ) 最終学歴

10代で初めて親となった世帯を見ると、他の世帯に比べて、「中学校卒業」や「高等学校中途退学」割合が特に高くなっています。(図14-1、図14-2)

オ 世帯構成別における初めて親になった年齢別に見た、困窮度

若年で初めて親になるにつれ、困窮度が高くなっています。母子世帯とふたり親世帯を比較すると、困窮度 I 群の割合に大きな差が見られます。(図15-1、図15-2)

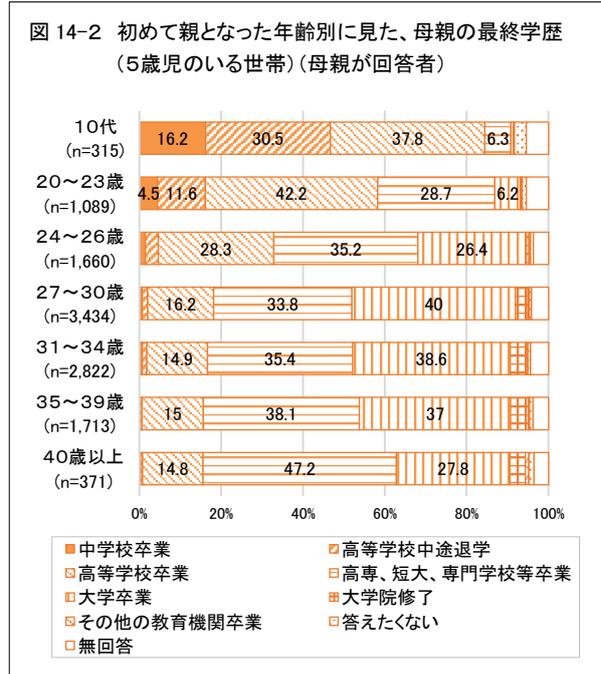
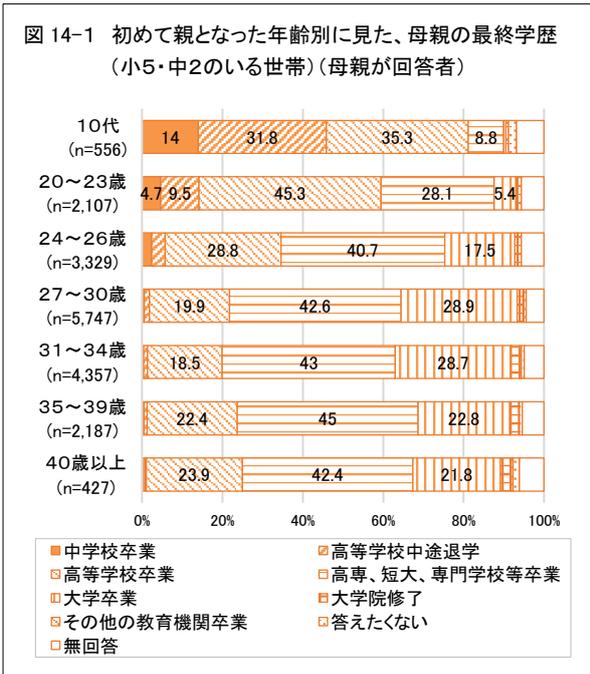
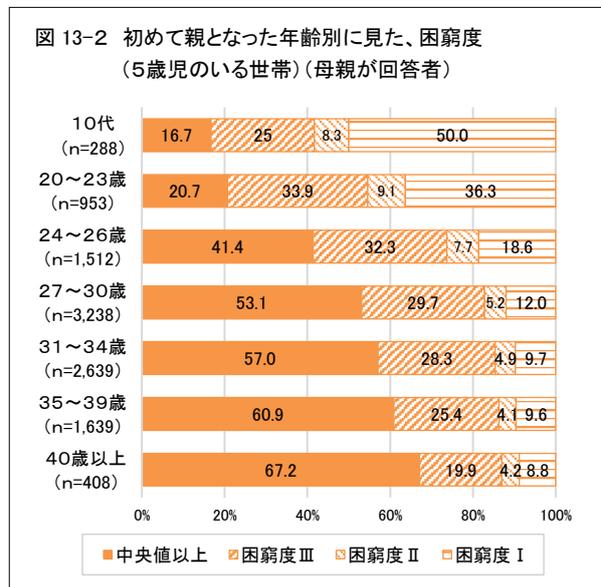
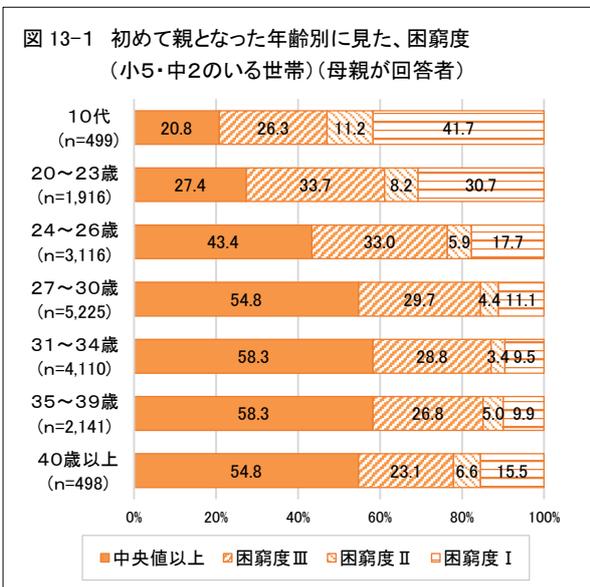


図 15-1 母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、困窮度(小5・中2のいる世帯)(母親が回答者)

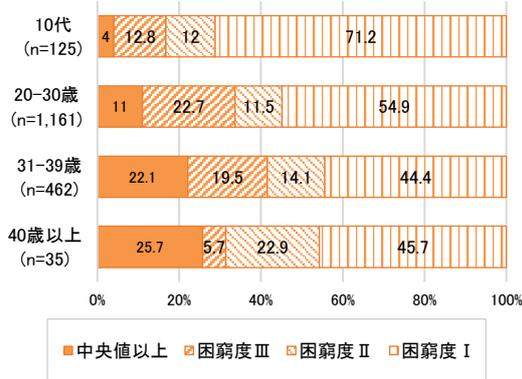
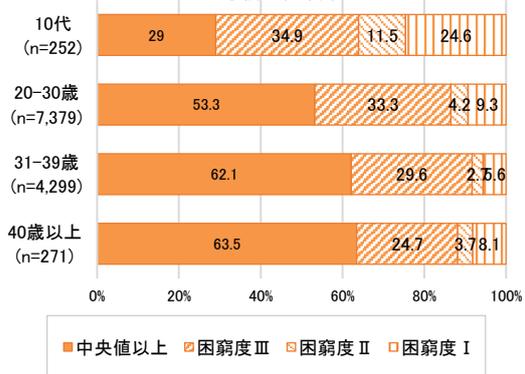


図 15-2 ふたり親世帯における初めて親になった年齢別に見た、困窮度(小5・中2のいる世帯)(母親が回答者)



カ 困窮度別に見た制度の受給状況

(ア) 就学援助の受給状況

困窮度が高くなるにつれ、「利用している」割合が高くなっていますが、困窮度Ⅰ群を見ると、「利用したことがない」割合が23.8%となっています。

前回調査と比較すると、困窮度Ⅰ群(13.4%→23.8%)・Ⅱ群(19.3%→37.6%)において、「利用したことがない」の割合が増加しています。(図16)

(イ) 就学援助を利用しなかった理由

「制度の対象外だと思うから」の割合が最も多い理由になっています。一方で、「制度を知らなかった」の割合が困窮度Ⅰ群では4.1%、困窮度Ⅱ群では0.9%、「手続きがわからない、利用しにくい」の割合が困窮度Ⅰ群では8.8%、困窮度Ⅱ群では6.1%と割合としては低いものが見受けられます。(図17)

(ウ) 母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、就学援助を利用しなかった理由

若年で親になった方が、申請の手続き等に困り感を持っている傾向が見られます。(図18)

(エ) 児童扶養手当の受給状況

困窮度が高くなるにつれ、「利用している」の割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、困窮度Ⅰ群において、「現在利用している」の割合(小5・中2:76.2%→79.8%、5歳児:71.0%→79.2%)が増加しています。(図19-1、図19-2)

(オ) 児童扶養手当を利用しなかった理由

「制度の対象外だと思うから」の割合が最も多い理由になっています。一方で、割合としては低いものの、「制度を知らなかった」や「手続きがわからない、利用しにくい」などの理由も見られます。(図20-1、図20-2)

(カ) 養育費の受領状況

前回調査と質問方法は異なりますが、困窮度にかかわらず、「受け取っている」と回答した割合は大幅に増加しています。(図21-1、図21-2)

図 16 困窮度別に見た、就学援助の受給状況
(小5・中2のいる世帯)

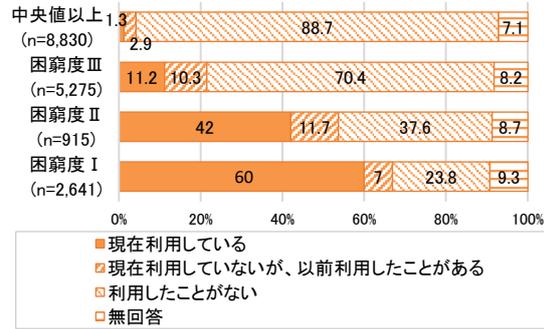


図 17 困窮度別に見た、就学援助を利用しなかった理由
(小5・中2のいる世帯)

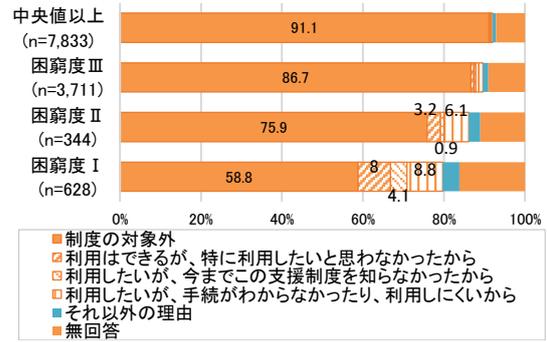


図 18 母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、就学援助を利用しなかった理由
(小5・中2のいる世帯)

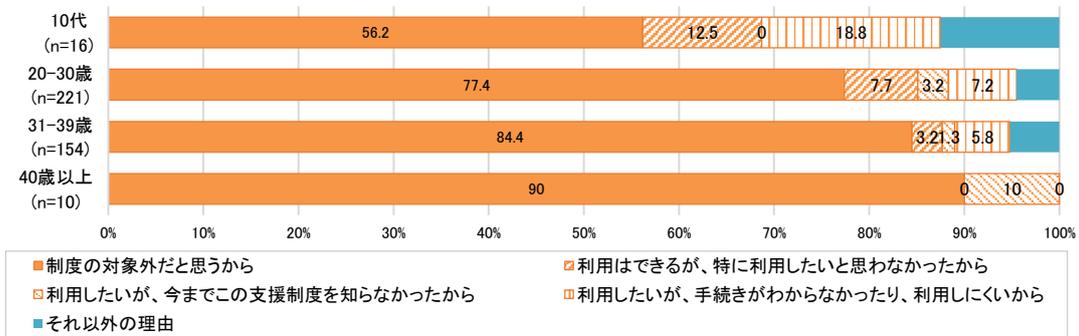


図 19-1 困窮度別に見た、児童扶養手当受給状況
(小5・中2のいる世帯) (ひとり親世帯)

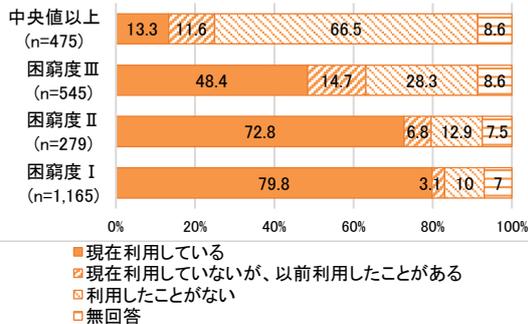


図 19-2 困窮度別に見た、児童扶養手当受給状況
(5歳児のいる世帯) (ひとり親世帯)

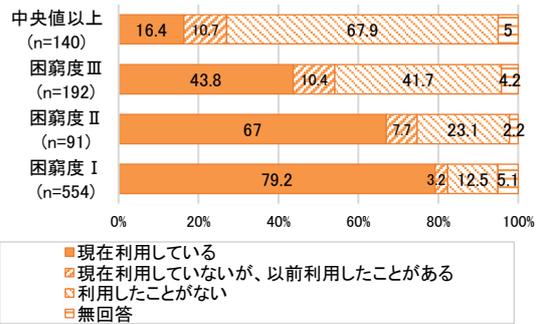


図 20-1 困窮度別に見た、児童扶養手当を利用しなかった理由
(小5・中2のいる世帯) (ひとり親世帯)

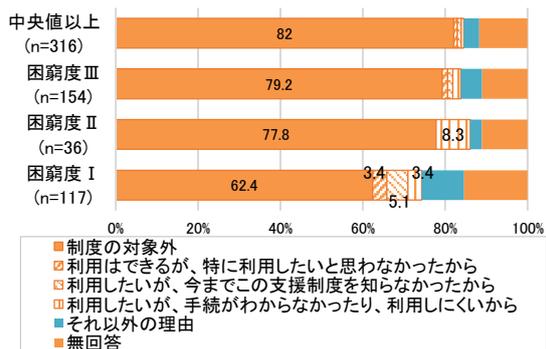
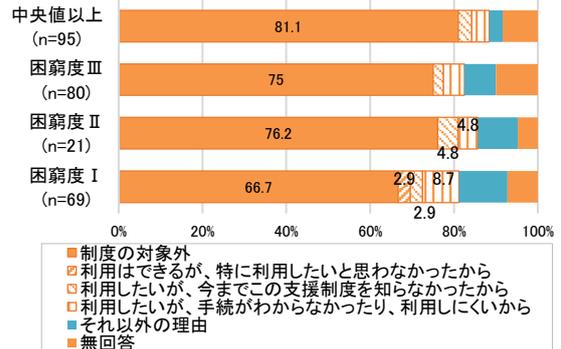
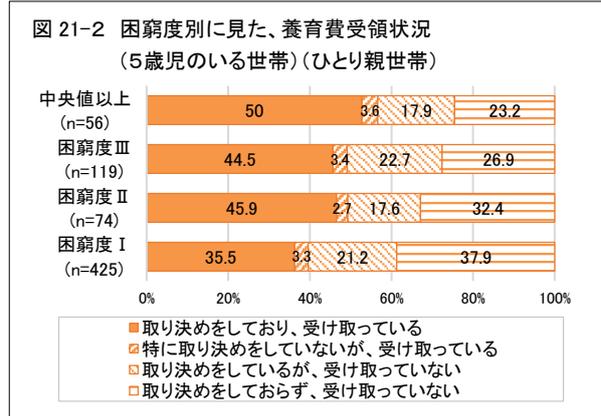
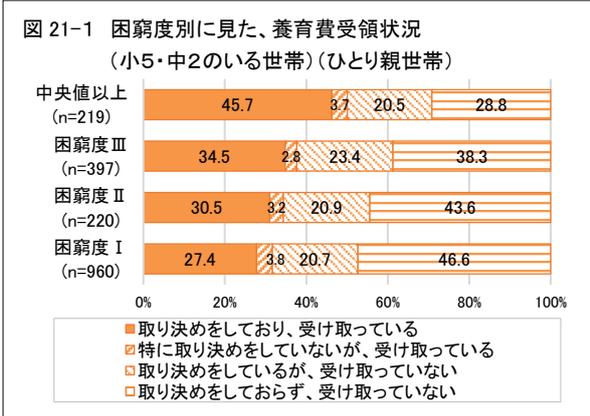


図 20-2 困窮度別に見た、児童扶養手当を利用しなかった理由
(5歳児のいる世帯) (ひとり親世帯)





(4) ヒューマンキャピタルの欠如の状況

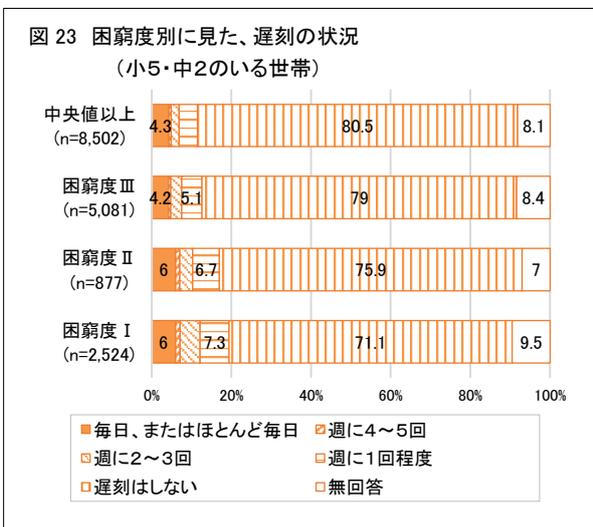
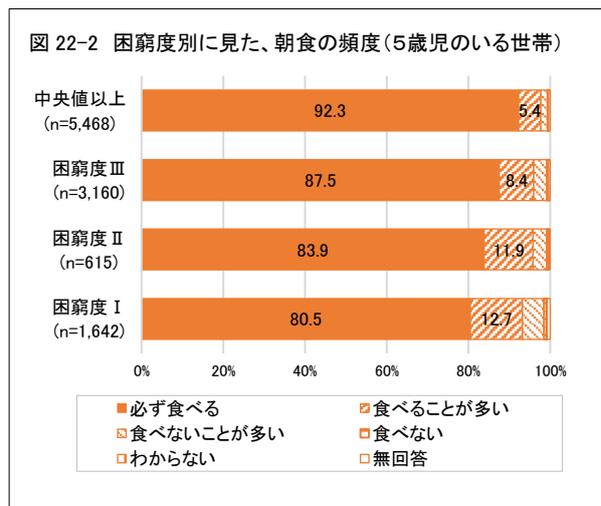
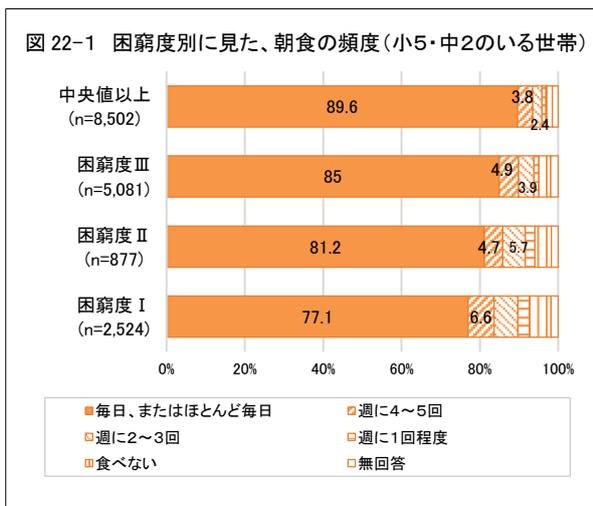
ア 困窮度別に見た生活習慣の状況

(ア) 朝食の頻度

困窮度が高くなるにつれ、「毎日、またはほとんど毎日」、「必ず食べる」と回答した割合が低くなっています。(図22-1、図22-2)

(イ) 学校への遅刻の状況

困窮度が高くなるにつれ、「遅刻はしない」と回答した割合が低くなっています。(図23)



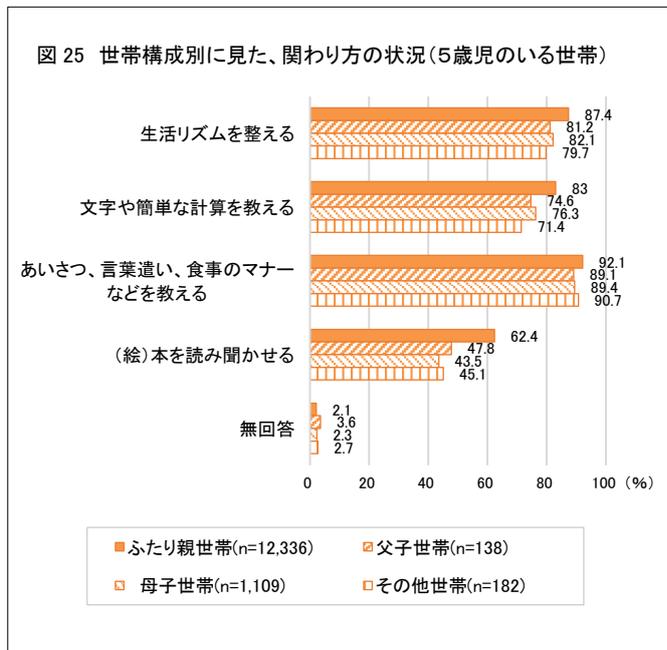
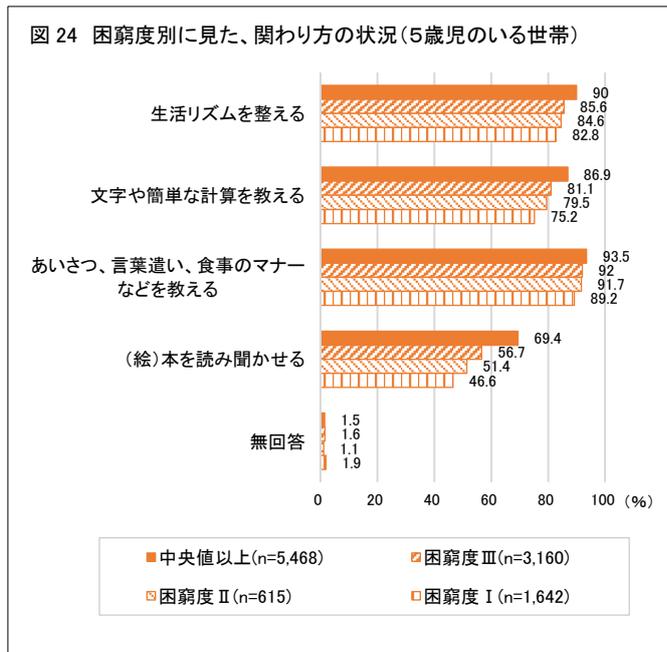
イ 5歳児における関わり方の状況

(ア) 困窮度別

困窮度が高くなるにつれ、関わっている割合が低くなっています。(図24)

(イ) 世帯構成別

ふたり親世帯とひとり親世帯(母子世帯、父子世帯)を比較すると、ひとり親世帯の方が、関わっている割合が低くなっている傾向が見られます。(図25)



ウ 心身の自覚症状

(ア) 困窮度別

困窮度が高い保護者ほど、全体的に「気になる」という回答の割合が高くなる傾向があります。中央値以上群と困窮度 I 群との間で差が大きい項目を見ると、「ねむれない」や「不安な気持ちになる」の項目に大きな差が見られます。(図26-1、図26-2)

子どもについては、保護者の場合ほど、中央値以上群と困窮度 I 群との間で大きな差は見られません。困窮度にかかわらず、「とくに気になるところはない」の割合が高くなっていますが、中央値以上群では35.5%、困窮度 I 群では30.3%となっています。困窮度が高くなるにつれて、「不安な気持ちになる」、「まわりが気になる」、「やる気が起きない」について、「いつもそうだ」と回答した割合が高くなっています。(図26-3、図26-4、図26-5、図26-6)

(イ) 世帯構成別

母子世帯において、全体的に、「気になる」という回答の割合が高い傾向が見られます。(図27-1、図27-2)

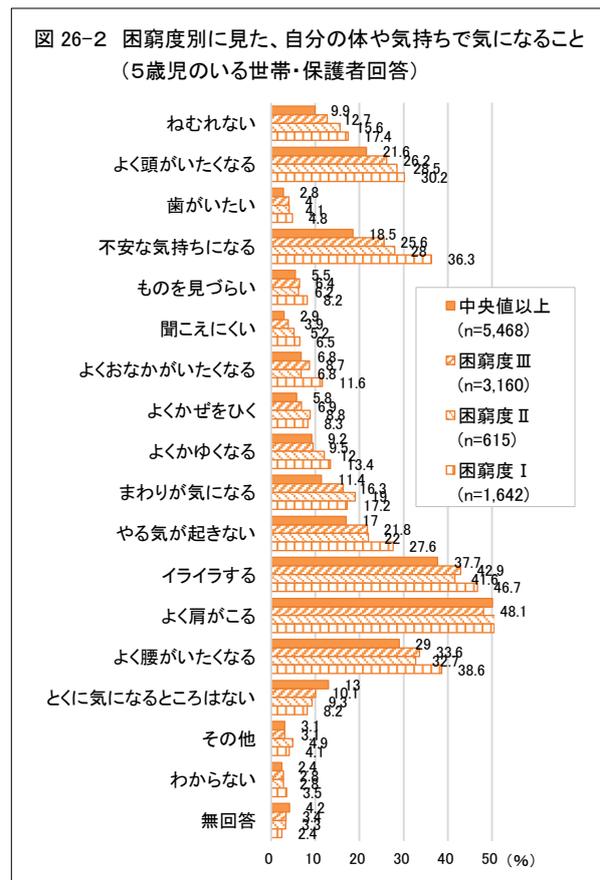
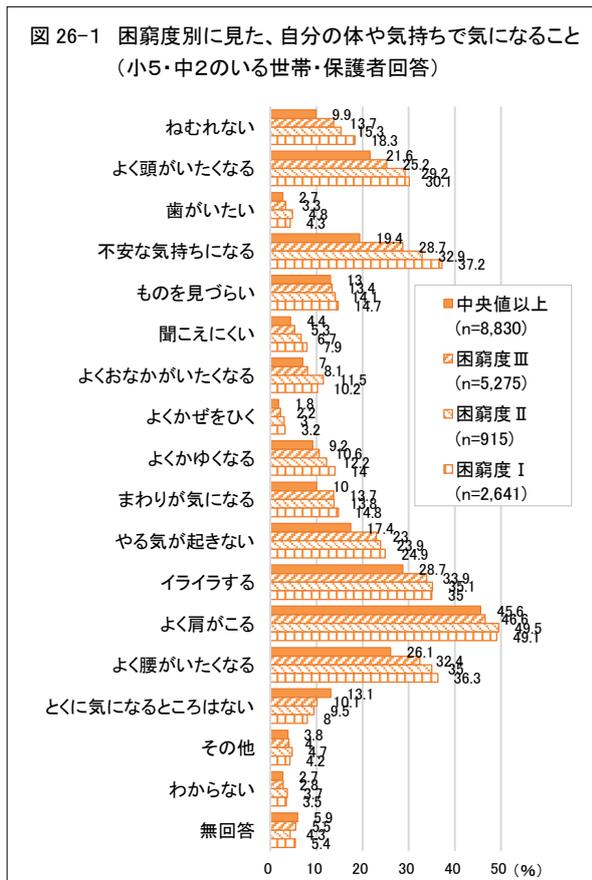


図 26-3 困窮度別に見た、自分の体の状態で気になること
(小5・中2のいる世帯・こども回答)

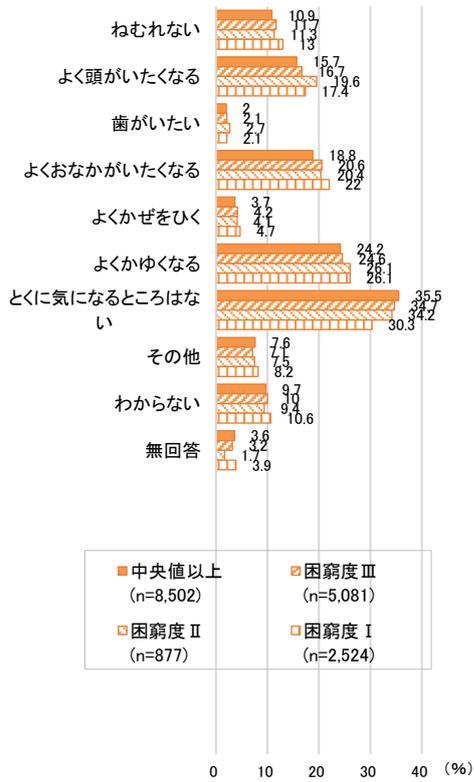


図 26-4 困窮度別に見た、自分の気持ちで気になること
不安な気持ちになる(小5・中2のいる世帯・こども回答)

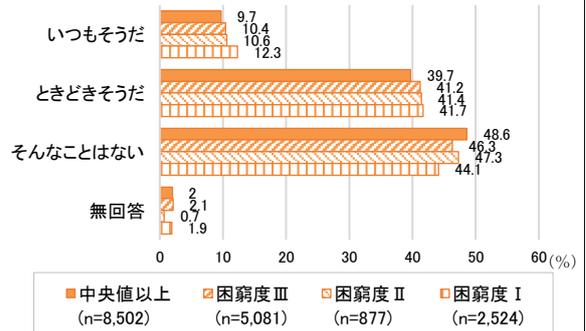


図 26-5 困窮度別に見た、自分の気持ちで気になること
まわりが気になる(小5・中2のいる世帯・こども回答)

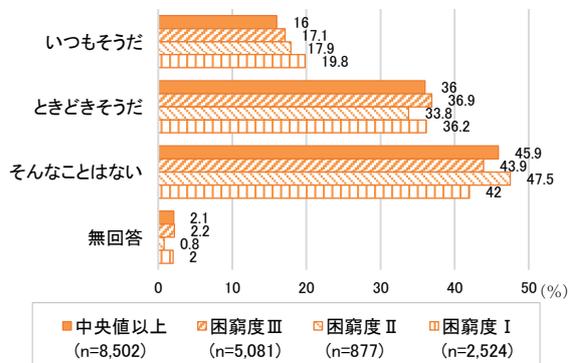


図 26-6 困窮度別に見た、自分の気持ちで気になること
やる気が起きない(小5・中2のいる世帯・こども回答)

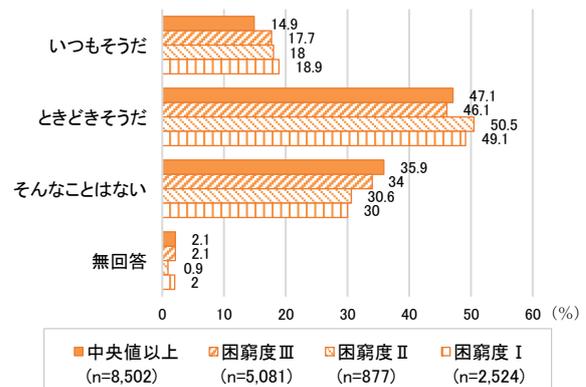


図 27-1 世帯構成別に見た、自分の体や気持ちで気になること(小5・中2のいる世帯・保護者回答)

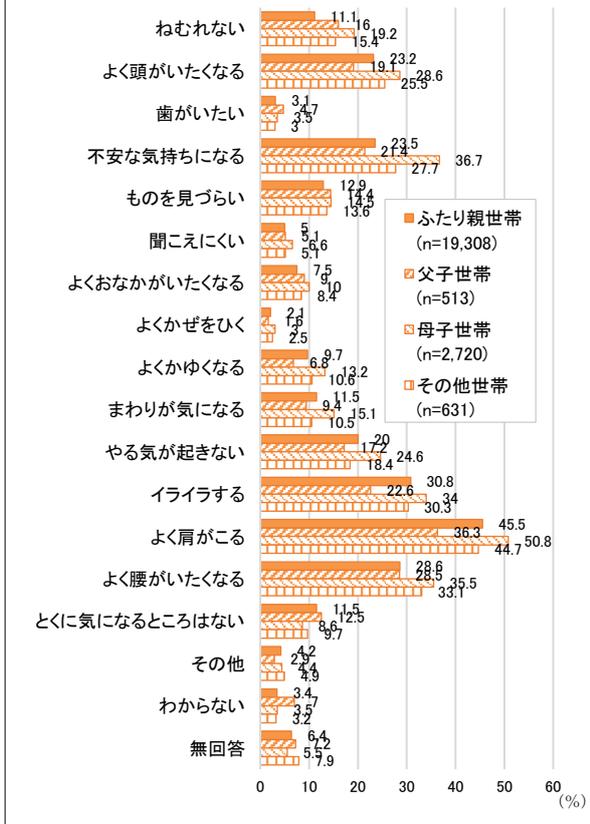
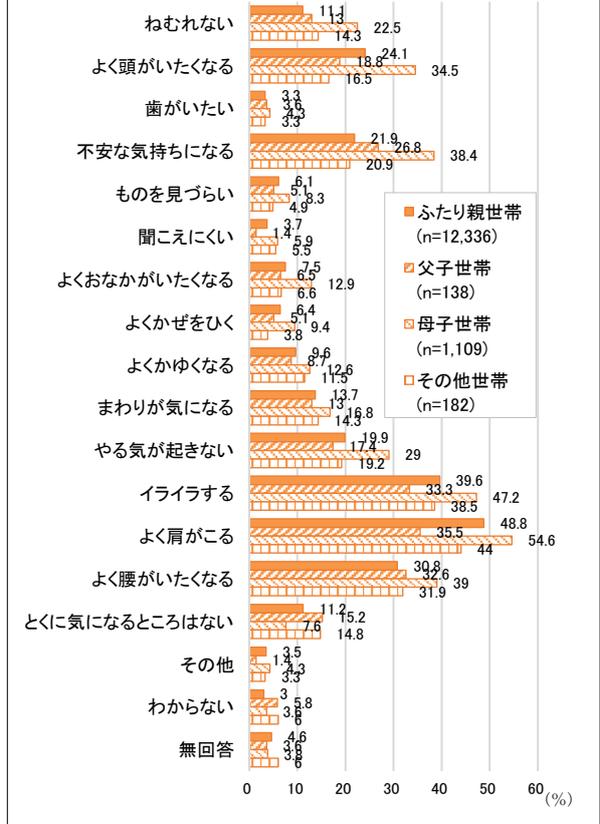


図 27-2 世帯構成別に見た、自分の体や気持ちで気になること(5歳児のいる世帯・保護者回答)



エ 困窮度別に見た保護者の心の状態

(ア) 生活を楽しんでいる

困窮度が高くなるにつれ、肯定的な回答の割合が低くなっています。(図28-1、図28-2)

(イ) 将来に「希望が持てる」

困窮度が高くなるにつれ、「希望が持てる」と回答した割合が低くなっています。

前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず、「希望がもてる」と回答した割合が増えています。

(図29-1、図29-2)

(ウ) ストレスを発散できるものが「ある」

困窮度が高くなるにつれ、「ある」と回答した割合が低くなっています。

前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず、「ある」と回答した割合が増えています。(図30-1、

図30-2)

(エ) 幸せだと思う

困窮度が高くなるにつれ、「とても幸せだと思う」と「幸せだと思う」の合計の割合は低くなっています。

前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず、「とても幸せだと思う」と回答した割合が増えています。(図31-1、図31-2)

図 28-1 困窮度別に見た、心の状態(生活を楽しんでいる)
(小5・中2のいる世帯・保護者回答)

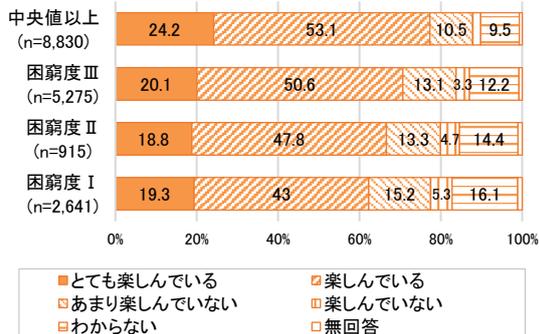


図 28-2 困窮度別に見た、心の状態(生活を楽しんでいる)
(5歳児のいる世帯・保護者回答)

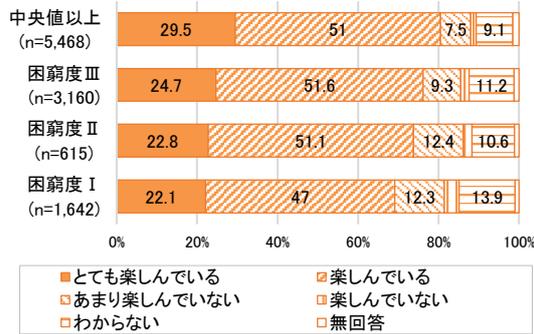


図 29-1 困窮度別に見た、心の状態(将来への希望)
(小5・中2のいる世帯・保護者回答)

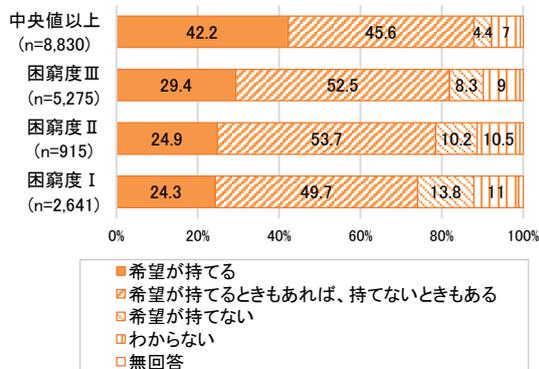


図 29-2 困窮度別に見た、心の状態(将来への希望)
(5歳児のいる世帯・保護者回答)

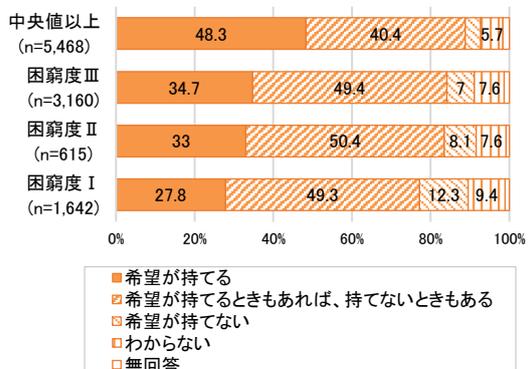


図 30-1 困窮度別に見た、心の状態(ストレスを発散できるもの)
(小5・中2のいる世帯・保護者回答)

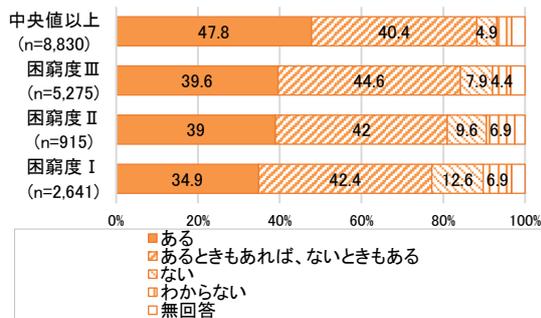


図 30-2 困窮度別に見た、心の状態(ストレスを発散できるもの)
(5歳児のいる世帯・保護者回答)

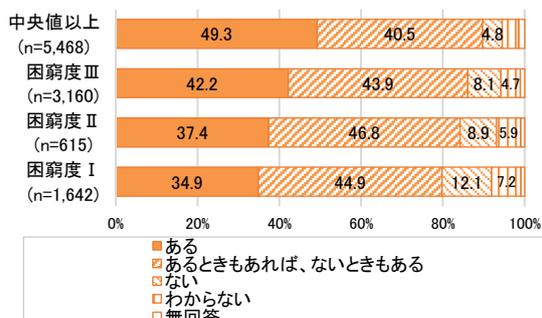


図 31-1 困窮度別に見た、心の状態(幸せだと思う)
(小5・中2のいる世帯・保護者回答)

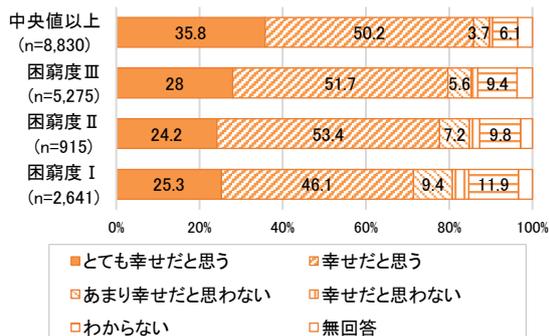
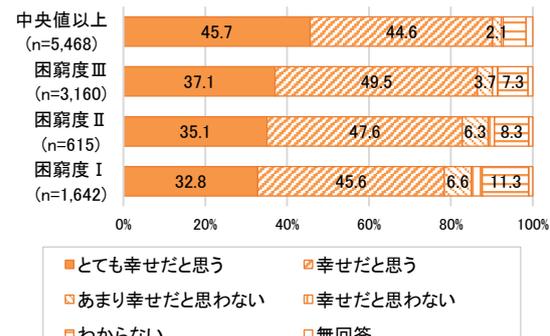


図 31-2 困窮度別に見た、心の状態(幸せだと思う)
(5歳児のいる世帯・保護者回答)



オ 困窮度別に見た学習の状況

(ア) 授業以外の勉強時間

困窮度が高くなるにつれ、「まったくしない」と回答した割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず、「まったくしない」の割合が増加しています。(図32)

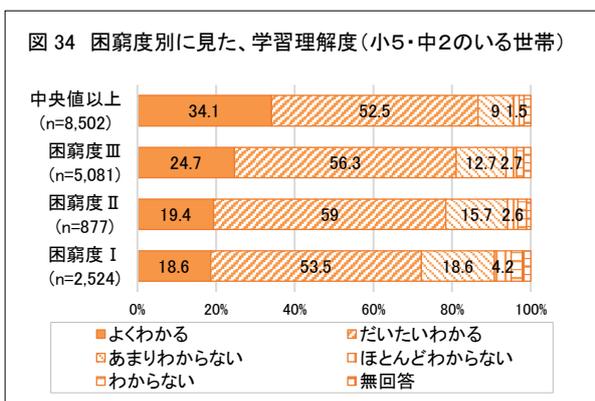
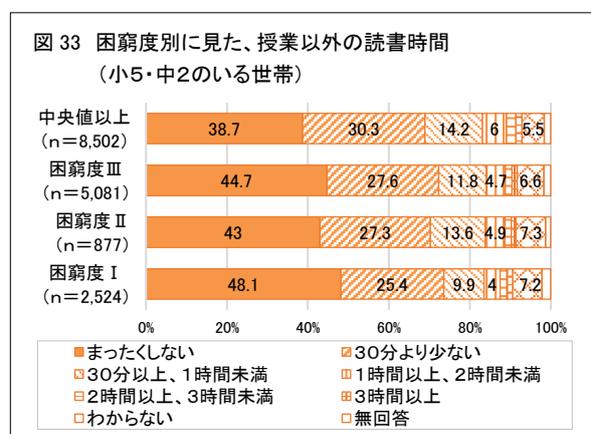
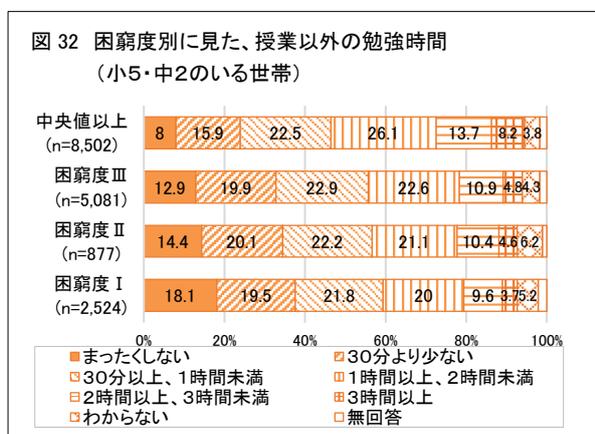
(イ) 授業以外の読書時間

困窮度が高くなるにつれ、「まったくしない」と回答した割合が高くなる傾向にあります。

前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず、「まったくしない」の割合が増加しています。(図33)

(ウ) 学習理解度

困窮度が高くなるにつれ、「よくわかる」と回答した割合が低くなっていますが、前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず、「よくわかる」の割合が増加しています。(図34)



カ 希望する進学先

(ア) 困窮度別に見た、親がこどもに希望する進学先

困窮度が高くなるにつれ、「短期大学」・「大学」まで希望する割合が低くなっています。(図35)

(イ) 困窮度別に見た、こどもが希望する進学先

困窮度が高くなるにつれ、「短期大学」・「大学」まで希望する割合が低くなっています。

保護者とこどもを比較したときに、保護者の方が、「大学」まで希望する割合が高く、こどもにおいては「専門学校」や「考えたことがない」が高くなっています。(図36)

図 35 困窮度別に見た、親がこどもに希望する進学先(小5・中2のいる世帯)

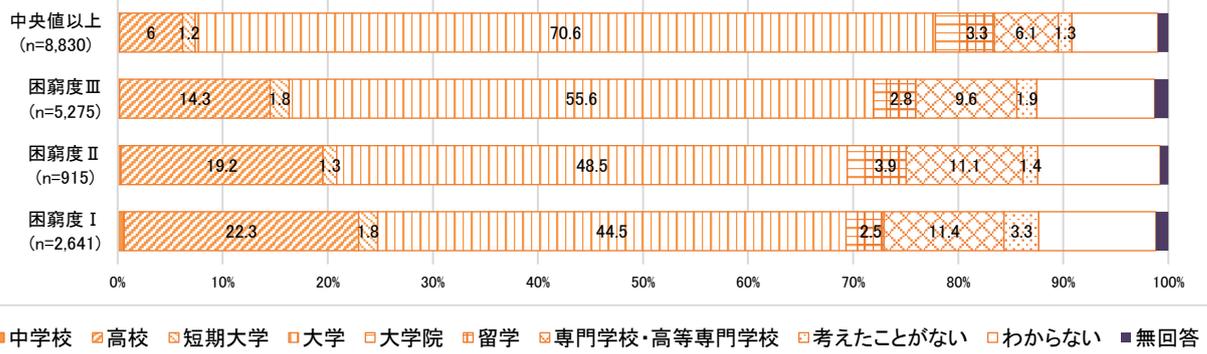
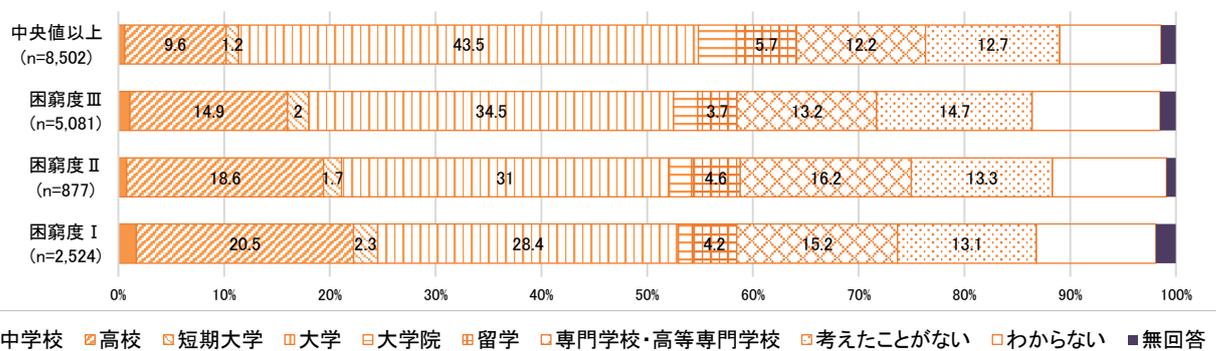


図 36 困窮度別に見た、こどもが希望する進学先(小5・中2のいる世帯)

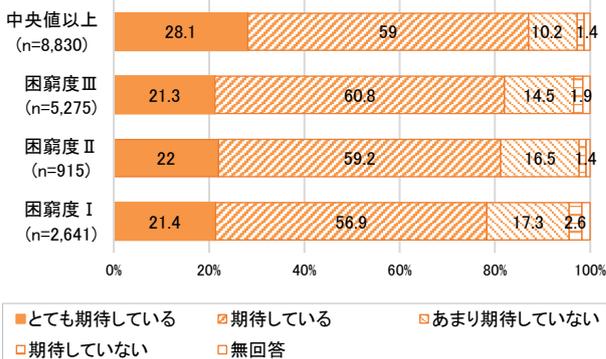


キ 困窮度別に見た保護者のこどもに対する将来への期待

困窮度が高くなるにつれ、「あまり期待していない」と「期待していない」の割合が高くなっています。

(図37)

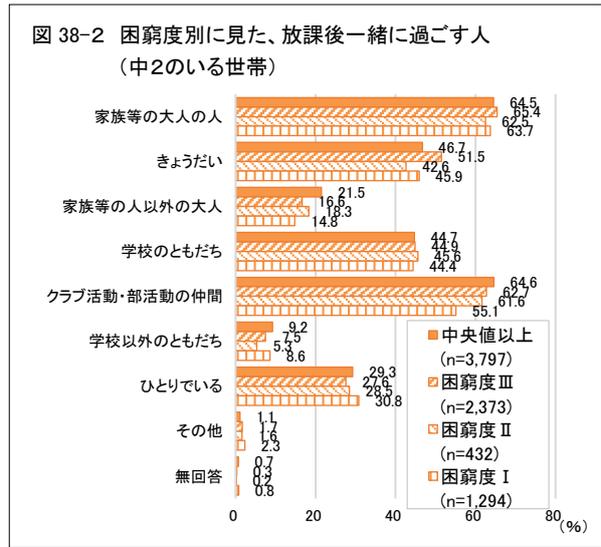
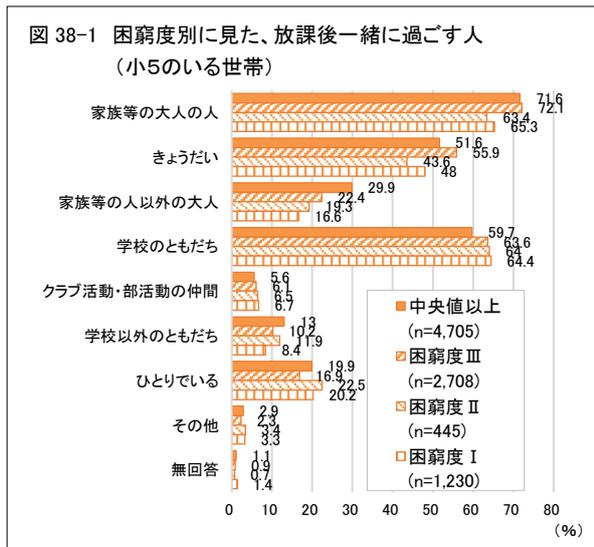
図 37 困窮度別に見た、保護者とこどもの関わり(こどもに対する将来への期待)(小5・中2のいる世帯)



(5) ソーシャルキャピタルの欠如の状況

ア 困窮度別に見たこどもが放課後に一緒に過ごす相手

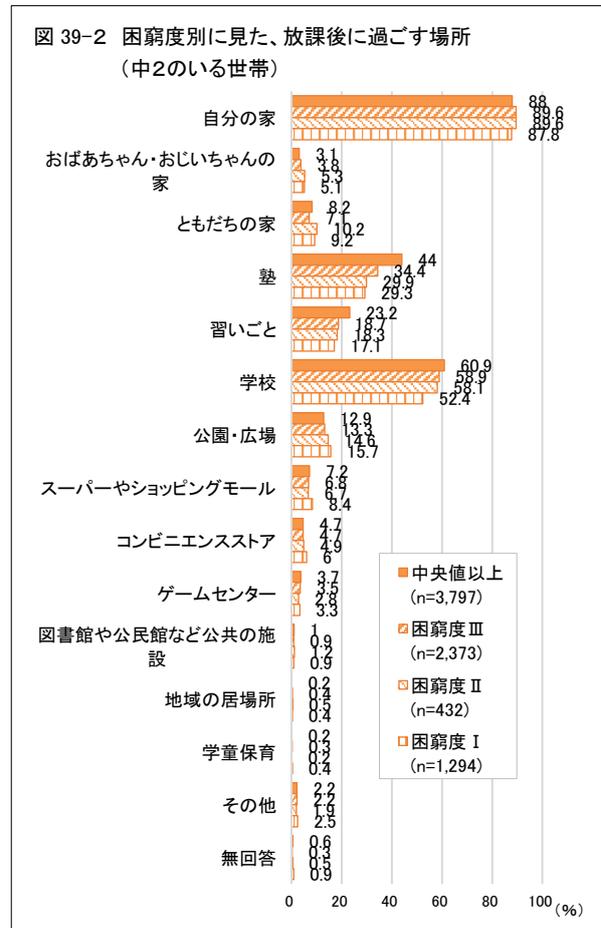
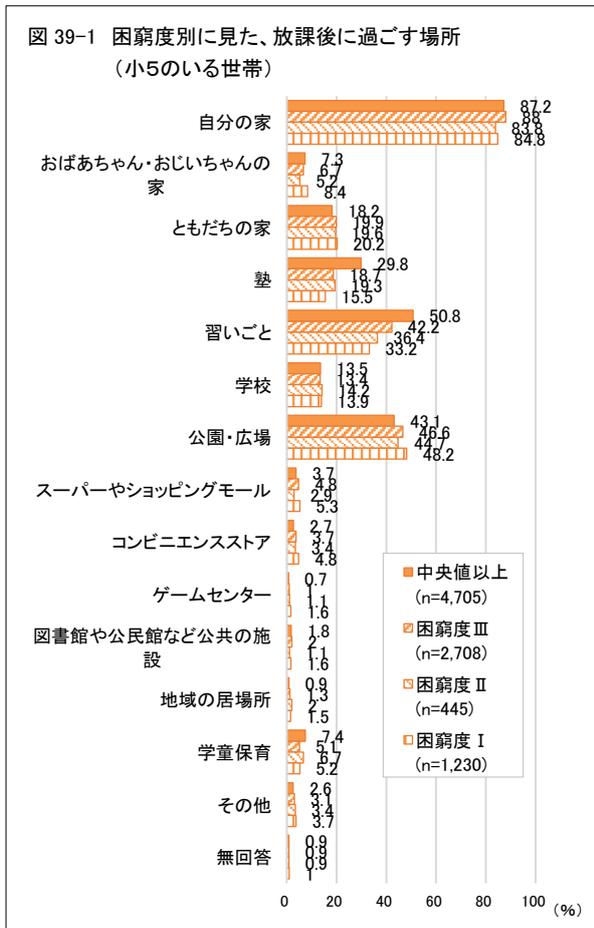
前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず、「クラブ活動・部活動の仲間」が減少し、「ひとりである」の割合が増加しています。(図38-1、図38-2)



イ 困窮度別に見た子どもが放課後に過ごす場所

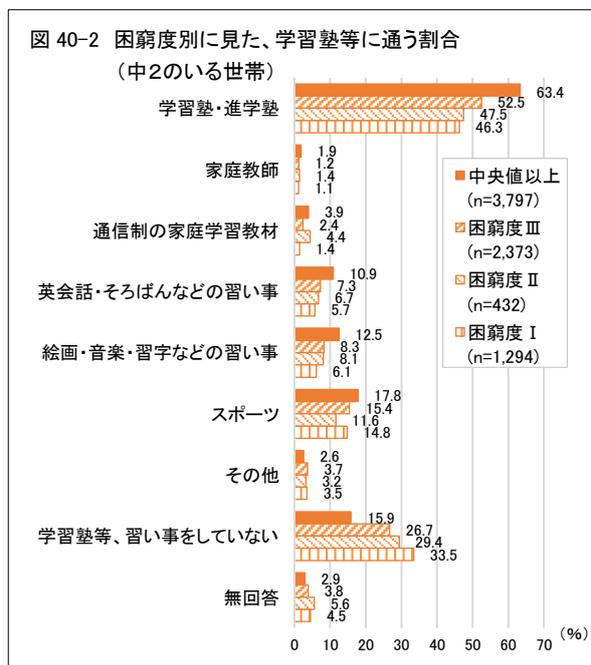
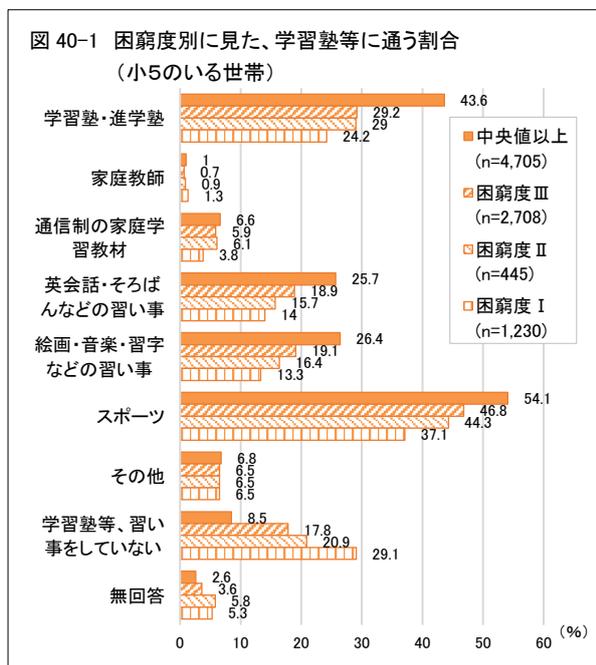
小5のいる世帯では、「塾」や「習いごと」で過ごす割合が、中2のいる世帯では、「塾」、「習いごと」や、「学校」で過ごす割合において、中央値以上群と困窮度Ⅰ群との差が大きくなっています。

前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず、「自分の家」や「塾」、「習いごと」の割合が増加し、「とどちの家」や「学校」の割合が減少傾向にあります。(図39-1、図39-2)



ウ 学習塾や習い事の利用状況

小5のいる世帯と中2のいる世帯を比較すると、大きな違いが見られますが、いずれも困窮度が高くなるにつれて、利用している割合が低くなる傾向にあります。(図40-1、図40-2)



エ 習い事・塾代助成事業の利用状況

(ア) 困窮度別に見た利用状況

小5のいる世帯(令和5年度より事業対象)では、困窮度Ⅰ群からⅢ群において、「持っている」世帯の割合が3割を超えています。中2のいる世帯では、困窮度Ⅰ群・Ⅱ群において、「持っている利用している」世帯の割合が前回調査と比較して増加し、「持っていない」世帯の割合が減少しています。一方で、「持っているが、利用していない」と回答した割合が一定数見受けられます。(図41-1、図41-2)

(イ) 習い事・塾代助成カードを持っているが利用しない理由

小5のいる世帯では、「今通っている学習塾等では塾代助成カードを利用できない」、中2のいる世帯では、「子どもが行きたがらない」と回答した割合が最も高くなっています。(図42)

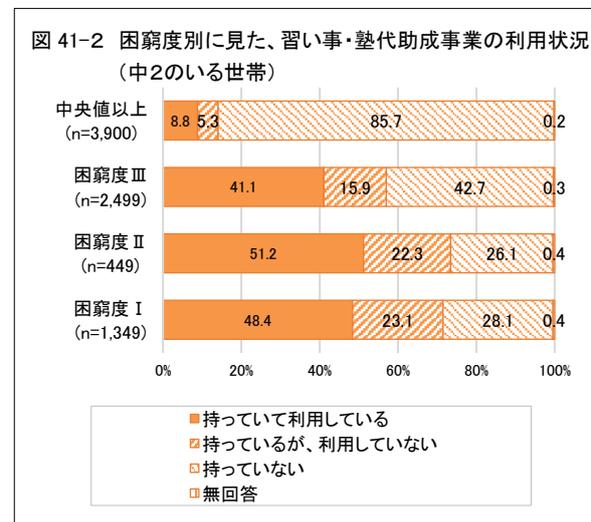
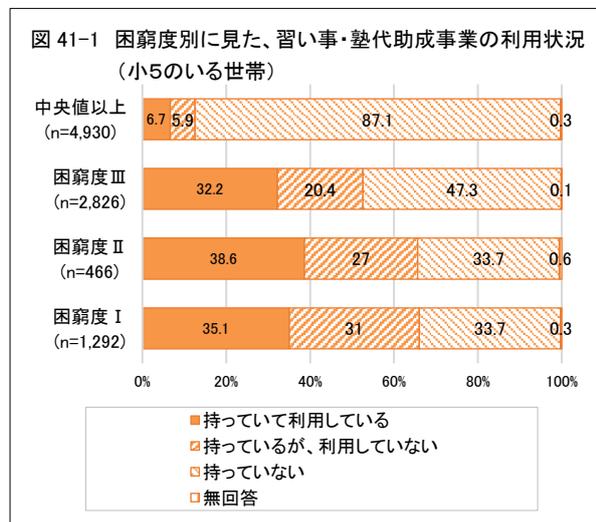
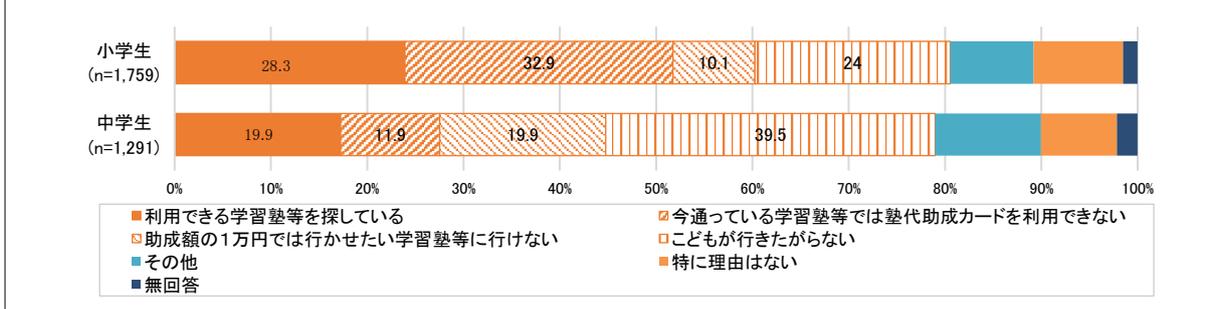


図 42 習い事・塾代助成カードを持っているが利用しない理由(小5・中2のいる世帯)



オ 子ども食堂などの利用状況

(ア) 利用状況

小5のいる世帯では12.3%、中2のいる世帯では7.8%が、「利用したことがある」と回答しています。(図43)

(イ) 困窮度別に見た利用状況

困窮度 I 群の世帯がわずかに高いものの、全体的に一定の割合が、「利用したことがある」と回答しています。(図44)

(ウ) 子ども食堂などを利用したことがない理由

「どこにあるか知らないから」、「行きたいと思わないから」の割合が高くなっています。(図45)

図 43 子ども食堂などの利用状況(小5・中2のいる世帯)

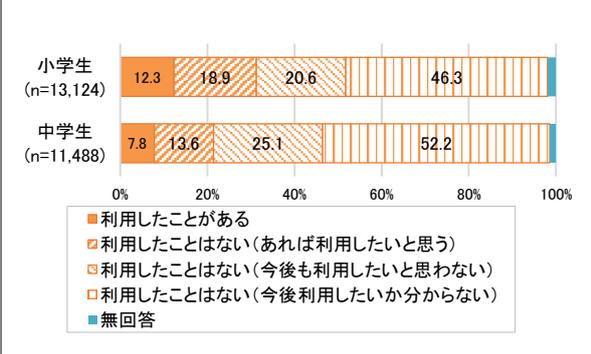


図 44 困窮度別に見た、子ども食堂などの利用状況(小5・中2のいる世帯)

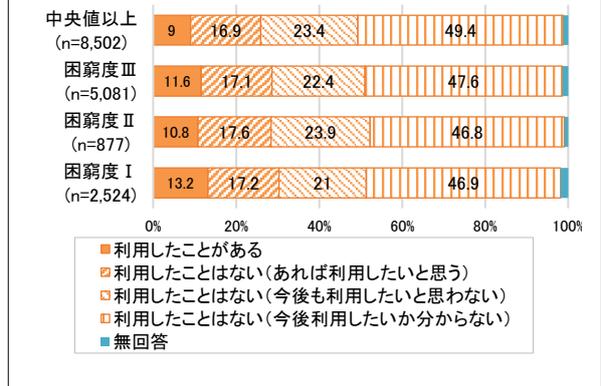
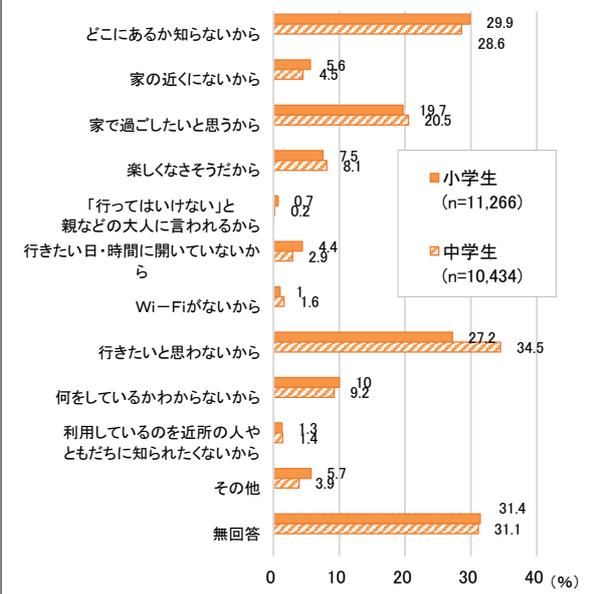
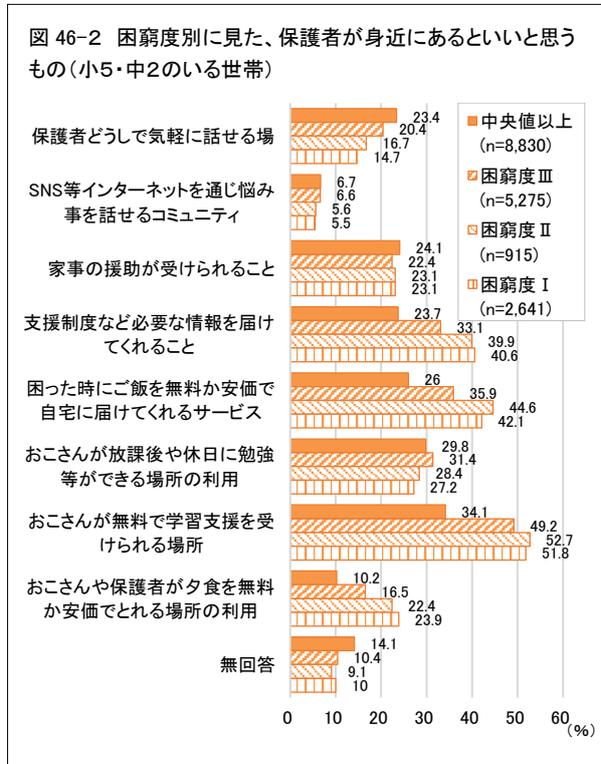
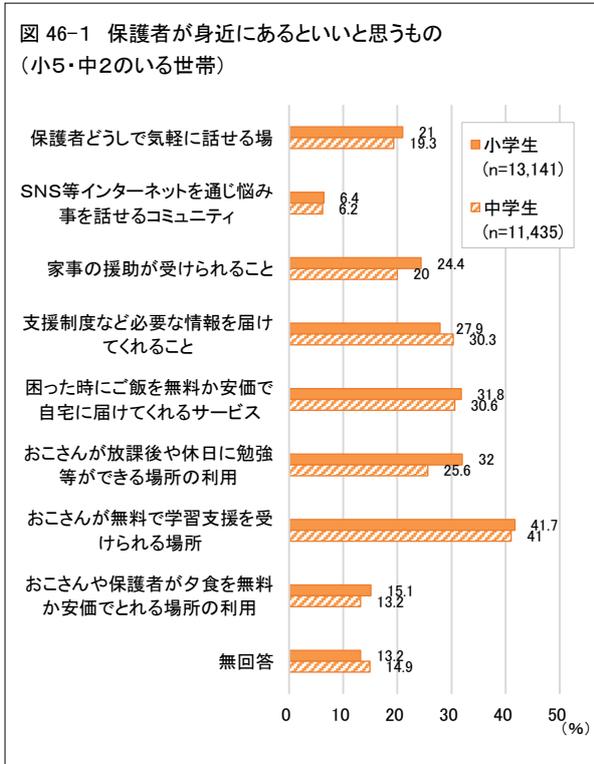


図 45 子ども食堂などを利用したことがない理由(小5・中2のいる世帯)



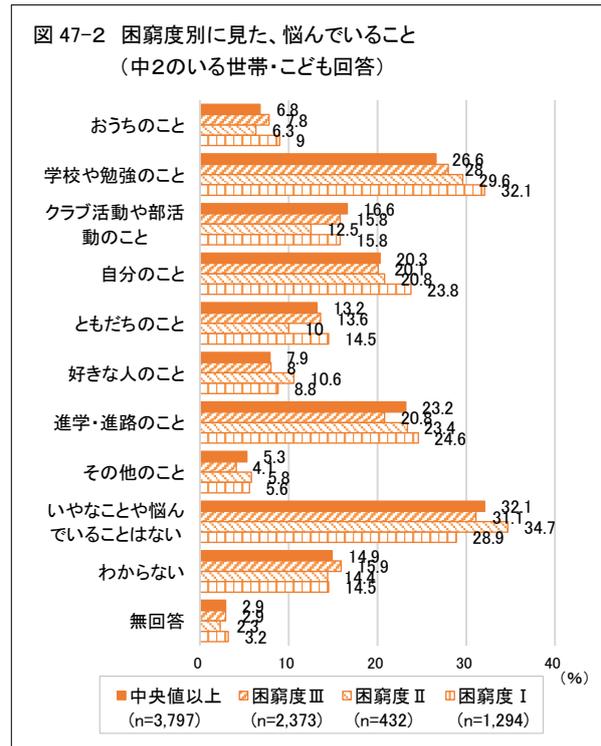
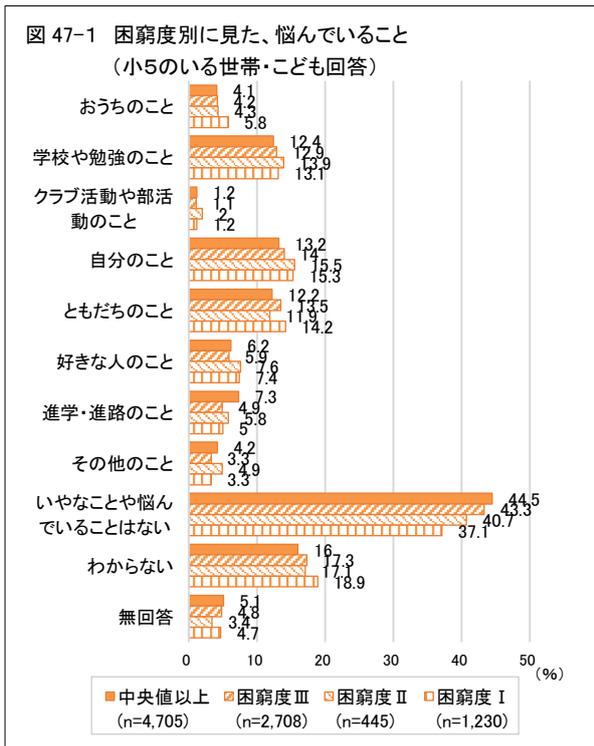
カ 保護者が身近にあるといいと思うもの

「無料で学習支援を受けられる場所」のニーズが最も高い割合となっており、そのニーズは困窮度が上がるにつれ、高い傾向になっています。(図46-1、図46-2)



キ こどもの毎日の生活

小5のいる世帯では、困窮度が高くなるにつれ、「いやなことや悩んでいることはない」の割合が低くなる傾向が見られます。中2のいる世帯では、困窮度が高くなるにつれ、「学校や勉強のこと」の割合が高くなる傾向が見られます。(図47-1、図47-2)



ク 保護者が困ったときの相談先

(ア) 困窮度別

「配偶者・パートナー」や「自分の親」に相談する割合が高くなっていますが、困窮度が高くなるにつれ、低くなっています。一方で困窮度が高いほど、「相談できる相手がいない」や「公的機関や役所の相談員」の割合が高くなっています。(図48-1、図48-2)

(イ) 世帯構成別

ふたり親世帯と比べ、ひとり親世帯は相談できる相手が少ない傾向が見られます。(図49-1、図49-2)

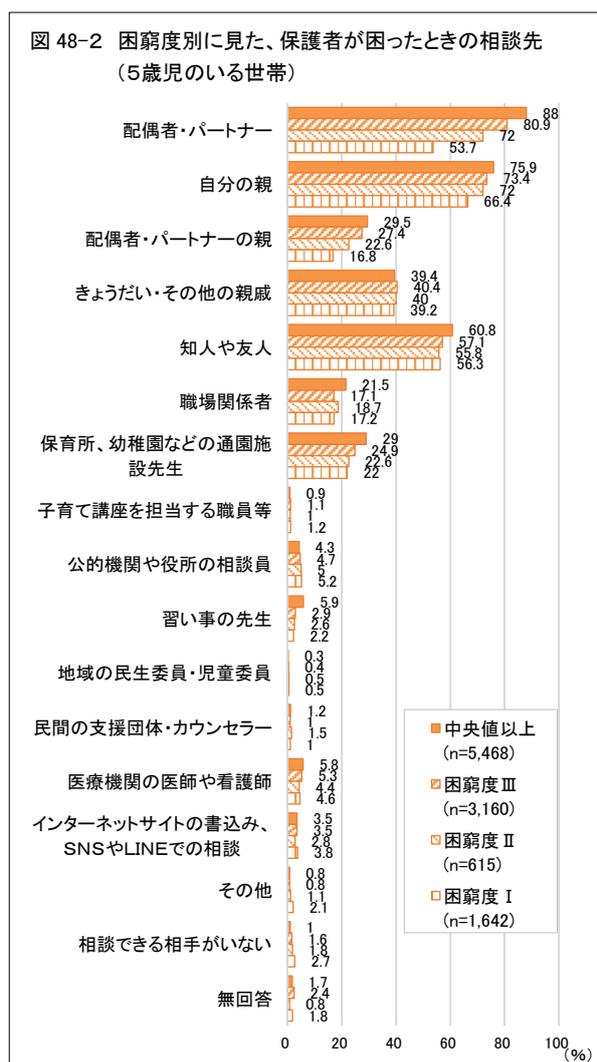
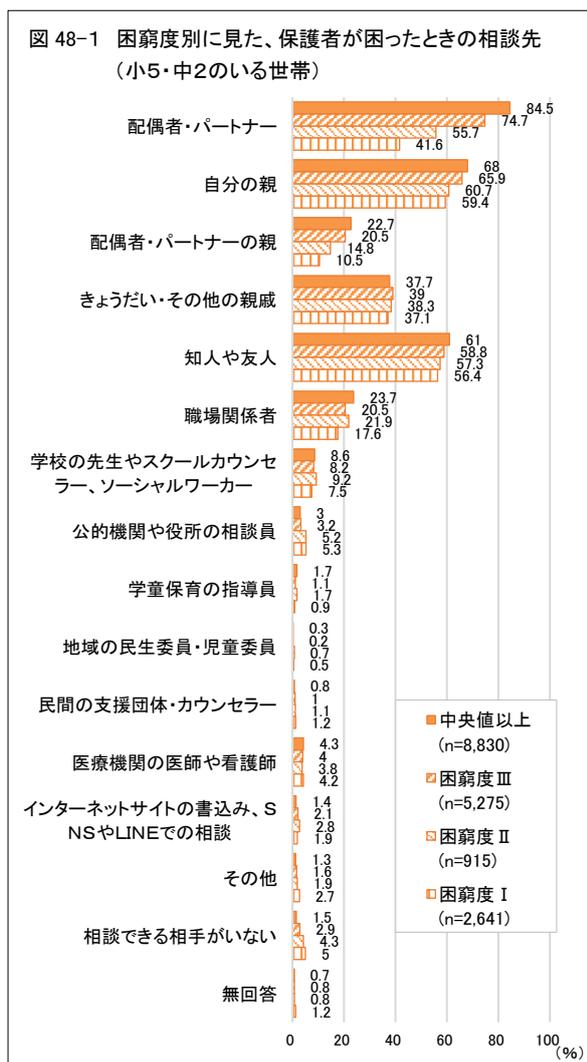


図 49-1 世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先
(小5・中2のいる世帯)

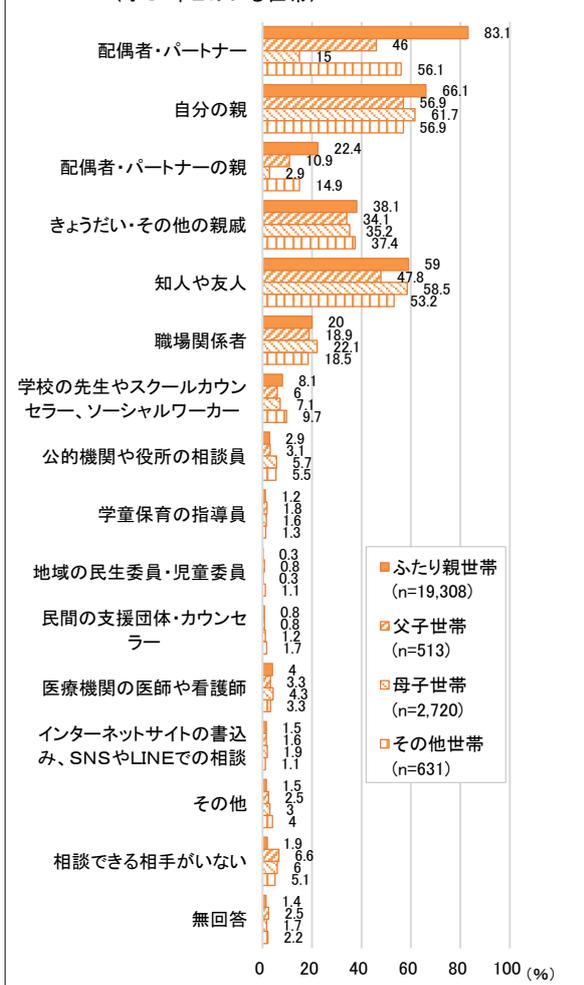
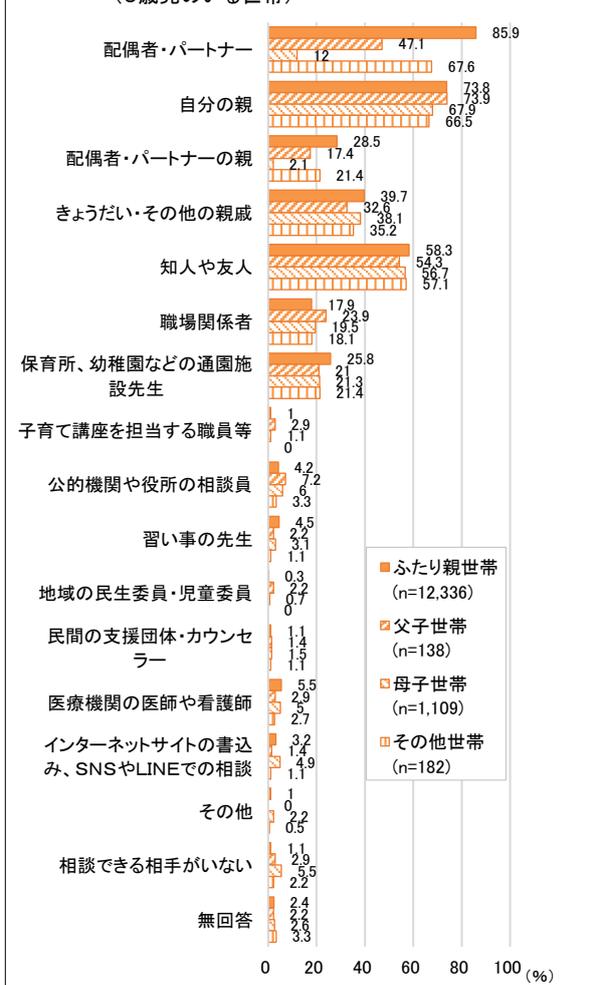


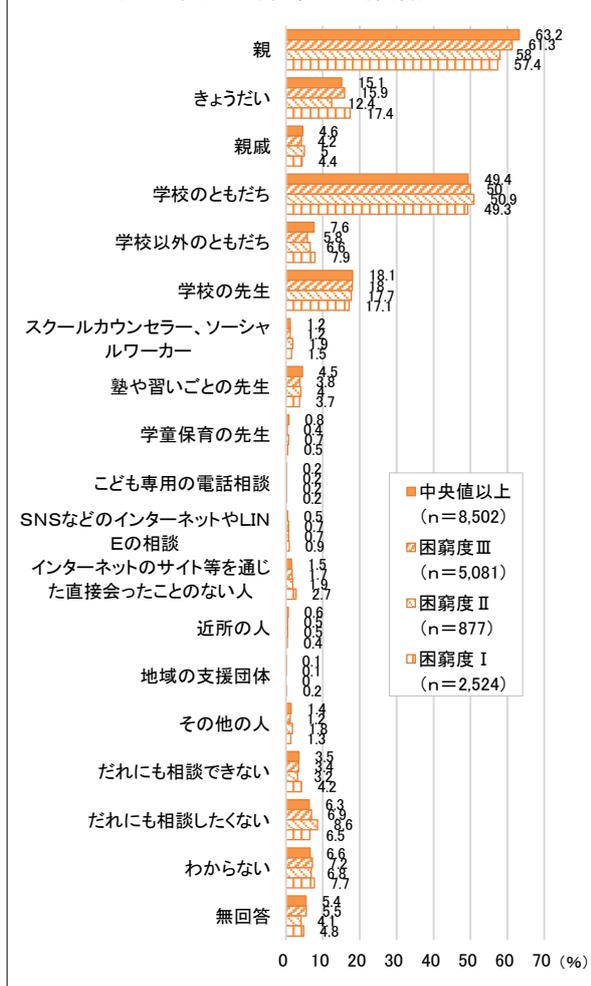
図 49-2 世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先
(5歳児のいる世帯)



ケ 困窮度別に見たこどもが困ったときの相談先

困窮度が高くなるにつれ、「親」に相談する割合が低くなっています。いずれの世帯でも、「だれにも相談できない」や「だれにも相談したくない」の回答が一定数見られますが、前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず、いずれも減少しています。(図50)

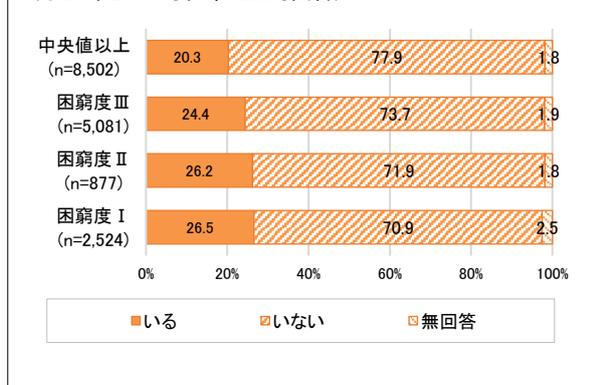
図 50 困窮度別に見た、子どもが困ったときの相談先
(小5・中2のいる世帯・子ども回答)



コ 困窮度別に見た子どもが世話をしている家族の有無

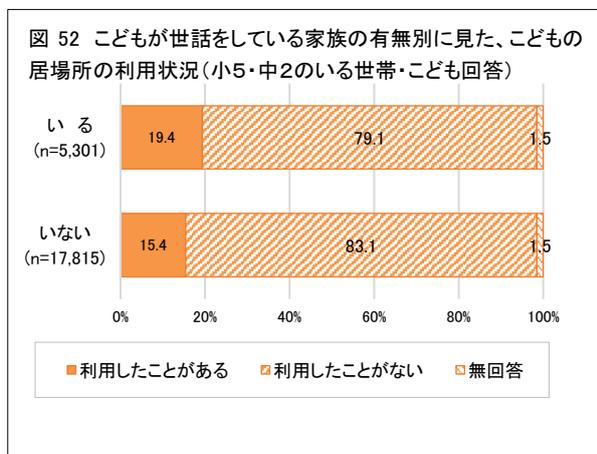
困窮度が高くなるにつれ、世話をしている家族が「いる」と回答した割合が高くなっています。(図 51)

図 51 困窮度別に見た、子どもが世話をしている家族の有無
(小5・中2のいる世帯・子ども回答)



サ 子どもが世話をしている家族の有無別に見た子どもの居場所の利用状況

家族の世話をしていると回答した子どもは、子どもの居場所を「利用したことがある」と回答した割合が高くなっています。(図52)



こどもの貧困は、経済的資本、ヒューマンキャピタル、ソーシャルキャピタルの欠如が複合的に絡んだ生活問題・社会的格差問題であり、実態調査において確認された、こども・若者や子育て当事者を取り巻く以下のような課題に対し、個々の実情を見据えながら、支援を行っていく必要があります。

(1) 家計と収入に関すること

実態調査では、困窮度が高くなるにつれ、生活上の困難の経験が多くなっており、前回調査と比較すると、等価可処分所得の数値(中央値・貧困線)はやや上昇していますが、相対的貧困率については、改善が見られず横ばいの状況で、生活面での様々な格差が依然として存在しています。

生活上の困難の経験は、前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず改善が見られていますが、世帯における困難の経験に比べ、こどもにできなかった経験の改善の割合が小さくなっている傾向が見られます。家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、全てのこどもが夢や希望を持ち、挑戦できるように支援していく必要があります。

家庭の経済状況は、保護者の就業状況によって大きな違いがあり、正規群であるほど貯蓄ができていなど生活が安定している傾向が見られ、非正規群は正規群に比べ家計が赤字の割合が高くなっています。家庭の経済的基盤を確立するには、単に職を得るにとどまらず、収入の増加、職業生活の安定と向上のための支援を進める必要があります。また、前回調査と比較すると、ふたり親世帯、父子世帯などにおいて正規群が増加していますが、母子世帯は正規群、非正規群の割合が変化していないという状況にあります。誰もがより良い将来の展望を持ちながら働くことができるよう、個々の世帯の状況に応じた就業支援の充実を図ることが必要です。

(2) ひとり親世帯等に関すること

ひとり親世帯は、仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況であることから、より高い収入が得られる正規雇用の職に就くことを希望しながらも、労働時間の融通が利きやすい非正規雇用の職に就かざるを得ない状況にあります。特に母子世帯において、非正規群の割合が高く、収入の水準は低くなっています。ふたり親世帯、父子世帯、母子世帯の順に困窮度Ⅰ群の割合が高くなっていますが、母子世帯の困窮度Ⅰ群は他の世帯構成と比べて突出して多い状況にあります。

また、ひとり親世帯は、相談できる相手が少ない傾向にあります。経済状況や世帯構成によって保護者の相談相手が異なり、特に困難な経済状況にあるひとり親世帯の保護者において、支えや相談相手の不足を経験されています。そのため、きめ細かな就業支援に取り組むとともに、ひとり親世帯等のニーズに応じた子育て・生活支援策等のサポート体制についても充実を図る必要があります。

養育費の受領率は、前回調査と比較して困窮度にかかわらず大幅に増加しており、この間の施策の効果が出ていると推察される一方、困窮度が高くなるにつれ受領率は低くなっていることから、困窮度の高い世帯においても養育費を確保できるように支援する必要があります。こどもにとって不利益が生じることがないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、養育費の履行確保のために、養育費の取り決めの段階からトータルで支援していくことを引き続き強化していく必要があります。

また、世帯構成にかかわらず若年で親になった世帯では、困窮度Ⅰ群の割合が他の年齢層と比べ

て高く、母親の最終学歴は中学校卒業や高等学校中途退学の割合が高くなっています。

さらに、母子世帯において若年で親になった世帯は、他の年齢層と比較すると困窮度Ⅰ群の割合が高くなっており、「食費を切り詰めた」や「生活の見通しが立たなくて不安になったことがある」と回答した割合も高くなっています。最も経済的に厳しい状況があり、生活に関して不安を感じている割合が高い傾向が見られます。

特に母子世帯において若年で親になった世帯への支援としては、出産・育児によって学業を中断せざるを得なかった母親への教育支援や就業支援とともに、必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化、そもそも予期せぬ妊娠等に対する予防的支援も必要です。

(3) 学習習慣・生活習慣に関すること

困窮度が高くなるにつれ、こどもが学校の授業以外に勉強や読書を、「まったくしない」と回答した割合は、高くなっています。前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず、「まったくしない」と回答した割合は増加しています。

困窮度が高くなるにつれ、学習理解度について、「よくわかる」と回答した割合や朝食を毎日食べるといった回答、遅刻をしないと回答した割合は、低くなっています。遅刻をしないと回答したこどもの保護者は、こどもへの信頼があり、こどもの将来への期待があると回答した傾向が見られます。遅刻をするという回答したこどもにおいては、学習理解度が低くなっていますが、これは遅刻をするために理解度が下がることも考えられ、理解ができないから学校がつまらなくなり遅刻をしているという側面も考えられます。

乳幼児期は望ましい生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期ですが、5歳児のいる世帯においては、困窮度が高くなるにつれ、保護者がこどもの生活リズムを整える割合が低くなり、特に(絵)本の読み聞かせについては中央値以上群と困窮度Ⅰ群の差が大きくなっています。

こどもの学習理解度を高めるためにも、学習習慣の定着を促し、こども一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進するとともに、こどもが規則正しい生活リズムを獲得できるよう支援することが必要です。

また、塾や習い事に行く割合は困窮度が高くなるにつれ低くなり、将来希望する進学先についても、困窮度が高くなるにつれ、大学・短期大学を選択している割合が、保護者、こどもともに低くなっています。経済的に困難な世帯では、こども自身も保護者も大学以上の高いレベルの教育を望まなくなっており、これは経済的な事情と学習理解度の低さが絡み合っただけで要因となっている可能性があります。

さらに、調査結果では、日帰りのお出かけを含む家族旅行ができなかったなど、困窮度によって体験の機会に格差があることが示されています。様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む必要があります。

(4) つながりに関すること

こどもが放課後に過ごす場所は、前回調査と同様に自分の家が一番多くなっていますが、前回調査と比較すると、さらに増加しています。また、クラブ活動を含む学校で過ごすという割合は減っています。新型コロナウイルス感染症の影響で社会的交流が減った可能性も考えられますが、友人との関係性が薄れることは、孤立や孤独へ向かう懸念も生じます。こども同士やこどもと地域の大人との交流が深まる

よう取り組む必要があります。

地域資源であるこども食堂などの食事提供の居場所においては、小5で12.3%、中2で7.8%のこどもが利用しており、困窮度による居場所の利用には大きな差は見られませんでした。利用率においては、全国と比べて高くなっています。居場所を利用していない理由としては、行きたいと思わないからや、どこにあるか知らないからといった理由が多く見受けられるため、困難を抱えるこどもが居場所につながり、確実に利用できるように、多様な居場所の充実と更なる周知が必要です。

なお、家族の世話をしていると回答したこどもは、中央値以上群と比べて困窮度Ⅰ群の割合が高くなっており、居場所を利用していると回答した割合も高くなっている傾向があるため、周りの支えが重要であり、社会的支援が必要です。

こどもや保護者が困ったときや悩みがあった場合でも、一人で抱え込むことなく、周りの人に相談できる環境にあることが大切ですが、困窮度が高いほど、「相談できる相手がいない」と回答した割合が高くなる傾向があります。

こどもの自分の体の状態で気になることは、困窮度にかかわらず、「とくに気になるところはない」と回答した割合が最も多くなっています。自分の気持ちで気になることでは、困窮度が高くなるにつれ、「まわりが気になる」や「やる気が起きない」について、「いつもそうだ」と回答した割合が高くなっています。

世帯構成別に見ると、ひとり親世帯、特に母子世帯において、「不安な気持ちになる」などの気になる心身の自覚症状が多くなっています。保護者の心の状態は、困窮度が高くなるにつれ、「将来への希望が持てる」や「ストレスを発散できるものがある」などの肯定的な回答の割合が低くなっていますが、前回調査と比較すると、困窮度にかかわらず、「幸せだと思う」など改善傾向にある項目も見られます。

家庭の経済状況は、こどもや保護者の心身の健康面にも影響を及ぼしており、早期に対応する必要があります。収入面や雇用面での不安、こどもの将来に関する不安などの悩みを軽減することが、ひいては心身の不調の改善にもつながることが期待されることから、様々な課題や個別のニーズに対応した身近な相談先の充実など、解決につながる支援が必要です。

(5) 必要な支援の利用に関すること

就学援助や児童扶養手当等の社会保障制度に関しては、困窮度が高くなるにつれ、「現在利用している」割合が高くなっていますが、困窮度Ⅰ群でも、「利用したことがない」と回答した世帯があり、特に就学援助については、前回調査と比較すると、困窮度Ⅰ・Ⅱ群において、「利用したことがない」世帯の割合が増加しています。

制度を利用していない理由として、「制度の対象外だと思うから」という理由が多く見られます。一方で、割合としては低いものの、「制度を知らなかった」や「手続きがわからない、利用しにくい」などの理由も見られました。習い事・塾代助成事業については、塾代助成カードを持っていない世帯は少なくなっていますが、「持っていない」や「持っているが利用していない」割合が困窮度Ⅰ群でも一定数存在しています。

支援を必要としているこどもや家庭に、活用できる資源や施策が十分に届いていない可能性があることから、制度周知に努めるとともに、相談に来ることを待つことなくプッシュ型・アウトリーチ型による相談支援の強化や、より分かりやすい申請方法の検討など、こどもや家庭が必要な情報を得られ、必要な支援を受けられるようアクセシビリティに留意しながら取組を強化していく必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

こどもの貧困の背景には、様々な社会的要因があることを社会全体で広く共有し、貧困により、こども・若者がその権利利益を害され及び社会から孤立することがないように、現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐため、必要な支援が切れ目なく行われることで、一人一人の豊かな人生を実現できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現します。

2 重視する視点

こどもの貧困の解消に向けて、次の4つの視点を重視して施策を推進します。

(1) こども・若者が幸せな状態で成長できるための支援の推進

貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で成長できるようにするための前提です。こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組みます。

(2) 切れ目のない支援の推進

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。おとなとして自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく影響を受け、こどもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。そのため、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの家庭の各段階における支援が切れ目なく行われるよう、施策を推進します。

(3) 社会全体で取組を推進

こどもの貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切ることは、まずもって一人一人の豊かな人生を実現することにつながることに加え、我が国の将来を支える人材が育つことにより、活力ある社会の創造につながります。こども・若者や子育て当事者をめぐる課題は深刻化・複合化している中、こどもの貧困は、家庭の自己責任としてのみではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるとの認識のもと、家庭、学校園、児童福祉施設、企業、地域などの社会のあらゆる分野のすべての人々が相互に協力し、社会全体でこどもの貧困の解消に向けて取り組みます。

(4)アクセシビリティの充実

こども・若者や子育て当事者に支援を届けるにあたっては、そもそも支援が必要な状況であることが自覚できていない、相談先や利用できる資源の情報を知らない、知っていたとしても手続きが複雑で難しいといった課題があるほか、SOSを発しても周囲が受け取れていない場合があることにも留意する必要があります。こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとって馴染みやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続き等の簡素化を通じた利便性の向上に取り組みます。

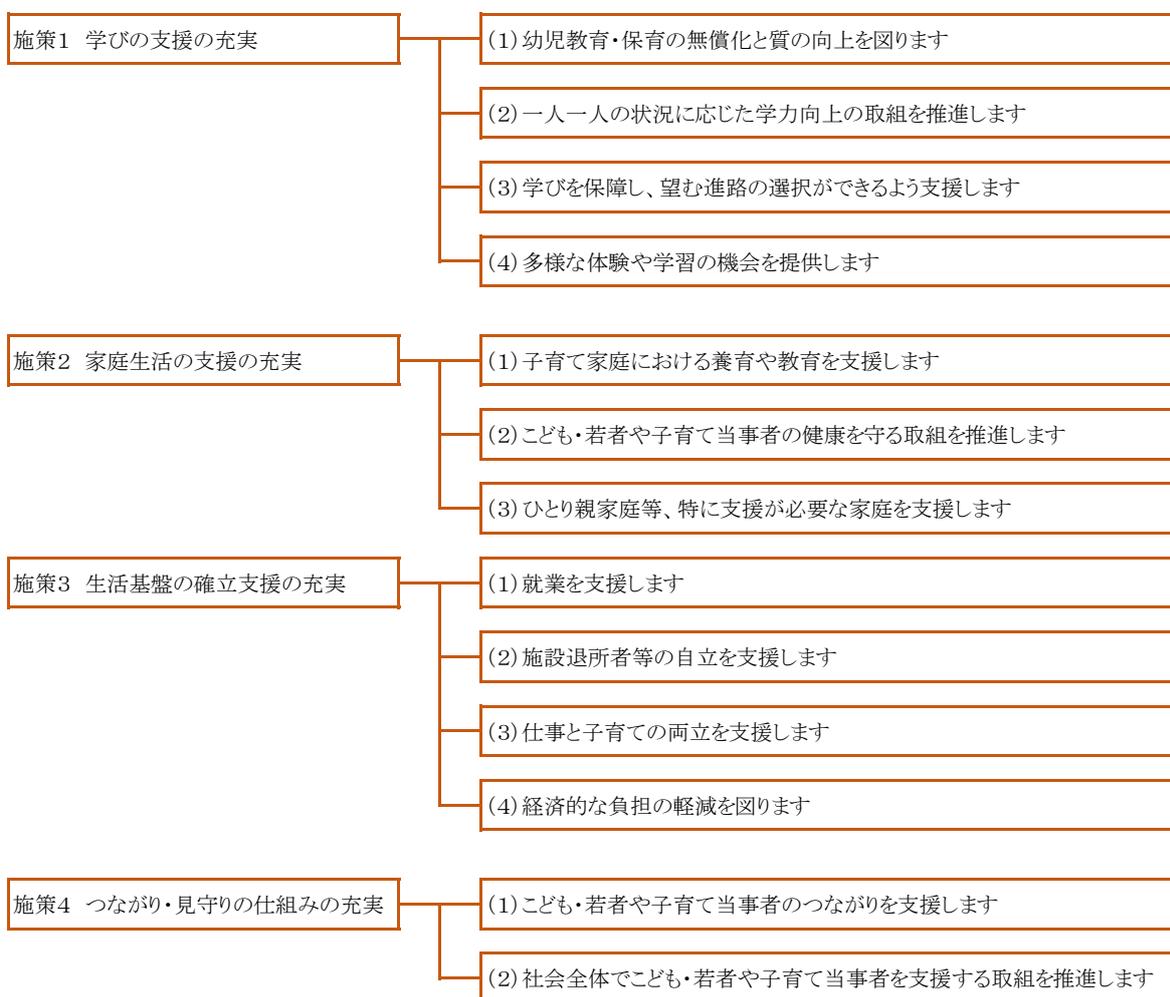
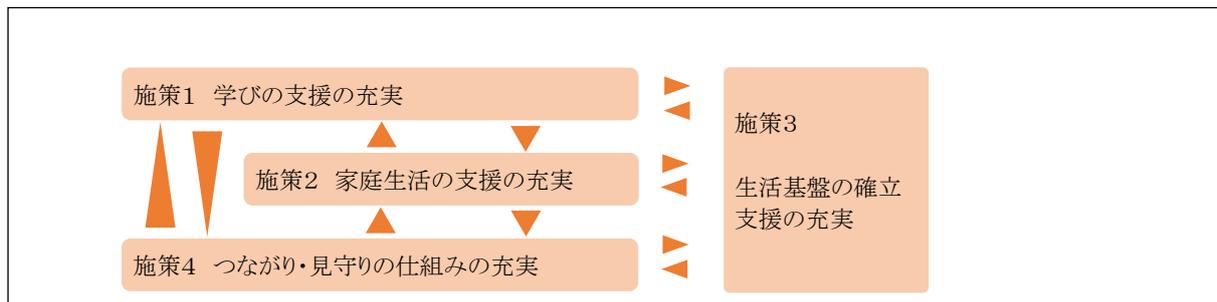
3 施策体系

基本理念の実現に向け、以下の考え方にに基づき、4つの施策に沿って事業・取組を推進します。なお、この4つの施策は、それぞれ独立して取り組むのではなく、互いに連携して取り組むことにより相乗効果を生むことを想定しています。

施策1	<p>《学びの支援の充実》</p> <p>家庭の経済状況などの生活困窮に起因する様々な生活上の困難は、こどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題を生じさせています。貧困や貧困の連鎖によって子ども達の将来が閉ざされることは決してあってはなりません。すべてのこども・若者が、家庭の経済状況にかかわらず、幼児期から高等教育段階まで質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦し、自らの可能性を追求していけるよう、未来を切り拓いていける力を身につけることが何よりも重要です。</p>
施策2	<p>《家庭生活の支援の充実》</p> <p>貧困と格差は、こどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約します。こども・若者や家庭が抱える困難や課題は様々な要因が複合的に重なり合っ様々な形で表出しますが、こども・若者への支援に加え、保護者の妊娠・出産期からの相談支援をはじめとする生活の安定に資する支援の充実を図ることが重要です。</p>

<p>施策3</p>	<p>《生活基盤の確立支援の充実》</p> <p>保護者の就業支援は、子育て当事者の安定的な経済基盤を確保する観点から大変重要です。さらに、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援とともに、仕事と両立して安定して子どもを育てられる環境の充実も必要です。</p> <p>また、施設や里親等のもとで育った社会的養護経験者は、施設退所後等において、進学・就職や自立した生活を営む上で、家族からのサポートが期待できない等といった背景から、様々な困難に直面している場合が多いことを踏まえ、一人一人段階を経て自立をしていけるよう、支援の充実が必要です。</p>
<p>施策4</p>	<p>《つながり・見守りの仕組みの充実》</p> <p>経済的に困窮している子ども・若者や子育て当事者は、交友・交流関係にも様々な影響を及ぼし、悩みや課題について一人で抱え込むなど社会的に孤立する傾向にあり、周囲の支援を受けていない状況が見られます。子どもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを社会全体で広く共有し、このような状況にある子ども・若者や子育て当事者が必要な支援を受けつつ、地域や社会とつながりをもって、安心して暮らせることが必要です。</p>

施策体系の関係(各施策は互いに連携し相乗効果が生みだされるよう取り組む)



施策1 学びの支援の充実

家庭の経済状況が理由で学校生活が制約されたり進路が狭まったりすることなく、すべてのこどもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、将来の貧困の予防や、教育の機会均等を保障する観点から、こどもが安心して多様な体験や遊びができる機会や、学習する機会を確保できるよう取り組むとともに、適切な進路選択ができるよう取り組みます。

(1) 幼児教育・保育の無償化と質の向上を図ります

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていく取組を推進します。

また、家庭の経済状況にかかわらず、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育が受けられるよう、経済的な負担軽減に取り組みます。

(2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組を推進します

義務教育は、乳幼児期の学びを生かし、義務教育以降の学力向上や人間形成につなげ、社会で生き抜くために必要となる基礎的な知識や力を習得する大切な場です。

また、すべてのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させていくことも必要です。

そのため、児童・生徒一人一人のそれぞれの抱える課題や実情に応じたきめ細かな指導や継続的な支援を行うことを通じて、学習意欲の向上や学習習慣の定着を図るための取組を充実するなど、学力の向上に取り組みます。

(3) 学びを保障し、望む進路の選択ができるよう支援します

こどもが安心して通学できるようにするためには、その在籍する学校において、明るく落ち着いた教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友人と交流しながら、心身ともに健全に成長できるよう取り組むことが必要です。

一方で、不登校やいじめ、対人関係や学習・進路などの様々な悩みや課題を抱えたこども・若者が存在しており、そこに至る原因や背景は多様化・複雑化していることから、引き続き相談しやすい体制の充実を図るとともに、学校や区役所、関係機関等がより緊密に連携し、適切な支援に取り組みます。

また、こども・若者が自らの適性等を理解した上で、望む進路の選択ができるよう、きめ細かな相談支援に取り組みます。

(4) 多様な体験や学習の機会を提供します

子ども・若者は、自然体験や生活体験などの多様な実体験や、異年齢層など幅広い人との交流を通じて、生きていく上で必要となる様々な力を培いながら成長していきます。

多様な体験や学習の機会を得るようするため、企業や文化的資産、多彩な人材など多種多様な社会資源を子ども・若者の成長に生かす取組を推進するとともに、身近な地域においても、多様な体験や学習ができる活動が活発に展開されるよう取り組みます。

こうした取組を通じて、子ども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう取組を推進します。

施策2 家庭生活の支援の充実

子どもの育ちには保護者・養育者の育ちも必要です。子育てと家庭教育の双方の観点で、子どもとともに育つ保護者・養育者への支援・応援をきめ細かにいき、そのウェルビーイングと成長を全ての人で支えることが重要です。

また、子育て当事者が、身近な場所でサポートを受けながら子どもを育てることができ、どのような状況でも子どもが健やかに育つという安心感を持つことができるような支援が必要です。

そのため、家庭の経済状況や子ども・若者を取り巻く家庭環境にかかわらず、子ども・若者一人一人が健やかに成長できる養育や教育環境が整えられるよう取り組みます。

(1) 子育て家庭における養育や教育を支援します

在宅で子育てをしている家庭を含めてすべての子どもと家庭を対象として、個別のニーズに応じた様々な子育て支援を充実させていく必要があります。

そのため、各区保健福祉センターにおいて、子育てに関する総合的な相談や支援を行うとともに、地域や関係機関が連携し、身近な地域において適切な相談や支援が受けられるよう取り組みます。さらに、子育て家庭の多様なニーズにきめ細かく対応した支援サービスの充実に取り組みます。

また、家庭・保育所・学校園・子育て支援機関・地域が連携して、子どもの発達や生活習慣の獲得など、家庭教育の重要性について保護者に確実に届けられるよう、様々な機会を捉えて周知・啓発を図り、家庭において子ども・若者の発達段階に応じた適切な養育や教育ができるよう支援します。

(2) 子ども・若者や子育て当事者の健康を守る取組を推進します

生涯を通じて心身ともに健やかであることは、幸せな暮らしの原点です。

妊娠期から子育て期に至るまでの様々な機会を捉えて支援が必要な方を早期に把握し、子どもや子育て当事者が必要な支援や医療を受けられるよう関係機関と連携して取り組みます。

また、生涯にわたり健康で活力ある生活を送るために、望ましい食生活など健康的な生活習慣を心掛け、健康を管理する能力を形成することが重要です。特に、思春期は、健全な発育を遂げ、生涯にわたる健康づくりの基盤をつくる時期であるとともに、自らが親となるための準備期間としても非常に重要な時期です。思春期特有の悩み等についての相談体制を確保し、生命の尊さや性への正しい理解を深めるため、家庭、学校、地域等が連携して思春期の健康を守る取組を推進します。

(3) ひとり親家庭等、特に支援が必要な家庭を支援します

仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、常に時間に余裕のない状態、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持ってない状況にあります。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、各家庭のそれぞれの状況に応じて、必要な支援につなげることができるよう当事者に寄り添った支援の充実を図ります。

また、養育費はこどもの監護や教育のために必要な費用であり、養育費の受け取りはこどもの重要な権利です。そのため、こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図ります。

さらに、予期せぬ妊娠等に悩む妊婦等に対しては、妊娠期から寄り添った相談支援等を行うとともに、とりわけ行政とのつながりが希薄であることが課題となっている若年のひとり親家庭に関しては、孤立を防ぎ、確実に必要な支援や行政サービスにつなげることができるよう施策の充実を図ります。

施策3 生活基盤の確立支援の充実

経済的困窮は、こどもの貧困問題の根幹にある課題であり、現在の貧困を解消するとともに将来の貧困を防ぐため、経済的に厳しい状況が見られるひとり親世帯など個々の世帯の状況に応じた生活基盤の安定を図るための支援が必要です。

そのため、就業支援や仕事と子育ての両立支援、各種サービスの自己負担の軽減を含む経済的支援の充実に取り組むとともに、各種支援制度を必要とするこども・若者、子育て当事者に、より効果的・確実に届くよう取り組みます。

(1) 就業を支援します

就業は、経済的な自立につながるものであると同時に、社会とのつながりを構築し、自己実現を図る上でも大切ですが、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親世帯や、働くことについて様々な悩みを抱えている若者、生活上の困難を抱える子育て当事者など、安定した就業に至らず、将来への不安を感じている人が多くいるため、就業により一定の収入を得て、生活の安定が図られるよう、就業を支援するとともに、就業が定着するよう支援します。

子育て当事者の就業支援は、安定的な経済基盤を確保する観点から、単に職を得るにとどまらず、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援とともに、仕事と両立して安心してこどもを育てられる環境の充実を図り、ひとり親世帯はもちろんのこと、ふたり親世帯についても生活が困難な状態にある家庭については、子育て当事者の状況に応じたきめ細かな就業支援に取り組めます。

若者に対する就業支援については、貧困の連鎖を自ら断ち切り、職業的自立を果たすことができるようにするため、きめ細かな支援を行うとともに、こうした支援情報が若者に届くよう、情報発信の強化に取り組めます。

(2) 施設退所者等の自立を支援します

児童養護施設等の退所児童は、様々な事情により、職場の人間関係や金銭関係等の課題を抱える場合が多く、退所後も継続した支援が必要です。社会的養護のもとで育った子どもも、他の子どもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるよう、入所期間を通じて、自立生活を維持するうえで必要な力を身につけられるよう取り組むとともに、施設退所後の相談支援の充実に取り組みます。

また、母子生活支援施設においては、DV被害や児童虐待により心理的なケアを必要とする母子の割合が高く、生活自立が困難、対人関係が苦手などといった課題を抱えたまま短期間で退所し、退所後も養育環境の見守り支援が必要な母子も増えています。母子生活支援施設を退所した母子が、地域で見守られながら自立できるよう支援する取組を推進します。

(3) 仕事と子育ての両立を支援します

子育て世帯においては、就業により一定の収入を得て、生活の安定を図ることが重要であると同時に、収入面だけではなく、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することが、子ども・若者の健全やかな育ちには欠かせません。

そのため、仕事を無理なく継続できるよう、多様なニーズに対応する子育て支援サービスや学齢期の放課後活動の充実など、仕事と子育てを両立できる環境づくりに取り組みます。

(4) 経済的な負担の軽減を図ります

本市では、国の制度に加え、子ども医療費助成や保育料の負担軽減、学校給食費の無償化、各種制度の利用料減免等、子育てに伴う経済的な負担の軽減に取り組んでいます。

実態調査において、「電気・ガス・水道などが止められた」や「国民健康保険料の支払いが滞ったことがある」など、ライフラインに関わる生活上の困難の経験に比べ、「おこづかいを渡すことができなかった」や「新しい服や靴を買うことができなかった」、「習い事や学習塾に通わすことができなかった」などの子どもにできなかった経験の改善の割合が小さくなっている傾向が見られました。

そのため、家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、子育てや教育に関する経済的な負担の軽減に引き続き取り組みます。

施策4 つながり・見守りの仕組みの充実

社会構造の変化に伴い、人と人とのつながりや地域コミュニティが希薄化し、周囲との交流がなく、社会的に孤立する傾向は子ども・若者や子育て当事者にも広がっています。社会的に孤立すると、必要な支援を届けることが難しくなることから、貧困が連鎖する要因ともなります。

そのため、学校園や地域、関係機関との連携により、困難な状況にある子どもを早期に把握し、当事者に寄り添いつつ、プッシュ型・アウトリーチ型の支援を届けるとともに、子ども・若者や子育て当事者が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう取り組みます。また、地域において、子ども・若者や子育て当事者を支援するため、様々な活動主体が取組を行っており、活動のさらなる活性化が図られるよう取り組みます。

(1) 子ども・若者や子育て当事者のつながりを支援します

日常生活は社会との関わりの中で成り立っているものであり、社会の一員として生きていく上で、他者とのつながりは欠かせないものです。

子ども・若者や子育て当事者が、地域社会の中で様々な活動を通して他者とのつながり、他者との交流が深まるよう取り組むとともに、誰にも相談できないまま孤立することがないよう、子ども・若者や子育て当事者の立場に立った支援に取り組みます。

(2) 社会全体で子ども・若者や子育て当事者を支援する取組を推進します

子どもの貧困問題は、子育て、教育、福祉、健康、就労などの問題が複合的に絡み合っていることから、適切な支援につなぐことが必要です。本市では、子どもが長時間過ごす学校において、支援が必要な子どもや家庭を発見し適切な支援につなぐ仕組みとして、平成30年度から大阪市子どもサポートネットをモデル7区で実施し、令和2年度より全区展開しています。学校と区役所の協働でアセスメントを行い、適切な支援先につないでいますが、問題が複合的に絡み合っており課題解決に至らない世帯も存在します。そのため、さらに利用可能な支援先をもれなく提供し利用につなげるとともに、これまで以上にきめ細やかな充実した寄添い型の支援を行えるよう、サポート体制の強化を図ります。

また、すべての子ども・若者や子育て当事者が、身近に安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていくことが必要なため、子ども食堂など地域の居場所の自主的・自発的な活動が安心・安全に取り組みされるよう引き続き側面的支援を行うとともに、子ども・若者や子育て当事者と子ども食堂等の活動団体が、お互いに安心してつながることができるよう、広報・周知活動の充実を図ります。

さらに、市民や地域団体をはじめ、企業や社会福祉法人、NPOなど多様な主体が子どもの貧困問題に取り組む機運を醸成し、社会全体で子ども・若者や子育て当事者を支援する取組を推進します。

基本理念の実現に向け、支援を必要としている人に必要な支援が届いているか、家庭の経済状況により子どもの生活が制約されることなく夢や希望を持ち挑戦できているかといった観点から数値目標を設定するとともに、子ども・若者や子育て当事者の置かれた状況等を毎年度把握するための指標を設定します。

目指す姿・実態調査等のアンケート項目	現状値 (R5)	目標値 (R10)	目標設定の考え方
「子ども食堂などの利用を希望している子どもが、利用できる状態」 子ども食堂などの利用状況 (困窮度Ⅰ～Ⅲ)※1	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 13.2% 困窮度Ⅱ 10.8% 困窮度Ⅲ 11.6%	30.4% 28.4% 28.7%	「あれば利用したい」層に対する取組効果を利用状況に反映させる(子ども回答) 困窮度Ⅰ:30.4%(利用したことがある13.2%・利用していないがあれば利用したい17.2%) 困窮度Ⅱ:28.4%(利用したことがある10.8%・利用していないがあれば利用したい17.6%) 困窮度Ⅲ:28.7%(利用したことがある11.6%・利用していないがあれば利用したい17.1%)
「経済的な状況にかかわらず、塾や習いごとに行きたいと思う人が行ける状態」	【塾】 《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 22.6% 困窮度Ⅱ 24.5% 困窮度Ⅲ 26.0%	36.1%	R5子どもの生活に関する実態調査の中央値以上の数値をめざす(子ども回答) 塾:中央値以上36.1% 習いごと:中央値以上38.5%
平日の放課後における子どもの過ごし方(塾・習いごとの割合) (困窮度Ⅰ～Ⅲ)※1	【習いごと】 《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 24.9% 困窮度Ⅱ 27.5% 困窮度Ⅲ 31.2%	38.5%	
「養育費の履行が確保できている状態」	全体受領率 26.8%	36.3%	国の示す目標値を達成することを目標とする
養育費の受領状況※2	取り決めをしている人の受領率 57.4%	66.4%	〈2031年国目標〉 全体:R3・28.1→40% 取り決めあり:R3・57.7%→70%
「就学援助制度の対象であるにもかかわらず利用できていない状態の改善」 就学援助を利用しなかった理由(利用したいが制度を知らなかった・利用しにくいと回答した割合) (困窮度Ⅰ～Ⅱ)※1	《小5・中2のいる世帯》 困窮度Ⅰ 12.9% 困窮度Ⅱ 7.0%	8.8% 6.1%	制度周知の充実の効果を反映し、「知らない」相当分を改善させる 困窮度Ⅰ:知らない4.1%・利用しにくい8.8% 困窮度Ⅱ:知らない0.9%・利用しにくい6.1%

※1 子どもの生活に関する実態調査 ※2 ひとり親家庭等実態調査

こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を毎年度把握するための指標		現状値
妊娠期・乳幼児期	妊娠 11 週以内の妊娠届出率	96.0% (R5)
	就学前教育カリキュラムでの「知・徳・体」の育ちについてのアンケートにおいて、肯定的に回答する市立幼稚園・保育所の教職員・保育者の割合	92.3% (R5)
小学生	「自分にはよいところがあると思いますか」に対して肯定的に回答する児童の割合	84.1% (R6) ※3
	普段、学校の授業以外でまったく勉強しない児童の割合	13.7% (R6) ※3
	不登校の割合	1.65% (R4) ※4
	朝食を毎日食べている児童の割合	80.9% (R6) ※3
	スクールソーシャルワーカーが継続支援している児童数	6,015 人 (R5)
	スクールカウンセラーに相談を行った児童数(延べ人数)	8,725 人 (R5) ※7
中学生	「自分にはよいところがあると思いますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	82.2% (R6) ※3
	「将来の夢や目標を持っていますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	63.1% (R6) ※3
	普段、学校の授業以外でまったく勉強しない生徒の割合	10.7% (R6) ※3
	不登校の割合	8.62% (R4) ※4
	朝食を毎日食べている生徒の割合	75.0% (R6) ※3
	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	95.21% (R5) ※5
	生活保護世帯に属するこどもの就職率	0.84% (R5) ※5
	児童養護施設のこどもの高等学校等進学率	97.96% (R5) ※6
	スクールソーシャルワーカーが継続支援している生徒数	3,616 人 (R5)
	スクールカウンセラーに相談を行った生徒数(延べ人数)	8,486 人 (R5) ※7
高校生以上	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	49.17% (R5) ※5
	生活保護世帯に属するこどもの就職率(高等学校等卒業後)	36.27% (R5) ※5
	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	3.97% (R5) ※5
	児童養護施設のこどもの大学等進学率	20.45% (R5) ※6
	児童養護施設のこどもの就職率(高等学校卒業後)	65.91% (R5) ※6
	社会的養護経験者に対する継続支援計画の作成率、件数	100%、98 件 (R5)
ひとり親	ひとり親家庭等就業・自立支援センターで求職登録した方及び生活保護受給者等就労自立促進事業で支援した方の就職率	50.7% (R5)
	児童扶養手当受給者における養育費を受領している方の割合	14.8% (R5)
社会全体	こどもの貧困問題について関心がある市民の割合	33.0% (R5) ※8
	大阪市こどもサポートネットで支援につないだ割合	95.4% (R5)

※3 全国学力・学習状況調査 ※4 生活指導に関する調査(大阪市調査) ※5 令和6年4月1日現在厚生労働省社会・援護局保護課調べ 大阪市報告分 ※6 令和6年5月1日現在雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ 大阪市報告分 ※7 「令和5年度スクールカウンセラー等活用事業」に係る実態調査(義務教育学校除く) ※8 民間インターネット調査

第3章 主な取組

施策1 学びの支援の充実

(1) 幼児教育・保育の無償化と質の向上を図ります

ア 幼児教育・保育の無償化

No.	事業名	事業概要	担当
	幼児教育・保育の無償化	<p>大阪市では、国に先駆け、平成28年4月から5歳児を対象に幼児教育の無償化を実施してきました。そして、平成29年4月に4歳児、平成31年4月に3歳児と順次拡大してきました。</p> <p>なお、令和元年10月から開始された国の幼児教育・保育の無償化により、3～5歳児及び市民税非課税世帯の0～2歳児の保育料が無償化され、課税世帯の0～2歳児についても、複数の子どもがいる多子世帯の第2子が半額、第3子以降が無償となっているところ、大阪市では、令和6年9月から無償化の対象を第2子まで拡大するなど独自の取組みを進めています。</p>	こども青少年局 福祉局

イ 幼児教育・保育の質の向上

No.	事業名	事業概要	担当
	就学前教育カリキュラムの普及・活用	<p>生涯にわたる人格形成や、生きる力の基礎が培われる重要な時期である乳幼児期に、教育・保育の充実を図ることを目的とし、就学前教育カリキュラムを作成し、就学前施設教職員に向け周知しました。さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂(改定)等を踏まえ、平成31年3月に改訂したことにより、カリキュラムの見直しと充実を図り、就学前施設への一層の普及、活用を促進することで、小学校教育への接続を見据え小学校との組織的な連携を深め、就学前教育における取組の充実を図ります。</p>	こども青少年局 教育委員会事務局
	保育・幼児教育センター事業	<p>就学前施設における保育内容等全般に関する研修・研究を体系化し、就学前施設教職員等を対象とした研修を実施するなど、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。</p>	こども青少年局

(2)一人一人の状況に応じた学力向上の取組を推進します

ア 学力向上や学習支援の取組

No.	事業名	事業概要	担当
	学力向上支援チーム事業(重点支援)	全国学力・学習状況調査等において、継続して学力等の課題を有する学校に対して、重点的に支援を行います。	教育委員会事務局
	ブロック化による学校支援事業	ブロックごとに、担当指導主事が学校と連携を密にし、地域や学校の実情に応じた課題対応にかかる取組を支援することで、小中学校等の学力向上に寄与します。	教育委員会事務局
	習い事・塾代助成事業	子育て世帯の経済的負担を家庭の状況によらず軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を等しく提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの学校外教育にかかる費用の助成を行います。	子ども青少年局
	多文化共生教育の推進	各学校園におけるカリキュラム・マネジメントにおいて、多文化共生教育の取組を総合的横断的に位置付け、教育課程内外で体系的に実践を展開します。 また、在日外国人のこどもの特性の伸長・活用を図り、こどもの自己のアイデンティティを確立させるとともに、他のこどもとの相互啓発を通じた国際理解を進めるために、校園での国際理解教育の推進の支援、「総合的な学習の時間」等を利用した体験学習の指導者の派遣、在日外国人のこどもの教育相談や「国際クラブ」等の指導者の派遣を実施します。 さらに、帰国・来日直後のこどもに対して、特別の教育課程にもとづいて、日本の学校生活を学び、学校生活に必要な初期の日本語の習得を図ります。日本語指導の必要なこどもに対して、教科における日本語指導の充実を図ります。	教育委員会事務局
	道徳教育の推進	就学前教育では規範意識を育成することに重点を置き、小・中学校では特別の教科である道徳を要として、各校の教育活動全体を通じて道徳教育を行うとともに、体験活動の推進を図ります。また、研修を通じて教員の指導力の向上を図り、指導方法の工夫・改善に取り組むとともに、モデル校での実証研究などによりカリキュラムの開発・普及に努めます。さらに、学校全体での指導協力体制の充実を推進します。	教育委員会事務局

No.	事業名	事業概要	担当
	特別支援教育の充実	障がいのある者も障がいのない者も、互いを認め合い協働できる共生社会をめざします。そのために、障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据えて、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援が提供できるよう、通常学級、特別支援学級、通級による指導での学びを充実させます。学びの充実に向けては、教員の発達障がいを含む障がいに対する理解や、特別支援教育の専門性を高めるための研修を実施するとともに、理学療法士や言語聴覚士など専門職による巡回指導を活用し、校園内における支援体制の充実と強化を行います。加えて、障がいの状態や特性に応じ、音声読み上げ機能の活用や文字の拡大など、ICTを活用した学習を推進します。	教育委員会事務局
	識字・日本語教育の推進	外国につながる市民や様々な理由で義務教育を十分に受けられなかった人など、日本語の読み書き、会話が原因で生活に困難を感じる方に学習機会を提供し、社会参加促進を図ります。外国につながる若者等を含む多様なニーズに対応する学習環境を整備し、教室運営・学習支援等を担う人材育成など、総合的な識字・日本語教育の推進を図ります。	教育委員会事務局

イ 学習環境の充実

No.	事業名	事業概要	担当
	ICTを活用した教育の推進	大阪市学校教育ICTビジョンに基づき、個別最適な学びと、協働的な学びを実現するため、ICTを日常的かつ効果的に活用し、これまでの実践とICTを最適に組み合わせることにより、教育の質の向上をめざします。 また、ICTを活用して児童生徒の心の状態や日々の生活の状況を可視化し、いじめ・不登校などの未然防止・早期発見・迅速な対応を実現します。	教育委員会事務局
	学校図書館活用推進事業	児童生徒の読書習慣を確立し言語力や論理的思考能力を育むため、また、自ら学び自ら考え、生涯にわたって学び続ける意欲を獲得するため、学校司書の配置等、学校図書館の環境整備を進め、学校図書館を活用した調べ学習や読書活動の活性化を図ります。また、学校への団体貸出等、市立図書館からの学校への支援の充実を図ります。	教育委員会事務局

No.	事業名	事業概要	担当
	子ども自立アシスト事業	中学生等がいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、家庭が抱える課題についてアセスメントを行い、高校進学等へ向けたカウンセリングによる個別支援を行います。	福祉局

(3) 学びを保障し、望む進路の選択ができるよう支援します

ア 教育費等の負担軽減

No.	事業名	事業概要	担当
	教育費等の負担軽減	<p>(就学援助費) 経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費及び医療費等の必要な援助を行います。</p> <p>(奨学費) 経済的な理由により、修学が困難な高校生等(市内に住所を有し、非課税世帯に属する者)に対し、入学又は学校教育に要した費用(授業料を除く。)の一部を支給します。</p> <p>(給食費の無償化) 学校における食育の生きた教材であり全市統一の献立により実施している学校給食について、既存の制度も活用しながら全員全額無償とする。</p>	教育委員会事務局

イ 相談しやすい体制の充実

No.	事業名	事業概要	担当
	大阪市子どもサポートネットの構築	支援の必要な子どもや子育て世帯については、複合的な課題を抱えていることが多く、教育、保健、福祉分野の総合的な支援が必要ですが、各種施策が十分に届いていないといった課題があることから、支援の必要な子どもや世帯を学校において発見し、区役所等の適切な支援につなぐ仕組みを構築し、区長のマネジメントにより、社会全体で子どもと子育て世帯を総合的に支援する取組を推進します。	区役所 子ども青少年局 教育委員会事務局
	スクールカウンセラーの活用	市立小中学校及び義務教育学校にスクールカウンセラーを配置し、子どもやその保護者、教職員からの相談に応じます。	子ども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
	スクールソーシャルワーカーの活用	スクリーニング会議においてアセスメントを行うとともに、教育的支援についても関与することで、学校現場における児童生徒の課題に対して、入口から出口まで一貫した支援をすることができる体制を整えます。	教育委員会事務局
	教育相談の充実	こどもや保護者のニーズに応じ、中央こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談を進めます。また、電話という相談しやすい方法によって、いじめをはじめとする様々な問題の未然防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言を行います。電話相談については、こどもが相談しやすいように、土曜日・日曜日・祝日を含めて24時間対応できる体制を整えています。	こども青少年局
	高校中退者への支援策	若者自立支援事業「コネクションズおおさか」が学校と連携し、市内にある府立高校等に出張授業を実施するとともに、学校が支援必要と判断した生徒の個別支援を行うなど、支援の隙間に陥る可能性のある中途退学予定者や中途退学者への支援を充実します。また、LINEを活用した情報発信と相談受付を行い、相談につながりやすくします。	こども青少年局
	子ども自立アシスト事業	【再掲 施策1(2)】	福祉局

ウ 生活指導等の充実

No.	事業名	事業概要	担当
	生活指導支援員の配置	警察官経験者・児童生徒指導経験者を生活指導支援員として配置申請のあった小中学校に配置し、教職員と協働して児童生徒と関わり、生活指導上の課題に関する助言、指導等の対応を行います。	教育委員会事務局
	生活指導サポートセンター(個別指導教室)	学校からの生活指導に関する相談や学校内における生活指導体制の確立・強化を図ります。また、出席停止や出席停止に相当すると判断されるとともに、個別の施設での指導が適切であると判断された児童生徒に対し、問題行動の克服と立ち直りのための指導・支援を行います。また、教科指導・キャリア教育等を含め、質の高い指導・援助を提供し、学校・教室内での教育を受ける権利を確保しながら、問題を起こす児童生徒の立ち直りをめざします。	教育委員会事務局

No.	事業名	事業概要	担当
	大阪市版スクールロイヤー School Support Expert Team (SSET)	いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為等、学校だけでは解決が困難な事案について、弁護士・精神科医・臨床心理士・公認心理師・社会福祉士等から構成される大阪市版スクールロイヤー School Support Expert Team が第三者として専門的な立場を生かした支援を行います。	教育委員会事務局

エ 望む進路の選択ができるための支援の取組

No.	事業名	事業概要	担当
	進路選択支援事業	高等学校等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金等支援制度の積極的活用を図るため、各支援制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援します。	教育委員会事務局
	キャリア教育推進事業	こどもが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、勤労観や職業観を育むため、経済団体や企業、地域等と連携し、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。全小中学校にて職業講話・職場見学・職場体験等、職業に関連したキャリア教育を実施します。	教育委員会事務局
	進学・就労準備給付金	生活保護世帯の子どもが就職又は大学等への進学をした場合に、新生活立ち上げ費用として、進学準備給付金を支給します。	福祉局
	大学進学の際に住宅扶助を減額しない措置	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、自宅から大学等に進学する者を世帯分離したときの住宅扶助費の減額をしない措置を行う。	福祉局

オ 不登校児童・生徒支援の取組

No.	事業名	事業概要	担当
	登校支援室「なごみ」の運営	すべての不登校児童生徒を支援するために、教育相談をはじめ、保護者同士を結びつける取組や関係機関へつなぐ取組、不登校に関する各種研修会等を実施します。 また、総合教育センターと連携した、不登校状況の詳細な実態把握・分析・対策を検討するなど、本市における不登校支援の総合的な役割をはたしています。	教育委員会事務局

No.	事業名	事業概要	担当
	校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)のモデル設置	不登校児童生徒や登校しづらい、又は登校しても自分の教室に入りづらい児童生徒が、学習・生活ができるよう校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)をモデル校に設置し、スペシャルサポートルーム支援員を1人ずつ配置します。	教育委員会事務局
	大阪市教育支援センター	不登校児童生徒の学習の場を提供するとともに、配置スタッフが支援要請のあった各小中学校に訪問し、不登校児童生徒の学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握や学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援を行います。 また、教育支援センターにおける活動についても成績に反映し、在籍校とも連携を図りながら効果的な指導や支援を行います。	教育委員会事務局
	不登校児童通所事業	不登校状態にあるこどもに対し、一人一人の状態に応じた適切な支援を推進するため、中央こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、体験活動、グループ活動や学習等の機会を提供することを通して再登校などの社会参加を支援する取組みを進めます。	こども青少年局
	メンタルフレンド訪問援助事業	こども相談センターの児童福祉司の指導の一環として、引きこもり・不登校児童等の家庭に、こどもの兄・姉世代の大学生等をメンタルフレンドとして定期的に派遣することによって、遊びや対話を通じて情緒の安定を図るとともに、こどもの自主性や社会性の伸長を援助します。	こども青少年局

(4) 多様な体験や学習の機会を提供します

ア 学校における体験や学習機会の充実

No.	事業名	事業概要	担当
	学校活性化推進事業(校長経営戦略支援予算)	校園長が十分に裁量を発揮し、「運営に関する計画」に掲げた目標の達成に向け、学校園が主体性を持って校長経営戦略予算を活用して地域の実情等に応じた取組みを推進する中で、多様な体験や学習ができる機会の充実を図ります。	教育委員会事務局 こども青少年局
	トップアスリートによる「夢・授業」	オリンピックや世界陸上等の世界大会に出場したトップアスリートが大阪市内の学校を訪問し、こどもたちを対象として、技術指導や講演を行うことにより、こどもたちの「夢」を育み、スポーツへの興味関心を喚起していきます。	経済戦略局

No.	事業名	事業概要	担当
	児童いきいき放課後事業	大阪市のすべての小学生を対象に、市内全市立小学校において、余裕教室等を利用して、安全・安心な放課後等の居場所を提供し、遊びやスポーツ、主体的な学習等を通じて、児童の健全育成を図ります。	こども青少年局
	学校図書館活用推進事業	【再掲 施策1(2)】	教育委員会事務局

イ 地域における体験や学習機会の充実

No.	事業名	事業概要	担当
	地域こども体験学習事業	各地域でこどもの健全育成に関わる団体を対象に、こどもへの関わり方に関する知識・技術と、体験学習プログラムについての研修を実施するとともに、体験学習の意義を市民に啓発することにより、こどもの健全育成にかかる機運の向上を図り、こどもたちの生きる力を育成します。	こども青少年局
	こども支援ネットワーク事業	社会全体でこどもを育む機運の醸成を図るため、地域でこどもの貧困などの課題解決に取り組む団体や、企業、社会福祉施設等が参加するネットワークづくりを支援します。	こども青少年局
	大阪市こどもの居場所開設支援事業	地域のこどもたちにとって、食事や学習機会を提供する場、見守りの場、学校でも家庭でもない居場所を通し、地域の大人と関わることの安心感やつながりが得られ、社会性・自主性を身につけることができるこどもの居場所が必要とする地域に開設されるよう、本市が開設にかかる経費を補助することで、こどもの居場所を充足させます。	こども青少年局

ウ 人材や民間の力を活用した体験や学習機会の充実

No.	事業名	事業概要	担当
	こども 夢・創造プロジェクト事業	大阪市内在住の小・中学生を対象に、企業や大学、専門学校などと協働して、大阪が誇る文化や産業の担い手やこどもたちのあこがれの人物から直接学ぶ機会を提供する体験プログラムを実施します。	こども青少年局
	第一級の芸術にふれる機会の充実	大阪にある優れた芸術文化資源である文楽をはじめとした伝統芸能や、クラシック音楽に気軽に触れる機会を提供し、次代を担う青少年をはじめとする市民が芸術文化資源に親しむきっかけにします。	経済戦略局

施策2 家庭生活の支援の充実

(1) 子育て家庭における養育や教育を支援します

ア 子育て支援の充実

No.	事業名	事業概要	担当
	一時預かり事業(一般型)	傷病、介護、冠婚葬祭又は労働・職業訓練・就学あるいは育児負担の軽減などのために、緊急・一時的又は断続的に保育が必要な場合、保育所等において児童を一時的に預かります。	こども青少年局
	病児・病後児保育事業	保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合、一時的にその児童を保育します。	こども青少年局
	子育て短期支援事業(子どものショートステイ事業)	児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産等の社会的理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、当該児童を児童養護施設等において一時的に養育します。	こども青少年局
	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実を図ります。	こども青少年局
	多胎児家庭外出支援事業	多胎児を連れての外出は困難さが高く、身体的負担が大きいことから、満5歳児以下の多胎児(双子、三つ子など)を養育している保護者等の外出を支援するため、ユニバーサルデザインタクシー等の利用料金の一部を助成します。	こども青少年局
	家事・育児訪問支援事業	子育てに対して不安や負担を抱えている要保護家庭等やヤングケアラーのいる家庭の居宅に訪問支援員を派遣し、家事・育児を支援。その後、支援の進捗管理を行い、既存の福祉サービスにつなげることで、虐待リスク等の高まりを未然に防止し、既に発生しているネグレクト等の虐待事案の解消とヤングケアラーの負担を軽減する。	こども青少年局
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる通園給付を実施します(ただし令和7年度は子ども・子育て支援事業として実施します。)	こども青少年局

イ 家庭の教育力向上の取組

No.	事業名	事業概要	担当
	家庭教育に関する情報提供や学習支援	保護者が家庭において、こどもの発達段階に応じた適切な子育てや教育ができるよう、家庭教育に関する啓発や情報の発信、家庭教育に関する講演会や懇談会の開催など学習機会の提供を行います。 また、PTAをはじめとする社会教育関係団体等が行う家庭教育に関する学習活動を支援します。	教育委員会事務局

ウ 相談や支援体制の充実

No.	事業名	事業概要	担当
	こども家庭センターの運営	各区保健福祉センターにおいて、全ての妊産婦・子育て世帯、こどもに対して母子保健・児童福祉双方が連携・協働し、虐待への予防的な関わりから個々の家庭に応じた切れ目のない一体的な支援を行います。	こども青少年局
	こども相談センターにおける相談や支援	大阪市内に住む、18歳未満のこどもの相談について、児童福祉司、児童心理司、医師、教職経験者などの専門の職員が、面接や心理検査等を行い、こどもの状態や家庭の状況を把握し、必要な支援を行います。	こども青少年局
	利用者支援事業	こども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。	こども青少年局
	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、地域のネットワークや関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。	福祉局

(2) こども・若者や子育て当事者の健康を守る取組を推進します

ア 母と子の健康を守る取組

No.	事業名	事業概要	担当
	妊産婦健康診査	妊婦については、医療機関等で受診する健康診査について、妊娠期間中に受診することが望ましいとされる14回すべてを公費負担することにより、受診の促進を図るとともに、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ります。産婦については、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の健康診査について公費負担することにより、産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図り、産後の母子への支援を充実します。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
	乳児家庭全戸訪問事業	助産師・保健師が3か月児健康診査までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。	こども青少年局
	産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安等を抱える母子を対象に、ショートステイやデイケア、アウトリーチの利用を通じて、母親の心身のケアや育児のサポートを行います。	こども青少年局
	3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査	3か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防を目的に、必要な健康診査及び保健指導を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図り、必要に応じ、発達相談、精密健康診査等の事後措置につなげ、乳幼児の健全な発育・発達を支援します。なお1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査では歯科健康診査、フッ化物塗布を行っています。	こども青少年局
	出産前小児保健指導事業	若年層の妊婦が、妊娠中に産婦人科が紹介した小児科医から乳児の健康上の注意や育児に関する指導を公費負担により受けることで、生まれくる児のかかりつけ医が確保されているという安心感を持ち、妊婦の出産後の育児不安の軽減を図ります。	こども青少年局
	養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)	望まない妊娠、若年者の妊娠等で妊娠を継続することに不安が強い妊婦や出産後も育児困難が予想される妊婦及び、出産後間もない時期など、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対し、専門職である保健師・助産師等が訪問して、育児に関する問題を総合的に把握し、相談及び技術支援を行い、こどもの健全な育成を図るとともに、児童虐待を未然に防止します。	こども青少年局
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回の産科受診の費用を、1回の妊娠につき1回限り1万円を上限に助成します。また、伴走型相談支援事業と一体的に実施することにより、両事業を効果的に推進します。	こども青少年局

イ 食育の推進

No.	事業名	事業概要	担当
	食に関する相談や指導の推進	各区保健福祉センターにおいて、母子管理の一環として妊娠中から出産、離乳食の開始時期以降に至るまで一貫した支援が図られるよう、食生活相談日や健康診査等において栄養相談や指導を行います。	健康局
	食に関する情報や学習機会の提供	各区保健福祉センターにおいて、出産前からの適切な食生活を指導し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦、子育て家庭、こどもを対象とした食に関する情報や学習機会の提供を行います。	健康局
	保育所等における食育の推進	こどもの心身の健やかな成長・発達のために、幼児・保護者を対象とした啓発や施設における食育推進に関する助言を行います。	こども青少年局
	幼稚園における食育の推進	幼児の実態を考慮して食に関するねらいを定め、年間計画に位置づけて食育の取組みを進めます。昼食や野菜栽培活動を通し、保護者への啓発も行いながら、食物への関心や食習慣など、食に関する学びにつながる力を育みます。	教育委員会事務局
	学校における食育の推進	全小・中学校及び義務教育学校で食に関する指導の全体計画に基づいた食育の充実を図ります。	教育委員会事務局
	食育推進ネットワークの強化	不規則な食事や栄養バランスの偏りなどの問題を解消するために保育所や幼稚園、小学校等をつなぐ場としての食育推進ネットワークを各区ごとに確立・強化し、地域に密着した食育の推進を図ります。	健康局

ウ こどもや若者の健康づくり

No.	事業名	事業概要	担当
	学校教育等におけるエイズ・性感染症予防に関する取組の推進	20歳代・30歳代の若年層においてHIV感染者・エイズ患者の割合が高いため、学校教育の一環でHIV/エイズ予防に関する普及啓発を行うことで、今後の予防行動へのつながりが期待できるため、エイズ予防情報誌を市立の中学3年生の生徒に対し配付するとともに、指導にあたる教員の資質向上を目的に、教員向けの研修を実施します。	健康局 教育委員会事務局
	思春期関連問題相談	思春期を中心とする不登校やひきこもり等の適応障がいや摂食障がい、心身的症状を持つ者が増加する傾向にあることから、これらの問題に対して早期に専門的な立場から専門相談を実施します。	健康局

No.	事業名	事業概要	担当
	小・中学校における「性・生教育」の推進	小・中学校の様々な教科・領域で実施している性に関する指導を、自己肯定感を高めることをめざし系統的に進めるとともに、教員の指導力を高め、実践がより円滑に進むよう努めます。「命」「家族(人間関係)」「キャリア」の各内容について全ての学年において実施し、系統的かつ教科横断的な「生きる力を育む性に関する指導」を推進します。	教育委員会事務局
	健全母性育成事業	思春期特有の性に関する不安や悩み、医学的問題について、思春期健康教育に関する専門家が中学校へ出向き、直接中学生等を対象に思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」を実施します。	こども青少年局

(3)ひとり親家庭等、特に支援が必要な家庭を支援します

ア ひとり親家庭支援の取組

No.	事業名	事業概要	担当
	ひとり親家庭サポーター事業	ひとり親家庭及び寡婦の方を対象に、各区保健福祉センターにおいて、就職や自立支援に関する制度の情報を提供するとともに、きめ細かな就業相談を行います。また、訪問による相談や離婚前相談も実施します。	こども青少年局
	養育費確保のトータルサポート事業	養育費の受け取りはこどもの重要な権利であり、養育費の支払いは親の強い義務であることを当事者や社会が認識する契機とするため、ひとり親等の養育費の取り決め内容の債務名義化を促進し、継続した履行確保を図ることを目的に、情報提供や弁護士による無料相談、家庭裁判所等への同行支援、公正証書等作成費、強制執行着手金、養育費の保証費用を補助する等、総合的な支援を実施します。	こども青少年局
	愛光会館	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立を助長し、その福祉を増進するとともに、その扶養する児童の健全な育成に資することを目的とした事業を実施します。	こども青少年局
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭、寡婦の方で、技能習得のための通学・就職活動等の自立促進や疾病・残業等で一時的に保育や家事・介護を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したり、家庭生活支援員の居宅で保育するなど、その生活を支援します。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
	ひとり親家庭等に対する相談・情報提供機能の充実	各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、ひとり親家庭等福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実に努めます。	こども青少年局
	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子やその監護すべき児童等を入所させて保護し、母子生活支援施設の少年指導員・母子支援員や各区とも連携しながら、子育ての相談や自立促進のためにその生活を支援します。	こども青少年局

イ 若年で親になった家庭への支援

No.	事業名	事業概要	担当
	出産前小児保健指導事業	【再掲 施策2(2)】	こども青少年局
	養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)	【再掲 施策2(2)】	こども青少年局
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	【再掲 施策2(2) 施策3(4)】	こども青少年局

施策3 生活基盤の確立支援の充実

(1) 就業を支援します

ア ひとり親家庭への支援

No.	事業名	事業概要	担当
	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭及び寡婦からの就業に関する相談に応じ必要なカウンセリングを行うとともに、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行うとともに、生活相談、法律相談などの生活支援サービスを提供します。	こども青少年局
	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親に対し、職業能力の開発のための講座の受講経費の一部を補助します。また、資格取得を目的とする養成機関で修業する場合、生活費として給付金を支給します。また、ひとり親家庭の親及び子に対し、高卒認定試験合格のための講座の受講費用を補助します。	こども青少年局
	ひとり親家庭専門学校等受験対策事業	資格取得を目的とする養成機関への入学のサポートを必要とするひとり親家庭の親を対象に、予備校の費用を補助、又は受験対策の講座を開設します。	こども青少年局
	企業等に対する啓発の促進	ひとり親家庭等就業支援機関が連携し、経済団体等に対して、ひとり親家庭等の就業促進に向け理解を求めよう、研修会等の場を活用して啓発を実施します。	こども青少年局
	母子・父子福祉団体との随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約は、福祉的観点から、障がい・高齢・母子及び父子関連の施設・団体に対し、随意契約を行います。	こども青少年局
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	【再掲 施策2(3)】	こども青少年局
	ひとり親家庭サポーター事業	【再掲 施策2(3)】	こども青少年局

イ 生活保護受給者・生活困窮者への支援

No.	事業名	事業概要	担当
	総合就職サポート事業	民間事業者のノウハウを活用し、生活困窮者及び生活保護受給者に、「相談・助言」、「カウンセリング」、「ハローワークへの同行」、「就職あっせん」など、対象者に寄り添った支援を実施します。	福祉局

No.	事業名	事業概要	担当
	生活困窮者自立支援事業(就労チャレンジ事業)	生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなど、日常生活上に課題があり、就労に向けて準備が整っていない生活困窮者を対象に、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成支援を行います。	福祉局
	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	離職等により住宅を失った又はそのおそれのある生活困窮者のうち、収入要件や資産要件を満たす者に対し、有期で家賃相当額を支給し、就労に向けた支援を行います。	福祉局
	生活保護受給者等就労自立促進事業	保健福祉センターにハローワーク常設窓口を設置したり、ハローワークの巡回相談を実施する等により、求人情報の提供を中心とした就労支援を実施します。	福祉局
	就労自立給付金	生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給します。	福祉局
	進学・就労準備給付金	【再掲 施策1(3) 施策3(4)】	福祉局

ウ 若者や子育て当事者等の支援

No.	事業名	事業概要	担当
	しごと情報ひろば総合就労サポート事業	雇用・就労に関する相談窓口として市内4箇所に設置している「しごと情報ひろば」において、就職に向けた支援が必要な人を対象として無料の職業相談・職業紹介などを行うとともに、「地域就労支援センター」において働く意欲がありながら、さまざまな障害要因を抱えている求職者一人ひとりに応じた支援を行い、区役所にも出張して就労相談を実施します。 また、若者・女性や高齢者などを主な対象に、企業とのマッチング機会等を提供するいわゆる就活イベントなどを実施します。	市民局
	若者自立支援事業	青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加し自立していくことに課題を抱える若者(15歳～39歳)に対し、状況やニーズに応じて、相談にのりながら、様々なサービスにつなぎ、社会参加に向けた自立を支援します。	こども青少年局
	高校中退者への支援策	【再掲 施策1(3) 施策4(2)】	こども青少年局

(2) 施設退所者等の自立を支援します

No.	事業名	事業概要	担当
	社会的養護自立支援拠点事業	児童養護施設等退所予定児童や、退所し就職した児童が、社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言等を行うとともに、個別ケースに対する適切な就業環境を得るための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援を行います。さらに、他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者について、必要な支援への連携を行います。	こども青少年局
	児童自立生活援助事業	児童養護施設等の退所児童、又は、自立のための援助や生活指導等が必要と認められた児童に対し、児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等において、就労への取組み及び職場の対人関係についての援助・指導を行い、児童の社会的自立を支援します。	こども青少年局
	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等に入所中又は退所した児童等の社会的自立を促進するため、就職・進学やアパート等を借りる際の身元保証人及び連帯保証人を確保します。	こども青少年局
	母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業	大阪府は国に先駆け、平成 29 年度から、各母子生活支援施設に常勤職員・非常勤職員各1名を配置し、退所母子について児童を対象とした学習支援の場の提供や定期的な家庭訪問等により関係機関と連携しての継続的な支援を行うとともに、入所中から、退所後の生活を見据えた地域ネットワークの構築や施設職員への指導を行うことにより、体系的な退所母子支援を実施している。 なお、事業については令和5年度より措置費に移行しているが、支援は継続的に行っている。	こども青少年局

(3) 仕事と子育ての両立を支援します

ア 保育サービス等の充実

No.	事業名	事業概要	担当
	保育人材の確保対策	保育士等の円滑な就職支援や保育士の負担を軽減する取組みを行うことにより、保育士等の保育施設への就業促進や保育士の離職防止を図り、待機児童解消のために必要な保育人材を確保します。	こども青少年局
	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間を延長し、保育を実施します。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
	一時預かり事業(幼稚園型)	保護者の就労形態の多様化や遊び場、遊び仲間の減少、安全を確保しにくくなった地域環境によるニーズの高まりを受け、幼稚園等で教育時間終了後や長期休業中に一時預かり事業(預かり保育)を実施します。	こども青少年局
	一時預かり事業(一般型)	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局
	病児・病後児保育事業	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局
	子育て短期支援事業(子どものショートステイ事業)	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局
	ファミリー・サポート・センター事業	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局

イ 放課後などの活動の充実

No.	事業名	事業概要	担当
	留守家庭児童対策事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生(留守家庭児童)を対象に、保護者に代わりその健全な育成を図る事業を実施する取組み(民設民営の放課後児童クラブ)に対し、その運営経費の一部を補助し、もって留守家庭児童の健全育成を図ります。	こども青少年局
	児童いきいき放課後事業	【再掲 施策1(4) 施策4(1)】	こども青少年局

(4) 経済的な負担の軽減を図ります

ア 子育てに係る経済的負担の軽減

No.	事業名	事業概要	担当
	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給します。	こども青少年局
	児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由によって入院助産を受けることができない妊産婦について、入院・出産に要する費用の一部を助成します。	こども青少年局
	生活保護	生活に困った方に、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援することを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行います。	福祉局
	保育料の負担軽減	0～2歳児の保育所等保育料は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、市町村民税の所得割に応じた額を設定することとなりますが、本市では、子育て家庭の負担軽減を図るため、独自に財源を拠出し、国の定める保育料徴収基準額よりも軽減し保育料を設定します。	こども青少年局 福祉局
	子育てのための施設等利用給付	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を利用する0～2歳児（非課税世帯に限る）及び3～5歳児の利用料の一部を助成します。	こども青少年局
	認可外保育施設にかかる幼児教育の無償化	一定の条件を満たす認可外保育施設を利用している3～5歳児について、保護者が施設に支払った利用料の一部（幼児教育費相当額）を助成します。	こども青少年局
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	経済的な理由によって教育・保育を受けることが困難と認められる保護者に援助を行うことにより、教育・保育の利用を希望する保護者、こどもが円滑に教育・保育を受けられるようにします。	こども青少年局
	幼稚園・保育所等における副食費にかかる負担軽減	幼稚園・保育所等に通う年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降のこどもを対象に、給食費として徴収する費用のうち「副食費相当分」を助成します。	こども青少年局
	こども医療費助成制度	こどもが健康保険証を使って医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上を図ります。	こども青少年局
	ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭の方が健康保険証を使って医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成することにより、ひとり親家庭の方の健康の保持及び生活の安定に寄与し、その福祉の向上を図ります。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
	母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉を図るために、各種資金の貸付を行います。	こども青少年局
	ひとり親及び寡婦に係る個人市・府民税の非課税措置	婚姻(事実婚を含む)をしていない、未婚のひとり親(男性・女性)及び寡婦(女性)に該当し、前年の所得金額が一定以下の場合に、個人市・府民税が非課税となります。	財政局
	ひとり親及び寡婦に係る個人市・府民税減免制度	婚姻(事実婚を含む)をしていない、未婚のひとり親(男性・女性)及び寡婦(女性)に該当し、個人市・府民税の非課税措置の所得基準を超えるため非課税とならない方の税負担を軽減するため、激変緩和措置として、申請により、段階的に個人市・府民税を減額します。	財政局
	ひとり親及び寡婦に係る固定資産税及び都市計画税にかかる減免制度	婚姻(事実婚を含む)をしていない、未婚のひとり親(男性・女性)及び寡婦(女性)が所有する土地または家屋について、その他一定の要件を満たす場合、税負担の緩和を図るため、申請にもとづき固定資産税及び都市計画税を減額します。	財政局
	各種子育て支援サービスの利用料の減免	一定所得以下の世帯に対し、利用料等の減免を実施しています。 【対象事業】保育所等における延長保育事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業(一般型)、子どものショートステイ事業 など	こども青少年局
	大阪市立有料自転車駐車場利用料の減額	児童扶養手当を受給している又は寡婦(寡夫)に該当し児童を養育している又は生活保護世帯の構成員(1世帯につき一人に限る)に対し、回数券又は定期券の利用料金の5割の減額措置を実施しています。	建設局
	JR通勤定期の特別割引	児童扶養手当を受給する世帯の世帯員が、JRを利用して通勤している場合に、通勤定期乗車券を3割引で購入できる証明書を発行しています。	こども青少年局
	幼児教育・保育の無償化	【再掲 施策1(1)】	こども青少年局 福祉局
	習い事・塾代助成事業	【再掲 施策1(2)】	こども青少年局
	教育費等の負担軽減	【再掲 施策1(3)】	教育委員会事務局
	進学・就労準備給付金	【再掲 施策1(3) 施策3(1)】	福祉局
	多胎児家庭外出支援事業	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
	低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業	【再掲 施策2(2) 施策2(3)】	こども青少年局
	養育費確保のトータルサポート事業	【再掲 施策2(3)】	こども青少年局

イ 住居に関する支援の取組

No.	事業名	事業概要	担当
	ひとり親世帯向け市営住宅入居者募集の実施	配偶者のない者とそのこども(20歳未満の児童が含まれていること)のみで構成する世帯に対して、他の募集区分とは別に募集区分を設け、年1回、市営住宅入居者募集を実施しています。	こども青少年局
	市営住宅(公営住宅)における子育て世帯の入居要件の緩和	特に居住の安定を図るべき対象として、高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)のこどもを含む世帯に対して、公営住宅の入居者資格(収入基準)を緩和しています。	都市整備局
	子育て世帯向け市営住宅入居者募集の実施	現在同居しているか、又は同居しようとする高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)のこどもを含む親子を中心とした二人以上の親族で構成する世帯に対して、他の募集区分とは別に募集区分を設け、年3回、市営住宅入居者募集を実施しています。	都市整備局
	市営住宅(公営住宅)における多子世帯に対する当選確率優遇(2月・7月定期募集)	18歳未満のこどもが三人以上いる世帯に対し、抽選番号を二つ付与し、当選確率の優遇を実施しています。	都市整備局
	子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る相談・情報提供	子育て世帯をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅(セーフティネット住宅)を登録するとともに、登録を受けた住宅の情報については、ホームページや市役所本庁舎の窓口等において、広く情報提供を実施しています。また、市立住まい情報センターにおいて、子育て世帯等を含むすべての方を対象に、住まいや暮らしに関する様々な相談を、窓口及び電話で実施しています。	都市整備局

施策4 つながり・見守りの仕組みの充実

(1) こども・若者や子育て当事者のつながりを支援します

ア 地域におけるつながりづくり

No.	事業名	事業概要	担当
	地域活動協議会への支援	地域活動協議会が行っている公益性の高い地域活動に対して支援します。また、活力ある地域社会づくりに向けて、各種地域団体や企業、NPO等、多様な主体が、地域社会の将来像を共有しながらそれぞれ特性を發揮し、小地域における様々な地域課題に取り組めるよう、まちづくりセンターなどの中間支援組織をはじめとした多様な支援ツールを有効に活用し、自律的な地域運営の仕組みづくりを支援します。	各区役所 市民局
	子ども会活動の推進	異年齢の集団の中での活動を通じて、大人として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりを進め、こどもの成長をめざす、子ども会活動を推進します。	各区役所 こども青少年局
	青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進	青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談など、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けた様々な活動を制度として推進します。(地域での具体的な活動は、各区において地域の実情に応じて実施します。)	各区役所 こども青少年局

イ 家庭・学校・地域の連携によるつながりづくり

No.	事業名	事業概要	担当
	「小学校区教育協議会—はぐくみネット—」事業	地域の教育資源を学校教育に導入するなど地域に開かれた学校づくりを進め、こどもたちの生きる力を育むとともに、学校、家庭、地域が一体となって総合的な教育力を發揮し、地域における人と人とのつながりによってこどもを育む「教育コミュニティ」づくりを推進します。	各区役所 教育委員会事務局
	学校元気アップ地域本部事業	市内すべての中学校区等に、様々な地域人材や社会資源を生かして、学校・家庭・地域の組織的な連携のもと、「学校元気アップ地域本部」を設置し、生徒の生活習慣の確立や学力向上など学校課題の解消に向け、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化など学校教育の支援活動を進めます。	教育委員会事務局

ウ こどもや子育て当事者同士のつながりづくり

No.	事業名	事業概要	担当
	地域子育て支援拠点事業	子育て世帯が気軽につどい、交流できる場所の提供や子育てに関する相談援助等を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て家庭の親とそのこども(おおむね3歳未満の児童及び保護者)の健やかな育ちを支援します。	こども青少年局
	子育て活動支援事業(子ども・子育てプラザ)	子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期のこどもたちが集い交流する機会を提供します。	こども青少年局
	幼稚園における子育て支援・地域との交流活動の実施	幼稚園において、未就園児と保護者登園、園庭開放、子育て相談、子育てフォーラムなど、地域における幼児期の教育センター的役割を果たすよう努めます。	こども青少年局
	児童いきいき放課後事業	【再掲 施策1(4) 施策3(3)】	こども青少年局
	大阪市こどもの居場所開設支援事業	【再掲 施策1(4) 施策4(2)】	こども青少年局

(2) 社会全体でこども・若者や子育て当事者を支援する取組を推進します

ア 社会全体で支援するネットワークの充実

No.	事業名	事業概要	担当
	区社協・市社協による地域福祉活動への支援	区社協によるこども・子育て家庭を含む様々な世帯等に対する各地域での地域福祉活動への支援が実施されるように支援します。また、市社協による市域全体での地域福祉活動への支援及び区社協への後方支援が実施されるように支援します。	福祉局
	こどもの見守り強化事業	地域で自主的にこどもに対し食事の提供や学習支援などを行う民間団体に対して、こどもの見守りに係る活動費等を補助することにより、こどもの見守り体制の強化を図ります。	こども青少年局
	フードドライブ	食品ロス削減のため、ご家庭で余っている食品を、フードドライブ回収事業者の店舗や一部の区役所、また、イベント等で集め、連携事業者等が福祉団体や生活支援を必要とする個人等へ無償で譲渡する活動です。	環境局

No.	事業名	事業概要	担当
	市民活動総合支援事業	市民活動・ボランティア活動に役立つ様々な情報の収集、発信を行う「市民活動総合ポータルサイト」で、様々な活動主体同士が連携しながら地域の課題解決につながる活動を進められるよう、取組み事例などの情報発信を行います。	市民局
	市民活動推進助成事業	市民活動を応援する市民、企業などからの寄附金を活用し、NPO等の市民活動団体が行う公益性の高い事業に対して、有識者による運営会議の意見を聴取の上、助成金を交付します。	市民局
	市営住宅の空き住戸の活用	こどもの居場所づくりをはじめとする、団地や地域の活性化につながるコミュニティビジネス等を行う団体の活動拠点や小規模保育施設等の実施場所として、市営住宅の空き住戸を提供します。	都市整備局 こども青少年局
	大阪市こどもサポートネットの構築	【再掲 施策1(3)】	区役所 こども青少年局 教育委員会事務局
	こども支援ネットワーク事業	【再掲 施策1(4)】	こども青少年局
	大阪市こどもの居場所開設支援事業	【再掲 施策1(4) 施策4(1)】	こども青少年局
	地域活動協議会への支援	【再掲 施策4(1)】	各区役所 市民局

イ 相談や支援体制の充実

No.	事業名	事業概要	担当
	児童家庭支援センター	地域のこども福祉に関する各般の問題について、こどもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じて必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じて技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要することも又はその保護者に対する指導を行い、あわせてこども相談センター・児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行います。	こども青少年局
	スクールカウンセラーの活用	【再掲 施策1(3)】	こども青少年局
	スクールソーシャルワーカーの活用	【再掲 施策1(3)】	教育委員会事務局
	教育相談の充実	【再掲 施策1(3)】	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
	高校中退者への支援策	【再掲 施策1(3) 施策3(1)】	こども青少年局
	大阪市版スクールロイヤー School Support Expert Team (SSET)	【再掲 施策1(3)】	教育委員会事務局
	こども家庭センターの運営	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局
	こども相談センターにおける相談や支援	【再掲 施策2(1)】	こども青少年局
	若者自立支援事業	【再掲 施策3(1)】	こども青少年局

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) こどもの貧困対策推進本部会議

こどもの貧困対策は教育、福祉、子育て支援等の幅広い分野にわたる総合的な取組が必要であることから、市長を本部長とし、市長が指名する関係部局の所属長等である本部員が参画する「こどもの貧困対策推進本部会議」（以下、「推進本部会議」といいます。）を中心に、市長のリーダーシップのもと、全庁的に連携・協力しつつ、一体となって、こどもの貧困の解消に向けて取り組みます。

こども青少年局が調査、企画、連絡調整等の中心的な役割を担い、本部員の属する関係部局において、関係部局相互の調整や各部局におけるこどもの貧困対策の推進と取りまとめを担います。

(2) こども・子育て支援会議

本市におけるこども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子育て当事者、事業主・労働者を代表する者、こども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成された「こども・子育て支援会議」（以下、「支援会議」といいます。）に、計画に位置づけた事業・取組の毎年度の実施状況について報告し、評価や意見をいただきながら、今後の計画の推進や施策の展開につなげていきます。

2 計画の進捗管理

計画の推進にあたっては、推進本部会議及び支援会議で、計画に位置づけた施策等の進捗状況について報告し点検を行い、関係部局間の調整と情報の共有化を図ります。

計画において、特に本市のこどもの貧困対策関連事業により効果が見込めるものについては、数値目標を設定し、次回の実態調査においてその達成状況を確認します。

また、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況を毎年度把握するための指標を設定し、こどもたちを取り巻く環境がどのように変化しているか確認を行うとともに、こどもの貧困対策関連事業の実施状況を把握し、本市のこどもの貧困対策の取組状況を確認します。各年度の取組状況についてはホームページに掲載するなど、より多くの市民の方々に周知できるように努めます。

3 関係機関との連携

(1) 国・大阪府等との連携

計画の推進にあたっては、国や大阪府等と連携を図っていきます。国においては、こども家庭庁を中心に関係省庁が連携・協力しつつ、施策相互の適切な調整を図り、政府が一体となって、こどもの貧困対策を推進しています。国の動向を的確に把握するとともに、大阪府や必要に応じて他の市町村とも連携しながら、本市の各施策に反映し、効率的かつ効果的に施策の推進を図ります。

(2) 地域や企業等との連携

こどもの貧困は、社会全体で課題を解決するという認識のもと、行政だけでなく地域や企業、民間団体等と連携・協働を図り、こどもの貧困に対する理解を促進し、ともに支援に取り組んでいきます。

参考資料

1 用語の説明

	用語	説明	掲載ページ
あ 行	アウトリーチ	生活上の問題や課題を抱えているものの、福祉サービスの利用を拒んだり、支援者に対して攻撃的、逃避的な行動を示す人に対して、本人からの要請がない場合でも、本人の元に積極的に出向いて支援すること。	
	アクセシビリティ	製品やサービス、環境、情報が、すべての人にとってアクセスしやすく、利用可能な状態にすること。	
	アセスメント	利用者に関する情報を収集や分析することで、自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握すること。	
	生きる力	確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体のバランスが取れた力。	
	いじめ	児童等に対し、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。	
	NPO	Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization（非営利団体）の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO 法人）」という。なお、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。	
か 行	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育のこと。なお、キャリア発達とは、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程をいう。	
	国民生活基礎調査	保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ること等を目的として、厚生労働省が統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計調査として実施している。昭和 61 年を初年とし、3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年には、小規模で簡易な調査を実施している。	
さ 行	サテライト	不登校状態にあるこどもが学校以外で安心して学びや交流を行うための通所施設や拠点のこと。	
	自己肯定感	self-esteem の訳語で、「やればできる」という自信や自分を大切に思う気持ちのこと。	

	用語	説明	掲載ページ
さ 行	自己効力感	ある状況において、必要な行動を効果的に取ることができると思えること。可能性の認知なので、「できると思える」の逆で「できると思えない」ことも含まれる。	
	児童虐待	保護者(親権者又は、親にかわって現に子を監護している者)がその監護する児童(18歳に満たない者)について行う次のような行為をいう。 身体的虐待:児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること 性的虐待:児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること ネグレクト:心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置 心理的虐待:児童に著しい暴言や拒否的な対応をするなど、心理的外傷を与えるような行為	
	スクールカウンセラー	いじめや校内暴力、不登校や高校中退等の学校不適応など学校教育をめぐる様々な問題への対策として学校に配置している心理学の専門家。	
	スクールソーシャルワーカー	福祉的なアプローチで学校・家庭・地域などの環境に働きかけながら、福祉関係機関等とのネットワークを活用し、問題の解決を図る社会福祉の専門家。	
	性・生教育	かけがえのない命、自らを大切にできる心、相手を思いやる気持ち、より良い人間関係の築き方、夢を実現する生き方等、主体的・対話的に学びを深められる教科等横断的な取り組み。	
	ソーシャルキャピタル	「信頼」「社会規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴であり、共通の目的に向かって協調行動を導くもの。信頼に裏打ちされた社会的なつながり、豊かな人間関係。	
た 行	DV	Domestic Violence (ドメスティック・バイオレンス)の略。夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。	
は 行	ヒューマンキャピタル	教育によってもたらされるスキル・資質・知識のストックを表す個人の属性。	
	プッシュ型	必要な支援や情報を受け手が求める前に、提供側から積極的に提供するアプローチのこと。	
	不登校	年間30日以上欠席した者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にある者で、病気や経済的な理由による者を除いたもの。	
ま 行	メンタルフレンド	児童生徒の心の健康や情緒的な支えを目的として、学校や地域で活動する支援者や相談員のこと。	

	用語	説明	掲載ページ
や 行	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこども。	
	ユニバーサルデザインタクシー	すべての人が利用しやすいように設計されたタクシーのこと。	
	要保護児童対策地域協議会	要保護児童の早期発見やその適切な保護、又は要支援児童及びその保護者又は特定妊婦への適切な支援を図るにあたり、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携のもとで対応していくため、児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会を市・各区に設置している。	

2 こども・子育て支援会議条例(平成25年大阪市条例第6号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 支援会議は、委員25人以内で組織する。

2 支援会議の委員は、保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 支援会議の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 支援会議の委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、支援会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、支援会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第6条 支援会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 支援会議の会議は、会長が招集する。

2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 支援会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月22日条例第97号、平成27年4月1日施行、告示第136号)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 こども・子育て支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項(改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。)について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育て支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(令和5年6月13日条例第57条)

この条例は、公布の日から施行する。

3 こども・子育て支援会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、こども・子育て支援会議条例(平成25年大阪市条例第6号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 こども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議の会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会 委員名簿(敬称略)

役 職	氏 名	役 職 名
部会長	山野 則子	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科 教授
部会長 代理	横山 美江	大阪公立大学大学院 看護学研究科 ヘルスプロモーションケア科学 教授
委員	遠藤 和佳子	関西福祉科学大学 社会福祉学部 福祉創造学科 教授
委員	加藤 博之	大阪成蹊大学 教育学部 教授 (教師教育研究所長)
委員	北 玲子	公益社団法人 大阪市ひとり親家庭福祉連合会 会長
委員	藤井 博志	関西学院大学 人間福祉学部 教授
委員	與口 修	一般社団法人 関西経済同友会 企画調査部長

4 大阪市こどもの貧困対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成 25 年法律第 64 号)の趣旨を踏まえ、子どもの貧困対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市こどもの貧困対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長、統括本部員及び本部員で組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、こども青少年局が所管する事務を担当する副市長をもって充てる。

- 4 統括本部員は、こどもの貧困を担任するこども青少年局こどもの貧困対策推進室長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部員は、本部長が指名する区長、政策企画室長、市民局長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、都市整備局長、教育長の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 3 統括本部員は、本部長及び副本部長を補佐し、調査、企画及び連絡調整の中心的役割を務める。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が随時招集して行う。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(幹事長及び副幹事長並びに幹事)

第5条 本部員を補佐させるため、本部に幹事長及び副幹事長並びに幹事を置く。

- 2 幹事長は、こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長兼教育委員会事務局教育環境支援担当部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副幹事長は、教育委員会事務局教育事業推進担当部長兼第1教育ブロック担当部長、こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長兼務の職にある者をもって充てる。
- 4 幹事は、本部長が指名する職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事を招集し幹事会議を開催することができる。
- 6 幹事長は、幹事会議を主宰するとともに、必要があると認めるときは、幹事以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、こども青少年局において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月26日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

大阪市こどもの貧困対策推進本部 構成員

本 部	本部長	市長
	副本部長	副市長(こども青少年局担当)
	統括本部員	こども青少年局こどもの貧困対策推進室長
	本部員	区長会議こども・教育部会担当区長代表 区長会議福祉・健康部会担当区長代表 政策企画室長 市民局長 福祉局長 健康局長 こども青少年局長 都市整備局長 教育長
幹 事	幹事長	こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長 兼教育委員会事務局教育環境支援担当部長
	副幹事長	教育委員会事務局教育事業推進担当部長兼第1教育ブロック担当部長、 こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長
	幹事	区長会議こども・教育部会担当区長代表区担当課長 区長会議福祉・健康部会担当区長代表区担当課長 政策企画室 企画部政策企画担当課長 市民局 ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課長 福祉局 総務部経理・企画課長 健康局 健康推進部健康施策課長 こども青少年局 企画部企画課長 こども青少年局 企画部こどもの貧困対策推進担当課長 都市整備局 企画部住宅政策課長 教育委員会事務局 総務部教育政策課長

5 パブリック・コメント手続きの実施結果について

(1) 意見受付期間

令和6年12月 日()～令和7年1月 日()

(2) 意見提出方法

電子メール、送付、ファックス、持参

(3) 素案の公表方法

大阪市ホームページにおいて公表したほか、次の場所において素案を配付

- ・こども青少年局企画部企画課(大阪市役所本庁舎2階)
- ・市民情報プラザ(大阪市役所本庁舎1階南側)
- ・各区役所区民情報コーナー
- ・大阪市サービスカウンター(梅田、難波、天王寺)

(4) 集計結果

- ・受付件数: 件
- ・意見件数: 件

(内訳)

・受付方法別

電子メール	送付	ファックス	持参

・居住別

大阪市内	大阪市外	不明

・男女別

男性	女性	不明

・年代別

～20歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	不明

(5) 意見内容の分類及び件数

項 目	件数
第1章 計画の策定にあたって	
1 はじめに	
2 こども、子育て家庭の状況	
3 主な課題	
第2章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	
3 施策体系	
施策1	
施策2	
施策3	
施策4	
4 計画の指標	
第3章 主な取組み	
第4章 計画の推進にあたって	
計画全体に関すること	
計画に直接関わりのないこと	

6 図表目次

図番号	図名称	掲載ページ
1-1	相対的貧困率の推移(こどもの貧困率)	2
1-2	相対的貧困率の推移(こどもがいる現役世帯の貧困率)	2
2-1	困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)	20
2-2	困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験(5歳児のいる世帯)	20
3-1	困窮度別に見た、こどもに対する経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)	21
3-2	困窮度別に見た、こどもに対する経済的な理由による経験(5歳児のいる世帯)	21
4-1	困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験の該当数の平均(小5・中2のいる世帯)	21
4-2	困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験の該当数の平均(5歳児のいる世帯)	21
5-1	困窮度別に見た、こどもに対する経済的な理由による経験の該当数の平均(小5・中2のいる世帯)	22
5-2	困窮度別に見た、こどもに対する経済的な理由による経験の該当数の平均(5歳児のいる世帯)	22
6	母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、世帯における経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)	22
7	母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、こどもに対する経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)	22
8-1	世帯構成別に見た収入の状況(小5・中2のいる世帯)	23
8-2	世帯構成別に見た収入の状況(5歳児のいる世帯)	23
9-1	世帯構成別に見た家計の状況(小5・中2のいる世帯)	24
9-2	世帯構成別に見た家計の状況(5歳児のいる世帯)	24
10-1	世帯構成別に見た困窮度(小5・中2のいる世帯)	24
10-2	世帯構成別に見た困窮度(5歳児のいる世帯)	24
11-1	世帯構成別に見た就労状況(小5・中2のいる世帯)	24
11-2	世帯構成別に見た就労状況(5歳児のいる世帯)	24
12-1	就労状況別に見た家計状況(小5・中2のいる世帯)	24
12-2	就労状況別に見た家計状況(5歳児のいる世帯)	24
13-1	初めて親となった年齢別に見た、困窮度(小5・中2のいる世帯)(母親が回答者)	25
13-2	初めて親となった年齢別に見た、困窮度(5歳児のいる世帯)(母親が回答者)	25
14-1	初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴(小5・中2のいる世帯)(母親が回答者)	25
14-2	初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴(5歳児のいる世帯)(母親が回答者)	25
15-1	母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、困窮度(小5・中2のいる世帯)(母親が回答者)	26
15-2	ふたり親世帯における初めて親になった年齢別に見た、困窮度(小5・中2のいる世帯)(母親が回答者)	26
16	困窮度別に見た、就学援助の受給状況(小5・中2のいる世帯)	27
17	困窮度別に見た、就学援助を利用しなかった理由(小5・中2のいる世帯)	27
18	母子世帯における初めて親になった年齢別に見た、就学援助を利用しなかった理由(小5・中2のいる世帯)	27
19-1	困窮度別に見た、児童扶養手当受給状況(小5・中2のいる世帯)(ひとり親世帯)	27
19-2	困窮度別に見た、児童扶養手当受給状況(5歳児のいる世帯)(ひとり親世帯)	27

図番号	図名称	掲載ページ
20-1	困窮度別に見た、児童扶養手当を利用しなかった理由(小5・中2のいる世帯)(ひとり親世帯)	27
20-2	困窮度別に見た、児童扶養手当を利用しなかった理由(5歳児のいる世帯)(ひとり親世帯)	27
21-1	困窮度別に見た、養育費受領状況(小5・中2のいる世帯)(ひとり親世帯)	28
21-2	困窮度別に見た、養育費受領状況(5歳児のいる世帯)(ひとり親世帯)	28
22-1	困窮度別に見た、朝食の頻度(小5・中2のいる世帯)	28
22-2	困窮度別に見た、朝食の頻度(5歳児のいる世帯)	28
23	困窮度別に見た、遅刻の状況(小5・中2のいる世帯)	28
24	困窮度別に見た、関わり方の状況(5歳児のいる世帯)	29
25	世帯構成別に見た、関わり方の状況(5歳児のいる世帯)	29
26-1	困窮度別に見た、自分の体や気持ちで気になること(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	30
26-2	困窮度別に見た、自分の体や気持ちで気になること(5歳児のいる世帯・保護者回答)	30
26-3	困窮度別に見た、自分の体の状態で気になること(小5・中2のいる世帯・こども回答)	31
26-4	困窮度別に見た、自分の気持ちで気になること 不安な気持ちになる(小5・中2のいる世帯・こども回答)	31
26-5	困窮度別に見た、自分の気持ちで気になること まわりが気になる(小5・中2のいる世帯・こども回答)	31
26-6	困窮度別に見た、自分の気持ちで気になること やる気が起きない(小5・中2のいる世帯・こども回答)	31
27-1	世帯構成別に見た、自分の体や気持ちで気になること(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	32
27-2	世帯構成別に見た、自分の体や気持ちで気になること(5歳児のいる世帯・保護者回答)	32
28-1	困窮度別に見た、心の状態(生活を楽しんでいる)(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	33
28-2	困窮度別に見た、心の状態(生活を楽しんでいる)(5歳児のいる世帯・保護者回答)	33
29-1	困窮度別に見た、心の状態(将来への希望)(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	33
29-2	困窮度別に見た、心の状態(将来への希望)(5歳児のいる世帯・保護者回答)	33
30-1	困窮度別に見た、心の状態(ストレスを発散できるもの)(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	33
30-2	困窮度別に見た、心の状態(ストレスを発散できるもの)(5歳児のいる世帯・保護者回答)	33
31-1	困窮度別に見た、心の状態(幸せだと思う)(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	33
31-2	困窮度別に見た、心の状態(幸せだと思う)(5歳児のいる世帯・保護者回答)	33
32	困窮度別に見た、授業以外の勉強時間(小5・中2のいる世帯)	34
33	困窮度別に見た、授業以外の読書時間(小5・中2のいる世帯)	34
34	困窮度別に見た、学習理解度(小5・中2のいる世帯)	34
35	困窮度別に見た、親がこどもに希望する進学先(小5・中2のいる世帯)	35
36	困窮度別に見た、こどもが希望する進学先(小5・中2のいる世帯)	35
37	困窮度別に見た、保護者とこどもの関わり(こどもに対する将来への期待)(小5・中2のいる世帯)	35
38-1	困窮度別に見た、放課後一緒に過ごす人(小5のいる世帯)	36
38-2	困窮度別に見た、放課後一緒に過ごす人(中2のいる世帯)	36
39-1	困窮度別に見た、放課後に過ごす場所(小5のいる世帯)	36
39-2	困窮度別に見た、放課後に過ごす場所(中2のいる世帯)	36
40-1	困窮度別に見た、学習塾等に通う割合(小5のいる世帯)	37

図番号	図名称	掲載ページ
40-2	困窮度別に見た、学習塾等に通う割合(中2のいる世帯)	37
41-1	困窮度別に見た、習い事・塾代助成事業の利用状況(小5のいる世帯)	37
41-2	困窮度別に見た、習い事・塾代助成事業の利用状況(中2のいる世帯)	37
42	習い事・塾代助成カードを持っているが利用しない理由(小5・中2のいる世帯)	38
43	子ども食堂などの利用状況(小5・中2のいる世帯)	38
44	困窮度別に見た、子ども食堂などの利用状況(小5・中2のいる世帯)	38
45	子ども食堂などを利用したことがない理由(小5・中2のいる世帯)	38
46-1	保護者が身近にあるといいと思うもの(小5・中2のいる世帯)	39
46-2	困窮度別に見た、保護者が身近にあるといいと思うもの(小5・中2のいる世帯)	39
47-1	困窮度別に見た、悩んでいること(小5のいる世帯・子ども回答)	39
47-2	困窮度別に見た、悩んでいること(中2のいる世帯・子ども回答)	39
48-1	困窮度別に見た、保護者が困ったときの相談先(小5・中2のいる世帯)	40
48-2	困窮度別に見た、保護者が困ったときの相談先(5歳児のいる世帯)	40
49-1	世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先(小5・中2のいる世帯)	41
49-2	世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先(5歳児のいる世帯)	41
50	困窮度別に見た、子どもが困ったときの相談先(小5・中2のいる世帯・子ども回答)	42
51	困窮度別に見た、子どもが世話をしている家族の有無(小5・中2のいる世帯・子ども回答)	42
52	子どもが世話をしている家族の有無別に見た、子どもの居場所の利用状況(小5・中2のいる世帯・子ども回答)	43

大阪市こどもの貧困対策推進計画

令和7年3月

大阪市こども青少年局企画部企画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

TEL 06-6208-8153

FAX 06-6202-7020